【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成22年11月15日

【四半期会計期間】 第100期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社広島銀行

【英訳名】 The Hiroshima Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 角 廣 勲

【本店の所在の場所】 広島市中区紙屋町一丁目3番8号

【電話番号】 広島(082)247局5151番

【事務連絡者氏名】 常務取締役総合企画部長 池 田 晃 治

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

株式会社広島銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3273局0585番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 木 島 睦 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社広島銀行松山支店

(松山市南堀端町6番地5)

株式会社広島銀行岡山支店

(岡山市北区磨屋町1番3号)

株式会社広島銀行東京支店

(東京都中央区日本橋一丁目13番1号)

株式会社広島銀行大阪支店

(大阪市中央区北浜三丁目 2番23号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

| | | 平成20年度中間 連結会計期間 | 平成21年度中間 連結会計期間 | 平成22年度中間 連結会計期間 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|--------------------------|-----|---------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | | (自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日) | (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日) | (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 | (自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日) | (自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日) |
| 連結経常収益 | 百万円 | 77,999 | 67,609 | 72,394 | 157,611 | 138,744 |
| うち連結信託報酬 | 百万円 | 77 | 81 | 86 | 164 | 179 |
| 連結経常利益 | 百万円 | 2,471 | 8,653 | 12,504 | 13,997 | 19,220 |
| 連結中間純利益 | 百万円 | 1,093 | 5,065 | 7,110 | | |
| 連結当期純利益 | 百万円 | | | | 7,188 | 11,079 |
| 連結純資産額 | 百万円 | 279,860 | 293,030 | 313,423 | 266,943 | 302,919 |
| 連結総資産額 | 百万円 | 6,045,955 | 6,132,264 | 6,317,009 | 6,228,006 | 6,365,855 |
| 1 株当たり純資産額 | 円 | 402.09 | 425.40 | 458.77 | 383.15 | 441.69 |
| 1 株当たり中間純利益金額 | 円 | 1.75 | 8.19 | 11.51 | | |
| 1 株当たり当期純利益金額 | 円 | | | | 11.57 | 17.93 |
| 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額 | 円 | | | 11.51 | | |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 | 円 | | | | | |
| 自己資本比率 | % | 4.1 | 4.2 | 4.4 | 3.8 | 4.2 |
| 連結自己資本比率 (国内基準) | % | 10.39 | 11.36 | 11.47 | 10.96 | 11.54 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | 89,036 | 32,265 | 77,674 | 204,886 | 153,551 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | 65,673 | 23,531 | 50,025 | 266,951 | 119,197 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | 892 | 4,715 | 32,093 | 1,284 | 6,907 |
| 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 | 百万円 | 205,791 | 126,526 | 145,505 | 122,527 | 149,998 |
| 従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕 | 1 | 3,457 | 3,451 | 3,451 | 3,392 | 3,385 |
| いた。十圴崎时促集貝数丿 | 人 | [1,287] | [1,441] | [1,425] | [1,310] | [1,414] |
| 信託財産額 | 百万円 | 42,725 | 51,268 | 39,679 | 45,619 | 42,837 |

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」 に記載しております。

なお、平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間、平成20年度及び平成21年度は、潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額を記載しておりません。

- 3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 期末新株予約権 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 5. 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 6. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

| 回次 | | 第98期中 | 第99期中 | 第100期中 | 第98期 | 第99期 |
|----------------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月 | | 平成20年9月 | 平成21年9月 | 平成22年9月 | 平成21年3月 | 平成22年3月 |
| 経常収益 | 百万円 | 77,347 | 66,977 | 72,010 | 156,598 | 137,245 |
| うち信託報酬 | 百万円 | 77 | 81 | 86 | 164 | 179 |
| 経常利益 | 百万円 | 1,883 | 7,846 | 11,806 | 13,072 | 17,562 |
| 中間純利益 | 百万円 | 1,119 | 4,826 | 6,987 | | |
| 当期純利益 | 百万円 | | | | 7,445 | 10,575 |
| 資本金 | 百万円 | 54,573 | 54,573 | 54,573 | 54,573 | 54,573 |
| 発行済株式総数 | 千株 | 625,266 | 625,266 | 625,266 | 625,266 | 625,266 |
| 純資産額 | 百万円 | 247,316 | 260,468 | 280,544 | 234,636 | 270,124 |
| 総資産額 | 百万円 | 6,077,027 | 6,161,469 | 6,326,503 | 6,259,163 | 6,395,397 |
| 預金残高 | 百万円 | 5,045,031 | 5,200,767 | 5,332,896 | 5,263,620 | 5,440,059 |
| 貸出金残高 | 百万円 | 4,339,392 | 4,290,668 | 4,340,333 | 4,427,308 | 4,354,076 |
| 有価証券残高 | 百万円 | 1,226,619 | 1,422,401 | 1,577,328 | 1,383,179 | 1,537,660 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 398.24 | 421.50 | 454.23 | 379.66 | 437.36 |
| 1 株当たり中間純利益金額 | 円 | 1.79 | 7.81 | 11.31 | | |
| 1 株当たり当期純利益金額 | 円 | | | | 11.98 | 17.11 |
| 潜在株式調整後1株当た リ中間純利益金額 | 円 | | | 11.31 | | |
| 潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額 | 円 | | | | | |
| 1株当たり配当額 | 円 | 3.50 | 2.50 | 2.50 | 7.00 | 5.00 |
| 自己資本比率 | % | 4.0 | 4.2 | 4.4 | 3.7 | 4.2 |
| 単体自己資本比率 (国内基準) | % | 10.67 | 11.64 | 11.75 | 11.24 | 11.82 |
| 従業員数 (A) 亚拉斯特 (2) (2) | 1 | 3,207 | 3,214 | 3,220 | 3,151 | 3,154 |
| [外、平均臨時従業員数] | 人 | [1,163] | [1,327] | [1,324] | [1,188] | [1,306] |
| 信託財産額 | 百万円 | 42,725 | 51,268 | 39,679 | 45,619 | 42,837 |
| 信託勘定貸出金残高 | 百万円 | | | | | |
| 信託勘定有価証券残高 | 百万円 | | | | | |

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2. 第98期中(平成20年9月)、第99期中(平成21年9月)、第98期(平成21年3月)及び第99期(平成22年3月)は、潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額を記載しておりませ

 - 3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。 4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づ き算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
 - 5. 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用 人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

| 従業員数(人) | 3,451 [1,425] |
|---------|------------------|
| | |

- (注) 1. 従業員数は、連結会社以外への出向者201人を除く就業人員であり、嘱託及び従業員換算後の臨時従業員 1,415人を含んでおりません。
 - 2. 臨時従業員数は、「1内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

| 22世界数/11 | 3,220 |
|----------|---------|
| 従業員数(人) | [1,324] |

- (注) 1. 従業員数は、出向者280人を除く就業人員であり、嘱託及び従業員換算後の臨時従業員1,315人を含んでおりません。
 - 2. 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び 連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

平成22年度第2四半期のわが国経済は、輸出や生産活動が前年を上回って推移し、政策効果から耐久消費財を中心に個人消費が持ち直したことから、景気に緩やかな改善の動きがみられたものの、急激な円高の進行や、厳しい雇用・所得環境のなかでデフレ状態が続くなど、景気の先行きに対する不透明感が強まりました。

当地方の経済は、全国と同様に、堅調な輸出や生産活動を主因に企業業績が幾分持ち直しましたが、厳しい雇用環境が続いたことから個人消費は総じて緩やかな回復にとどまり、全体として回復のテンポは緩慢なものとなりました。

金融面では、短期金利は、日本銀行が低金利政策を続けたことから、0.1%前後で推移しました。長期金利は、景気の先行き不透明感やデフレの長期化懸念などから、0.9%~1.1%台の低水準で推移しました。

このような経済金融環境のなかで、当四半期連結会計期間の業績は、次のとおりとなりました。

連結財政状態につきましては、貸出金は、地元のお取引先の資金需要に積極的に対応しました結果、事業性貸出等及び個人ローンがともに増加し、前年同四半期連結会計期間末比497億円増加の4兆3,403億円となりました。預金等(譲渡性預金を含む)は、地域に密着した営業を展開しました結果、個人預金及び法人預金がともに増加し、前年同四半連結会計期間末比1,394億円増加の5兆5,244億円となりました。有価証券は、国債の増加を主因に前年同四半期連結会計期間末比1,549億円増加の1兆5,769億円となりました。

連結経営成績につきましては、経常収益は、貸出金利息の減少を主因に資金運用収益が減少しましたが、役務取引等収益及びその他業務収益が増加したことから、前年同期比28億88百万円増加し、369億91百万円となりました。一方、経常費用は、預金利息の減少を主因に資金調達費用が減少しましたが、その他業務費用が増加したことなどから、前年同期比17億72百万円増加し、327億22百万円となりました。この結果、経常利益は、前年同期比11億16百万円増益の42億68百万円、四半期純利益は、前年同期比5億90百万円増益の21億89百万円となりました。

「事業の状況」に記載の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

国内・海外別収支

資金運用収支は、20,180百万円となりました。 役務取引等収支は、3,736百万円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額 | 合計 |
|--------------------|--------------------|---------|---------|---------|---------|
| 1主大大 | ינת מ א | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 次人宝田旧士 | 前第2四半期連結会計期間 | 20,005 | 255 | | 20,261 |
| 資金運用収支 | 当第2四半期連結会計期間 | 19,934 | 245 | | 20,180 |
| うち資金運用収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 24,561 | 356 | 356 | 24,561 |
| フラ貝並連用収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 23,464 | 298 | 298 | 23,464 |
| うち資金調達費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 4,556 | 100 | 356 | 4,300 |
| プラ貝並副建員用 | 当第2四半期連結会計期間 | 3,529 | 52 | 298 | 3,283 |
| 信託報酬 | 前第2四半期連結会計期間 | 49 | | | 49 |
| | 当第2四半期連結会計期間 | 46 | | | 46 |
| 役務取引等収支 | 前第2四半期連結会計期間 | 3,634 | 14 | 378 | 3,241 |
| 1文游戏习寺以文 | 当第2四半期連結会計期間 | 4,081 | 4 | 339 | 3,736 |
| うち役務取引等収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 6,144 | 0 | 393 | 5,750 |
| プロ技術報刊等収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 6,454 | 0 | 345 | 6,110 |
| うち役務取引等費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 2,509 | 15 | 15 | 2,508 |
| プロ技術株別母員用 | 当第2四半期連結会計期間 | 2,373 | 5 | 5 | 2,373 |
| 特定取引収支 | 前第2四半期連結会計期間 | 158 | | | 158 |
| 10,2243,3143,5 | 当第2四半期連結会計期間 | 279 | | | 279 |
| うち特定取引収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 158 | | | 158 |
| プラバを扱う状態 | 当第2四半期連結会計期間 | 279 | | | 279 |
| うち特定取引費用 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| プラが定板可負用 | 当第2四半期連結会計期間 | | | | |
| その他業務収支 | 前第2四半期連結会計期間 | 1,830 | 0 | | 1,830 |
| この世来が収入 | 当第2四半期連結会計期間 | 1,215 | 0 | | 1,215 |
| うちその他業務収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 3,347 | 0 | | 3,347 |
| プラミの心表が収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 7,005 | 0 | | 7,005 |
| うちその他業務費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 1,517 | | | 1,517 |
| フラミの心未効負用 | 当第2四半期連結会計期間 | 5,790 | | | 5,790 |

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する(連結)子会社(以下「国内(連結)子会社」という。)であります。
 - 2. 「海外」とは、海外に本店を有する(連結)子会社(以下「海外(連結)子会社」という。)であります。
 - 3. 「相殺消去額」とは、連結会社間に係る相殺消去額であります。

国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は、6,110百万円となりました。 役務取引等費用は、2,373百万円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額 | 合計 |
|-------------|--------------|---------|---------|---------|---------|
| り主大大 | 別別 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 役務取引等収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 6,144 | 0 | 393 | 5,750 |
| 1文份以51专以益 | 当第2四半期連結会計期間 | 6,454 | 0 | 345 | 6,110 |
| うち預金・貸出業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 1,072 | | | 1,072 |
| プロ関本・負山未份 | 当第2四半期連結会計期間 | 1,058 | | | 1,058 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 2,026 | | | 2,026 |
| フラ 付養者 | 当第2四半期連結会計期間 | 1,954 | | | 1,954 |
| うち信託関連業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 16 | | | 16 |
| プラ信託製建業務 | 当第2四半期連結会計期間 | 10 | | | 10 |
| うち証券関連業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 75 | | | 75 |
| プロ証分別建未務 | 当第2四半期連結会計期間 | 61 | | | 61 |
| うち代理業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 52 | | | 52 |
| りられ连末街 | 当第2四半期連結会計期間 | 137 | | | 137 |
| うち保護預り | 前第2四半期連結会計期間 | 14 | | | 14 |
| ・貸金庫業務 | 当第2四半期連結会計期間 | 12 | | | 12 |
| うち保証業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 118 | | 15 | 103 |
| プラ 体証未分 | 当第2四半期連結会計期間 | 108 | | 5 | 103 |
| 役務取引等費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 2,509 | 15 | 15 | 2,508 |
| 以外从门守具用 | 当第2四半期連結会計期間 | 2,373 | 5 | 5 | 2,373 |
| こ た 為 禁 挫 攻 | 前第2四半期連結会計期間 | 669 | | | 669 |
| うち為替業務 | 当第2四半期連結会計期間 | 686 | | | 686 |

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。
 - 2. 「海外」とは、海外(連結)子会社であります。
 - 3. 「相殺消去額」とは、連結会社間に係る相殺消去額であります。

国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益は、279百万円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額 | 合計 |
|------------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|
| | 期 別 月 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 性空取引加益 | 前第2四半期連結会計期間 | 158 | | | 158 |
| 特定取引収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 279 | | | 279 |
| うち商品有価 | 前第2四半期連結会計期間 | 21 | | | 21 |
| 証券収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 11 | | | 11 |
| うち特定取引 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| 有価証券収益 | 当第2四半期連結会計期間 | | | | |
| うち特定金融 | 前第2四半期連結会計期間 | 136 | | | 136 |
| 派生商品収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 268 | | | 268 |
| うちその他の | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| 特定取引収益 | 当第2四半期連結会計期間 | | | | |
| 特定取引費用 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| 付近級可复用 | 当第2四半期連結会計期間 | | | | |
| うち商品有価 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| 証券費用 | 当第2四半期連結会計期間 | | | | |
| うち特定取引 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| 有価証券費用 | 当第2四半期連結会計期間 | | | | |
| うち特定金融 | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| 派生商品費用 | 当第2四半期連結会計期間 | | | | |
| うちその他の | 前第2四半期連結会計期間 | | | | |
| 特定取引費用 | 当第2四半期連結会計期間 | | | | |

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。
 - 2. 「海外」とは、海外(連結)子会社であります。
 - 3. 「相殺消去額」とは、連結会社間に係る相殺消去額であります。

国内・海外別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額 () | 合計 |
|---------------|--------------------|-----------|---------|--------------|-----------|
| ↑里 <i>大</i> 只 | נית מ ק | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 預金合計 | 平成21年 9 月30日 | 5,200,754 | 12 | 1,035 | 5,199,731 |
| | 平成22年 9 月30日 | 5,332,878 | 18 | 1,654 | 5,331,242 |
| 二十次和州西今 | 平成21年 9 月30日 | 2,748,366 | | 1,022 | 2,747,344 |
| うち流動性預金 | 平成22年 9 月30日 | 2,891,091 | | 1,636 | 2,889,455 |
| うち定期性預金 | 平成21年 9 月30日 | 2,253,931 | | | 2,253,931 |
| | 平成22年 9 月30日 | 2,238,186 | | | 2,238,186 |
| = + 7 m/H | 平成21年 9 月30日 | 198,456 | 12 | 12 | 198,456 |
| うちその他 | 平成22年 9 月30日 | 203,600 | 18 | 18 | 203,600 |
| | 平成21年 9 月30日 | 185,435 | | 165 | 185,270 |
| 譲渡性預金 | 平成22年 9 月30日 | 193,383 | | 165 | 193,218 |
| ₩△=1 | 平成21年 9 月30日 | 5,386,189 | 12 | 1,200 | 5,385,001 |
| 総合計 | 平成22年 9 月30日 | 5,526,262 | 18 | 1,819 | 5,524,461 |

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。
 - 2. 「海外」とは、海外(連結)子会社であります。
 - 3. 「相殺消去額」とは、連結会社間に係る相殺消去額であります。
 - 4. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 - 5. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(残高・構成比)

| 米廷山 | 平成21年 9 月 | 130日 | 平成22年 9 月30日 | | |
|-----------------------|------------|--------|--------------|--------|--|
| 業種別 | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) | |
| 国内 (除く特別国際金融取引勘定分) | 4,278,668 | 100.00 | 4,340,333 | 100.00 | |
| 製造業 | 766,041 | 17.90 | 748,983 | 17.26 | |
| 農業,林業 | 3,083 | 0.07 | 3,040 | 0.07 | |
| 漁業 | 832 | 0.02 | 636 | 0.01 | |
| 鉱業,採石業,砂利採取業 | 691 | 0.02 | 774 | 0.02 | |
| 建設業 | 161,413 | 3.77 | 151,973 | 3.50 | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 49,519 | 1.16 | 53,425 | 1.23 | |
| 情報通信業 | 26,660 | 0.62 | 25,396 | 0.59 | |
| 運輸業,郵便業 | 197,922 | 4.63 | 215,906 | 4.97 | |
| 卸売業,小売業 | 517,540 | 12.10 | 513,212 | 11.82 | |
| 金融業,保険業 | 267,225 | 6.25 | 262,313 | 6.04 | |
| 不動産業,物品賃貸業 | 616,574 | 14.41 | 599,404 | 13.81 | |
| 各種サービス業 | 359,939 | 8.41 | 368,300 | 8.49 | |
| 地方公共団体 | 233,647 | 5.46 | 297,117 | 6.85 | |
| その他 | 1,077,569 | 25.18 | 1,099,845 | 25.34 | |
| 海外及び特別国際金融取引勘定分 | 12,000 | 100.00 | | | |
| 政府等 | | | | | |
| 金融機関 | 3,000 | 25.00 | | | |
| その他 | 9,000 | 75.00 | | | |
| 合計 | 4,290,668 | | 4,340,333 | | |

⁽注) 1. 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。

^{2. 「}海外」とは、海外(連結)子会社であります。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社 1 社です。

○ 信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

| 資産 | | | | | | |
|--------|-----------------------------|--------|---------------------------|--------|-------------------------|--------|
| 科目 | 前中間連結会計期間 (平成21年 9 月30日) | | 当中間連結会計期間 (平成22年9月30日) | | 前連結会計年度 (平成22年3月31日) | |
| 771 | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) |
| 信託受益権 | 50,168 | 97.86 | 38,661 | 97.43 | 41,767 | 97.50 |
| 有形固定資産 | 903 | 1.76 | 903 | 2.28 | 903 | 2.11 |
| 銀行勘定貸 | 196 | 0.38 | 114 | 0.29 | 166 | 0.39 |
| 現金預け金 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 合計 | 51,268 | 100.00 | 39,679 | 100.00 | 42,837 | 100.00 |

| 負債 | | | | | | | |
|------|---------|--------|---------|-----------------|-------------------------|--------|--|
| 科目 | | | | 吉会計期間 9月30日) | 前連結会計年度 (平成22年3月31日) | | |
| 171H | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) | |
| 金銭信託 | 50,266 | 98.05 | 38,681 | 97.48 | 41,833 | 97.66 | |
| 包括信託 | 1,001 | 1.95 | 998 | 2.52 | 1,003 | 2.34 | |
| 合計 | 51,268 | 100.00 | 39,679 | 100.00 | 42,837 | 100.00 | |

⁽注) 1. 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間 百万円、当中間連結会計期間 百万円、 前連結会計年度 百万円

^{2.} 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度の取扱残高はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが、コールマネーが増加に転じたことを主因に前年同期比269億円増加の130億円、投資活動によるキャッシュ・フローが、有価証券の取得による支出の増加を主因に前年同期比411億円減少の 355億円、財務活動によるキャッシュ・フローが、前年同期比1億円増加の 105億円となりましたことから、現金及び現金同等物の当四半期連結会計期間末残高は、前年同期比190億円増加の1,455億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

国内経済は円高進行による輸出企業の業績悪化懸念やデフレ傾向の継続など、依然として先行き不透明であり、厳しい環境が続いております。地域経済も、国内経済と同様であり、景気の先行きは予断を許さない状況にあります。

このような環境下、当行は地域のリーディングバンクとして地元の中小企業への積極的な支援を中心として、健全で円滑な資金仲介機能を発揮することが最大の使命である、と考えております。当行が果たすべき役割の重要性をあらためて認識し、付加価値ある金融サービスの提供を通じて、より多くのお客さまに一層のご満足をいただけるよう益々の努力を続けてまいります。

加えて、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、役職員一丸となってさらなる態勢強化に努めるとともに、金融犯罪の未然防止、説明義務の徹底など、お客さま保護への取組みを一層強化してまいります。

さらに、地域社会の一員として、本業を通じた地域経済への貢献を主軸とする中で、地域のお客さまに対する感謝の気持ちを込め、環境保全や社会貢献といったCSR活動にも積極的に取組んでおります。その結果、地域社会と強い信頼関係で結ばれ、まっ先に相談される「ファースト・コール・バンク」となりますよう着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

| | 前中間会計期間 (百万円)(A) | 当中間会計期間 (百万円)(B) | 増減(百万円) (B) - (A) |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 業務粗利益 | 49,908 | 52,986 | 3,078 |
| 経費(除く臨時処理分) | 30,076 | 29,320 | 756 |
| 人件費 | 15,338 | 15,222 | 116 |
| 物件費 | 13,067 | 12,716 | 351 |
| 税金 | 1,670 | 1,381 | 289 |
| 業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前) | 19,831 | 23,666 | 3,835 |
| のれん償却額 | | | |
| 業務純益(一般貸倒引当金繰入前) | 19,831 | 23,666 | 3,835 |
| コア業務純益 | 18,626 | 20,129 | 1,503 |
| 一般貸倒引当金繰入額 | 2,460 | 3,436 | 976 |
| 業務純益 | 17,371 | 20,229 | 2,858 |
| うち債券関係損益 | 1,205 | 3,536 | 2,331 |
| 臨時損益 | 9,524 | 8,423 | 1,101 |
| うち株式関係損益 | 660 | 4,529 | 3,869 |
| うち不良債権処理損失 | 6,585 | 2,703 | 3,882 |
| 貸出金償却 | 6,222 | 847 | 5,375 |
| 個別貸倒引当金純繰入額 | 170 | 1,696 | 1,526 |
| その他の債権売却損等 | 192 | 159 | 33 |
| 経常利益 | 7,846 | 11,806 | 3,960 |
| 特別損益 | 177 | 122 | 55 |
| うち固定資産処分損益 | 126 | 67 | 59 |
| 税引前中間純利益 | 7,668 | 11,683 | 4,015 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,274 | 116 | 2,158 |
| 法人税等調整額 | 567 | 4,579 | 4,012 |
| 法人税等合計 | 2,842 | 4,696 | 1,854 |
| 中間純利益 | 4,826 | 6,987 | 2,161 |

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+特定取引収支
 - + その他業務収支
 - 2. コア業務純益 = 業務粗利益 経費(除く臨時処理分) 債券関係損益
 - 3. 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
 - 4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 - 5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 - 6. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 国債等債券売却損 国債等債券償却
 - 7. 株式関係損益 = 株式等売却益 株式等売却損 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

| | 前中間会計期間 (%)(A) | 当中間会計期間 (%)(B) | 増減(%) (B)-(A) |
|-------------|-------------------|-------------------|------------------|
| (1) 資金運用利回 | 1.62 | 1.51 | 0.11 |
| (イ)貸出金利回 | 1.86 | 1.73 | 0.13 |
| (口)有価証券利回 | 1.09 | 1.13 | 0.04 |
| (2) 資金調達原価 | 1.32 | 1.21 | 0.11 |
| 預金等利回 | 0.20 | 0.14 | 0.06 |
| (3) 預貸金利鞘 | 0.57 | 0.55 | 0.02 |
| (4) 総資金利鞘 - | 0.30 | 0.30 | |

⁽注) 「国内業務部門」とは、本邦店の円建諸取引であります。

3 ROE(単体)

| | 前中間会計期間 (%)(A) | 当中間会計期間 (%)(B) | 増減(%) (B) - (A) |
|--------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| コア業務純益ベース | 15.00 | 14.58 | 0.42 |
| 業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前) | 15.97 | 17.14 | 1.17 |
| 業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前) | 15.97 | 17.14 | 1.17 |
| 業務純益ベース | 13.99 | 14.65 | 0.66 |
| 中間純利益ベース | 3.88 | 5.06 | 1.18 |

(注)ROE =[コア業務純益]、[業務純益]、[中間純利益] / 183×365[期首純資産の部合計(新株予約権除き)+期末純資産の部合計(新株予約権除き)] / 2

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

| | 前中間会計期間 (百万円)(A) | 当中間会計期間 (百万円)(B) | 増減(百万円) (B)- (A) |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 預金(末残) | 5,200,767 | 5,332,896 | 132,129 |
| 預金(平残) | 5,235,347 | 5,352,798 | 117,451 |
| 貸出金(末残) | 4,290,668 | 4,340,333 | 49,665 |
| 貸出金(平残) | 4,401,491 | 4,382,034 | 19,457 |

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

| | 前中間会計期間 (百万円)(A) | 当中間会計期間 (百万円)(B) | 増減(百万円) (B)- (A) |
|----|---------------------|---------------------|---------------------|
| 個人 | 3,744,483 | 3,797,205 | 52,722 |
| 法人 | 1,315,889 | 1,407,529 | 91,640 |
| 合計 | 5,060,373 | 5,204,735 | 144,362 |

⁽注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 個人ローン残高

| | 前中間会計期間 (百万円)(A) | 当中間会計期間 (百万円)(B) | 増減(百万円) (B)- (A) |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 個人ローン残高 | 1,093,367 | 1,109,974 | 16,607 |
| 住宅ローン残高 | 786,433 | 811,670 | 25,237 |
| その他ローン残高 | 306,933 | 298,303 | 8,630 |

(4) 中小企業等貸出金

| | 前中間会計期間 (百万円、%)(A) | 当中間会計期間 (百万円、%)(B) | 増減(百万円、%) (B)-(A) |
|------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 中小企業等貸出金残高 | 3,007,859 | 2,960,493 | 47,366 |
| 中小企業等貸出金比率 | 70.3 | 68.2 | 2.1 |

⁽注)1.中小企業等貸出金残高は個人ローン残高を含んでいます。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

| 種類 | 前中間名 | 会計期間 | 当中間会計期間 | | |
|------|-------|---------|---------|---------|--|
| 作里共 | 口数(件) | 金額(百万円) | 口数(件) | 金額(百万円) | |
| 手形引受 | 2 | 9 | | | |
| 信用状 | 441 | 3,766 | 451 | 3,075 | |
| 保証 | 4,473 | 67,462 | 4,019 | 40,644 | |
| 計 | 4,916 | 71,238 | 4,470 | 43,719 | |



^{2.} 中小企業等貸出比率の分母となる貸出金は、特別国際金融取引勘定分を除いています。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の 状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に 定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しており ます。また、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結白己資本比率(国内其準)

| 連結自己資本以 | 〔率(国内基準) | | ı | | | |
|----------------|---|--------------|--------------|-----------|--|--|
| 項目 | | 平成21年 9 月30日 | 平成22年 9 月30日 | | | |
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | | | |
| | 資本金 | | 54,573 | 54,573 | | |
| | うち非累積的永久優先株 | | , | , | | |
| | 新株式申込証拠金 | | | | | |
| | 資本剰余金 | | 30,635 | 30,635 | | |
| | 利益剰余金 | | 163,089 | 173,154 | | |
| | 自己株式() | | 3,038 | 3,243 | | |
| | 自己株式申込証拠金 | | , | · | | |
| | 社外流出予定額() | | 1,717 | 1,716 | | |
| | その他有価証券の評価差損() | | , | · | | |
| | 為替換算調整勘定 | | 0 | 0 | | |
| | 新株予約権 | | | 31 | | |
| 基本的項目 | 連結子法人等の少数株主持分 | | 30,172 | 30,172 | | |
| | うち海外特別目的会社の | | , | · · | | |
| (Tier 1) | 発行する優先出資証券 | | 30,000 | 30,000 | | |
| | 営業権相当額() | | | | | |
| | のれん相当額() | | | | | |
| | 企業結合等により計上される | | | | | |
| | 無形固定資産相当額() | | | | | |
| | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額() 繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 | | | | | |
| | | | | | | |
| | (上記各項目の合計額) | | | | | |
| | 繰延税金資産の控除金額() | | | | | |
| | 計 | (A) | 273,715 | 283,607 | | |
| | うちステップ・アップ金利条項付の | | 30,000 | 30,000 | | |
| | 優先出資証券(注1) | | 30,000 | 30,000 | | |
| | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の | | 19,053 | 19,032 | | |
| | 差額の45%相当額 | | | · | | |
| | 一般貸倒引当金 | | 20,204 | 23,892 | | |
| 補完的項目 | 負債性資本調達手段等 | | 122,000 | 102,000 | | |
| (Tier 2) | うち永久劣後債務(注2) | | 10,000 | 10,000 | | |
| (11612) | うち期限付劣後債務及び | | 112,000 | 92,000 | | |
| | 期限付優先株(注3) | | , | | | |
| | 計 | | 161,258 | 144,925 | | |
| 1±84=7 = | うち自己資本への算入額 | (B) | 161,258 | 143,500 | | |
| 控除項目 | 控除項目(注4) | (C) | 14,484 | 14,522 | | |
| 自己資本額 | (A) + (B) - (C) | (D) | 420,489 | 412,585 | | |
| | 資産(オン・バランス)項目 | | 3,288,132 | 3,205,059 | | |
| | オフ・バランス取引等項目 | : | 195,918 | 184,421 | | |
| リスク・ | 信用リスク・アセットの額 | (E) | 3,484,050 | 3,389,481 | | |
| アセット等 | オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) | (F) | 215,870 | 205,400 | | |
| | ((G) / 8 %) (参考)オペレーショナル・リスク相当額 | (G) | 17,269 | 16,432 | | |
| | 計(E)+(F) | (H) | 3,699,921 | 3,594,882 | | |
| └ │連结白己資末比率 | [(国内基準) = (D) / (H) × 100(%) | (11) | 11.36 | 11.47 | | |
| | E=(A)/(H)×100(%) | | 7.39 | 7.88 | | |
| | :-(A)/(П)X 100(%) 0名笠っ百に担げてもの まかわた フニップ・マッ | A T.IA | | | | |

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有 する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還 期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当 額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

| 資本金 54,573 30,634 70,0434 70,0434 70,0435 | 項目 | | 平成21年 9 月30日 | 平成22年 9 月30日 | |
|---|---------------|----------------------|--------------|--------------|---------|
| うち非累積的永久優先株 新株式申込証拠金 30,634 30,634 30,634 その他資本剰余金 40,153 40,172 | | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | |
| 新株式申込証拠金 資本準備金 30,634 30,634 その他別益刺余金 40,153 40,153 その他別益刺余金 120,564 130,245 その他別 30,172 30,172 自己株式() 3,166 3,162 世外流出予定額() 1,717 1,716 者でが他有価証券の評価差損() 31 が株子的権 31 営業権利当額() 070,4相当額() 120,246 (上記者項目の対象所の(基本的項目)計 (人に)者のは同じが(上では)が(上では | | 資本金 | | 54,573 | 54,573 |
| 資本準備金 30,634 30,634 その他資本制余金 | | うち非累積的永久優先株 | | | |
| その他資本剰余金 40,153 40,153 40,153 40,153 40,153 40,153 40,153 40,153 40,153 40,153 40,053 | | 新株式申込証拠金 | | | |
| 利益準備金 | | 資本準備金 | | 30,634 | 30,634 |
| その他利益剰余金 120,564 130,245 その他 30,172 30,172 自己株式()自己株式()自己株式() 3,016 3,162 12株式()自己株式() 3,016 3,162 12株式()自己株式() 3,016 3,162 12株式()自己株式() 3,016 3,162 12株式() 3,016 3,162 12株式() 3,016 3,162 12株式() 4,717 1,716 1,717 1,716 200 10,717 1,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 10,717 1,716 200 200 200 200 200 200 200 200 200 20 | | その他資本剰余金 | | | |
| その他 30,172 30,172 1,716 自己株式() 3,016 3,162 自己株式() 3,016 3,016 3,016 2 3,016 1 3,016 3,0172 3,0172 3,0172 3,0172 3,0172 3,0172 3,0172 3,0172 3,0172 3,0172 3,0172 3,0172 3,0172 3,0172 3,0172 3,016 3,0172 3,01 | | 利益準備金 | | 40,153 | 40,153 |
| 自己株式() 3,016 3,162 自己株式() 自己株式() 1,717 1,716 基本的項目 | | その他利益剰余金 | | 120,564 | 130,245 |
| 自己株式申込証拠金 | | その他 | | 30,172 | 30,172 |
| 基本的項目 (Tier 1) ### (Tier 2) | | 自己株式() | | 3,016 | 3,162 |
| 基本的項目 (Tier 1) (Tier 2) (Tier 2) (Tier 2) (Tier 2) (Tier 2) (Tier 2) (Tier 3) (Tier 4) (Tier 4) (Tier 5) (Tier 5) (Tier 6) (Tier 7) (Tier 7) (Tier 7) (Tier 8) (Tier 8) (Tier 9) (Tier 9 | | 自己株式申込証拠金 | | | |
| (Tier 1) | | 社外流出予定額() | | 1,717 | 1,716 |
| 営業権相当額() のれん相当額() 企業結合により計上される 無形固定資産相当額() 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額() 操延税金資産の控除命の(基本的項目)計 (上記各項目の合計額) 操延税金資産の控除金額() 計 (A) 271,364 280,932 うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1) 30,000 30,000 優先出資証券(注1) 30,000 30,000 優先出資証券(注1) 19,053 19,032 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 19,053 19,032 差額の45%相当額 20,204 23,892 負債性資本調達手段等 122,000 102,000 うち永久劣後債務(注2) 10,000 10,000 10,000 うち永久劣後債務及び 112,000 92,000 加限付劣後債務及び 112,000 92,000 102,000 1 | 基本的項目 | その他有価証券の評価差損() | | | |
| 営業権相当額() のれん相当額() 企業結合により計上される 無形固定資産相当額() 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額() 操延税金資産の控除命の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額) 操延税金資産の控除金額() 計 (A) 271,364 280,932 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1) 30,000 30,000 優先出資証券(注1) うち海外特別目的会社の発行する 第4 20,204 23,892 会権的公核相当額 20,204 23,892 会権的公核相当額 20,204 23,892 会債性資本調達手段等 122,000 102,000 うち永久劣後債務(注2) 10,000 10,000 10,000 分方項限付劣後債務及び 期限付優先株(注3) 112,000 92,000 期限付優先株(注3) 112,000 92,000 期限付優先株(注3) 112,000 92,000 財限付優先株(注3) (A)+(B)-(C) (D) 431,700 423,561 資産(オン・パランス)項目 195,918 184,421 信用リスク・アセットの額 (E) 3,299,398 3,216,808 オフ・パランス取引等項目 195,918 184,421 (信用リスク・アセットの額 (E) 3,495,316 3,401,229 オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F) 211,933 201,233 ((多考)オペレーショナル・リスク相当額(G) 16,954 16,098 計 (E)+(F) (H) 3,707,250 3,602,463 単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100(%) 11.64 11.75 | (Tior 1) | 新株予約権 | | | 31 |
| 企業結合により計上される 無形固定資産相当額() 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額() 繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計 (上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額() 計 (A) 271,364 280,932 うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1) 30,000 30,000 優先出資証券 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 全額の45%相当額 19,053 19,032 差額の45%相当額 20,204 23,892 一般貸倒引当金 20,204 23,892 負債性資本調達手段等 122,000 102,000 うち永久労後債務(注2) 10,000 10,000 うち別限付労後債務及び 112,000 92,000 期限付優先株(注3) 112,000 92,000 期限付優先株(注3) 1161,258 144,925 うち自己資本への算入額 (B) 161,258 144,925 うち自己資本額 (A)+(B)-(C) (D) 431,700 423,561 資産(オン・バランス取引等項目 3,299,398 3,216,808 オフ・バランス取引等項目 195,918 184,421 イフ・アセット等 (E用リスク・アセットの額 (E) 3,495,316 3,401,229 オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F) 211,933 201,233 (参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G) 16,954 16,098 計 (E)+(F) (H) 3,707,250 3,602,463 単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100(%) 11.64 11.75 | (TIELL) | 営業権相当額() | | | |
| 無形固定資産相当額() 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額() 繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(人上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額() 計 (A) 271,364 280,932 うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1) 30,000 30,000 優先出資証券(注1) うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 19,053 19,032 差額の45%相当額 19,053 19,032 差額の45%相当額 20,204 23,892 負債性資本調達手段等 122,000 102,000 うち永久劣後債務(注2) 10,000 10,000 5カシス劣後債務及び期限付優先株(注3) 112,000 92,000 期限付優先株(注3) 112,000 92,000 計付に258 144,925 うち自己資本への算入額 (B) 161,258 144,925 うち自己資本額 (A)+(B)-(C) (D) 431,700 423,561 資産イン・パランス)項目 3,299,398 3,216,808 オフ・パランス取引等項目 195,918 184,421 信用リスク・アセットの額 (E) 3,495,316 3,401,229 オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F) 211,933 201,233 ((G) / 8%) (参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G) 16,954 16,098 計 (E)+(F) (H) 3,707,250 3,602,463 単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100(%) 11.64 11.75 | | のれん相当額() | | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額() 繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額() 計 (A) 271,364 280,932 うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注) 30,000 30,000 優先出資証券(注) 30,000 30,000 優先出資証券 19,053 19,032 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 19,053 19,032 一般貸倒引当金 20,204 23,892 負債性資本調達手段等 122,000 102,000 うち永久劣後債務(注2) 10,000 10,000 うち永久劣後債務(注2) 10,000 10,000 うち永久劣後債務(注2) 10,000 10,000 うち別限付劣後債務及び 112,000 92,000 期限付優先株(注3) 計 161,258 144,925 うち自己資本への算入額 (B) 161,258 144,925 うち自己資本への算入額 (B) 161,258 143,547 控除項目 控除項目(注4) (C) 923 918 161 (A) + (B) - (C) (D) 431,700 423,561 資産(オン・バランス)項目 3,299,398 3,216,808 オフ・バランス取引等項目 195,918 184,421 信用リスク・アセットの額 (E) 3,495,316 3,401,229 オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F) 211,933 201,233 (参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G) 16,954 16,098 計 (E) + (F) (H) 3,707,250 3,602,463 単体自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100(%) 11.64 11.75 | | | | | |
| (上記各項目の合計額) 繰延税金資産の控除金額() | | | | | |
| 操延税金資産の控除金額() | | | | | |
| 計 (A) 271,364 280,932 うちステップ・アップ金利条項付の 30,000 30,000 優先出資証券(注1) 30,000 30,000 長先出資証券 30,000 30,000 優先出資証券 30,000 30,000 優先出資証券 19,053 19,032 左額の45%相当額 20,204 23,892 負債性資本調達手段等 122,000 102,000 うち永久劣後債務及び 112,000 92,000 可財限付劣後債務及び 112,000 92,000 京ち自己資本への算入額 (B) 161,258 144,925 うち自己資本への算入額 (B) 161,258 143,547 控除項目 控除項目(注4) (C) 923 918 自己資本額 (A)+(B)-(C) (D) 431,700 423,561 資産(オン・パランス)項目 3,299,398 3,216,808 オフ・パランス取引等項目 195,918 184,421 信用リスク・アセットの額 (E) 3,495,316 3,401,229 オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F) 211,933 201,233 (6考)オペレーショナル・リスク相当額 (G) 16,954 16,098 計 (E)+(F) (H) 3,707,250 3,602,463 | | | | | |
| うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注 1) | | | (A) | 271,364 | 280,932 |
| うち海外特別目的会社の発行する | | うちステップ・アップ金利条項付の | | | |
| 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の | | うち海外特別目的会社の発行する | | 30,000 | 30,000 |
| 一般貸倒引当金 | | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の | | 19,053 | 19,032 |
| うち永久劣後債務(注 2) | | | | 20,204 | 23,892 |
| (Tier 2)うち永久劣後債務(注 2)10,00010,000うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注 3)112,00092,000計161,258144,925うち自己資本への算入額(B)161,258143,547控除項目控除項目(注 4)(C)923918自己資本額(A)+(B)-(C)(D)431,700423,561資産(オン・バランス)項目3,299,3983,216,808オフ・バランス取引等項目195,918184,421信用リスク・アセットの額 オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (参考)オペレーショナル・リスク相当額 (参考)オペレーショナル・リスク相当額 (金考)オペレーショナル・リスク相当額 計(E)+(F)(G)16,95416,098計(E)+(F)(H)3,707,2503,602,463単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100(%)11.6411.75 | 满字的话只 | 負債性資本調達手段等 | | 122,000 | 102,000 |
| (Tier 2) うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3) 112,000 92,000 161,258 144,925 161,258 144,925 161,258 144,925 161,258 143,547 161,258 143,547 175 175 175 175 175 175 175 175 175 17 | | うち永久劣後債務(注2) | | 10,000 | 10,000 |
| 計161,258144,925うち自己資本への算入額(B)161,258143,547控除項目控除項目(注4)(C)923918自己資本額(A)+(B)-(C)(D)431,700423,561資産(オン・バランス)項目3,299,3983,216,808オフ・バランス取引等項目195,918184,421信用リスク・アセットの額(E)3,495,3163,401,229オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8 %)(F)211,933201,233(参考)オペレーショナル・リスク相当額(G)16,95416,098計 (E)+(F)(H)3,707,2503,602,463単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100(%)11.6411.75 | (Tier 2) | うち期限付劣後債務及び | | | |
| 控除項目控除項目(注4)(C)923918自己資本額(A)+(B)-(C)(D)431,700423,561リスク・ アセット等資産(オン・バランス)項目3,299,3983,216,808オフ・パランス取引等項目195,918184,421信用リスク・アセットの額(E)3,495,3163,401,229オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)(F)211,933201,233((G)/8%)(F)211,933201,233(参考)オペレーショナル・リスク相当額(G)16,95416,098計(E)+(F)(H)3,707,2503,602,463単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100(%)11.6411.75 | | ` ' | | 161,258 | 144,925 |
| 控除項目控除項目(注4)(C)923918自己資本額(A)+(B)-(C)(D)431,700423,561リスク・ アセット等資産(オン・バランス)項目3,299,3983,216,808オフ・パランス取引等項目195,918184,421信用リスク・アセットの額(E)3,495,3163,401,229オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)(F)211,933201,233((G)/8%)(F)211,933201,233(参考)オペレーショナル・リスク相当額(G)16,95416,098計(E)+(F)(H)3,707,2503,602,463単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100(%)11.6411.75 | | うち自己資本への算入額 | (B) | 161,258 | 143,547 |
| 自己資本額 (A)+(B)-(C) (D) 431,700 423,561 資産(オン・バランス)項目 3,299,398 3,216,808 オフ・バランス取引等項目 195,918 184,421 信用リスク・アセットの額 (E) 3,495,316 3,401,229 オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F) 211,933 201,233 ((G) / 8 %) (参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G) 16,954 16,098 計 (E)+(F) (H) 3,707,250 3,602,463 単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100(%) 11.64 11.75 | | | | · | |
| リスク・ アセット等資産(オン・バランス)項目3,299,3983,216,808オフ・バランス取引等項目195,918184,421信用リスク・アセットの額(E)3,495,3163,401,229オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8 %)(F)211,933201,233(参考)オペレーショナル・リスク相当額(G)16,95416,098計 (E)+(F)(H)3,707,2503,602,463単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100(%)11.6411.75 | | | | | |
| リスク・アセットの額(E)3,495,3163,401,229オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8 %)(F)211,933201,233(参考)オペレーショナル・リスク相当額(G)16,95416,098計 (E)+(F)(H)3,707,2503,602,463単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100(%)11.6411.75 | HUZ-T-IX | | (-) | | |
| リスク・アセット等信用リスク・アセットの額 オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8 %)(E)3,495,316 211,9333,401,229(参考)オペレーショナル・リスク相当額 計 (E) + (F)(G)16,954 3,707,25016,098計 (E) + (F) 単体自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100(%)(H)3,707,250 3,602,4633,602,463 | | | | | |
| オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8 %) (F) 211,933 201,233 (参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G) 16,954 16,098 計 (E) + (F) (H) 3,707,250 3,602,463 単体自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100(%) 11.64 11.75 | | | (E) | | |
| (参考)オペレーショナル・リスク相当額(G)16,95416,098計 (E)+(F)(H)3,707,2503,602,463単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100(%)11.6411.75 | リスク・ アセット等 | オペレーショナル・リスク相当額に係る額 | | , , | |
| 計(E)+(F) (H) 3,707,250 3,602,463 単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100(%) 11.64 11.75 | | | (G) | 16.954 | 16.098 |
| 単体自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100(%) 11.64 11.75 | | | _ ` ′ | | , , |
| | 単体自己資本と | | (11) | | |
| | | | | | |

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有 する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還
 - 期間が5年を超えるものに限られております。 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 が含まれております。

()優先出資証券の概要

連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の基本的項目(Tier 1)に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

| # 京積型・固定 / 変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」) 定めなし、但し、平成24年1月以降のいずれかの配当支払日に、発行会社はその裁量により、20日以上60日以下の事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全部又は一部を現金償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。 配当率 3.19%(平成29年1月まで固定) 平成29年1月以降は変動金利 発行総額 300億円(1口当たり10,000,000円) 払込日 平成18年9月7日 配当支払の内容 毎年1月25日及び7月25日(該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。),但し、初回の配当支払日は平成19年1月25日とする。配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1)当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (2)当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3)当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、銀行が当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対して13場合。 (4)当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、銀行が当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対して当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対して当該配当支払日にを受けしている場合。 (5)当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示を交付している場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は監督期間配当指示若しくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。 平成19年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいず | 発行会社 | Hiroshima Preferred Capital Cayman Limited |
|--|---------|--|
| 世し、平成24年1月以降のいずれかの配当支払日に、発行会社はその裁量により、20日以上60日以下の事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全部又は一部を現金償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。 記当率 3.19%(平成29年1月まで固定) 平成29年1月以降は変動金利 発行総額 300億円(1口当たり 10,000,000円) 払込日 平成18年9月7日 配当支払の内容 毎年1月25日及び7月25日(該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。),但し、初回の配当支払日は平成19年1月25日とする。。),但し、初回の配当支払日は平成19年1月25日とする。前当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1)当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする銀行最優先株式に関する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。(2)当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。(3)当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、銀行が当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。(4)当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示を交付している場合。(5)当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は監督期間配当指示若しくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。 | 発行証券の種類 | 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」) |
| 配当率 平成29年1月以降は変動金利 発行総額 300億円(1口当たり10,000,000円) 払込日 平成18年9月7日 毎年1月25日及び7月25日(該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。),但し、初回の配当支払日は平成19年1月25日とする。 配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1)当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする銀行最優先株式に関する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。(2)当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。(3)当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、銀行が当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。(4)当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示を交付している場合。(5)当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は監督期間配当指示若しくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。 | 償還期日 | 但し、平成24年1月以降のいずれかの配当支払日に、発行会社はその裁量により、 20日以上60日以下の事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全部又は一部を 現金償還することができる。 |
| 払込日 | 配当率 | |
| R当支払の内容 毎年1月25日及び7月25日(該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。),但し、初回の配当支払日は平成19年1月25日とする。 配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1)当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする銀行最優先株式に関する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2)当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3)当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、銀行が当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。 (4)当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示を交付している場合。 (5)当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は監督期間配当指示若しくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。 | 発行総額 | 300億円(1口当たり 10,000,000円) |
| 記当支払の内容 る。)。但し、初回の配当支払日は平成19年1月25日とする。 | 払込日 | 平成18年9月7日 |
| は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする銀行最優先株式に関する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5 営業日前までに、銀行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、銀行が当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は監督期間配当指示若しくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。 | 配当支払の内容 | る。)。但し、初回の配当支払日は平成19年1月25日とする。 |
| 一十成19年3月31日に終了9る事業年度を召む、てれ以降ののる事業年度中の119 | 配当停止条件 | は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする銀行最優先株式に関する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5 営業日前までに、銀行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、銀行が当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は監督期間配当指示若しくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。 |
| れかの日を基準日として、銀行が銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。但し、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施されるが、(1)支払不能証明書が交付されていないこと、(2)分配制限に服すること、(3)当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること、かつ、(4)当該配当支払日が監督期間のはでは、100円に対します。100円に対しますます。100円に対します。100円に対します。100円に対します。100円に対します。100円に対します。100円に対します。100円に対します。100円に対します。100円に対します。100円に対します。100円に対します。100円に対します。100円に対します。100円に対します。100円に対します。100円に対します。100円に対します。100円に対します。100円に対しまする。100円に対します。100円に | 強制配当事由 | れかの日を基準日として、銀行が銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。但し、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施されるが、(1)支払不能証明書が交付されていないこと、(2)分配制限に服すること、(3)当該配当支払日が監督期間中 |
| か清昇期間中に到米するものでないこと、を条件とする。 | 残余財産分配額 | 1 口当たり10,000,000円 |

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計 上額)で区分されております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

| 連佐の区 八 | 平成21年 9 月30日 | 平成22年 9 月30日 | |
|-------------------|--------------|--------------|--|
| 債権の区分 | 金額(億円) | 金額(億円) | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 312 | 247 | |
| 危険債権 | 700 | 621 | |
| 要管理債権 | 191 | 233 | |
| 正常債権 | 42,927 | 43,242 | |

⁽注)「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づき、単位未満を四捨五入しております。

第3 【設備の状況】

- 1 主要な設備の状況
 - 当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。
- 2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|---------------|
| 普通株式 | 2,000,000,000 |
| 計 | 2,000,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成22年11月15日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | |
|------|--|----------------------------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 625,266,342 | 同左 | 宋尔祉分以分別 古坦第一郊 | 株主としての権利内容に制限の ない、標準となる株式。 単元株式数は1,000株。 |
| 計 | 625,266,342 | 同左 | | |

(2) 【新株予約権等の状況】

平成22年6月29日開催の取締役会において決議されたもの

| 一十成22年6月29日開催の収締収云にのいて沃譲る | |
|---|--|
| | 第2四半期会計期間末現在 |
| | (平成22年9月30日) |
| 新株予約権の数 | 3,832個(注1) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 383,200株 (注2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1 株当たり 1 円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年7月29日~平成52年7月28日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額 | 発行価格 327円 資本組入額 164円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、 当行取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | |
| 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注4) |

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2.新株予約権の目的となる株式の数

当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当行が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。

- イ. 新株予約権者が、当行取締役を解任された場合
- 口. 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号又は第4号に該当した場合
- 八. 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、又は、当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当行の取締役会が認めた場合
- 二. 新株予約権者が、書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。かかる相続人による新株予約権の 行使の条件は、下記 の契約に定めるところによる。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4.組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において、新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

口. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

八. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき、合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

二. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ. 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

へ. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト. 新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|--------------------------|------------------------|-----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成22年7月1日~ 平成22年9月30日 | | 625,266 | | 54,573,789 | | 30,634,730 |

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

| | | | - 3 月30 日 坑1工 |
|-------------------------------|---------------------|---------------|------------------------------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
| 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 30,761 | 4.91 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 20,735 | 3.31 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 | 19,009 | 3.04 |
| 株式会社みずほコーポレート銀 行 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 | 17,202 | 2.75 |
| 日本興亜損害保険株式会社 | 東京都千代田区霞が関三丁目7番3号 | 16,687 | 2.66 |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 | 15,915 | 2.54 |
| 株式会社福岡銀行 | 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号 | 14,150 | 2.26 |
| 住友生命保険相互会社 | 東京都中央区築地七丁目18番24号 | 12,076 | 1.93 |
| 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 11,121 | 1.77 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 | 11,095 | 1.77 |
| 計 | | 168,755 | 26.98 |

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)

30,761千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)

11,121千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

| | , | | 平成22年9月30日現任 |
|----------------|--|----------|------------------------------|
| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 7,713,000 (相互保有株式) 普通株式 3,000 | | 株主としての権利内容に制限の ない、標準となる株式 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 614,428,000 | 614,428 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 3,122,342 | | 同上 |
| 発行済株式総数 | 625,266,342 | | |
| 総株主の議決権 | | 614,428 | |

- (注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、2千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が、2個含まれております。
 - 2 上記の「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式896株を含んでおります。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

| | | | | 1 /-2/ 1 - | <u> </u> |
|-----------------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
| (自己保有株式) 株式会社広島銀行 | 広島市中区紙屋町一丁目 3番8号 | 7,713,000 | | 7,713,000 | 1.23 |
| (相互保有株式) ひろぎんウツミ屋証券 株式会社(注) | 広島市中区立町 2番30号 | 3,000 | | 3,000 | 0.00 |
| 計 | | 7,716,000 | | 7,716,000 | 1.23 |

(注) 顧客の一般信用取引に係る本担保株式であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成22年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 最高(円) | 399 | 384 | 363 | 372 | 357 | 362 |
| 最低(円) | 379 | 355 | 345 | 338 | 332 | 332 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

- 1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。なお、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。なお、前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)及び前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、あずさ監査法人の中間監査を受け、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、有限責任あずさ監査法人の中間監査を受けております。なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

1【中間連結財務諸表】 (1)【中間連結貸借対照表】

| | 前中間連結会計期間 (平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (平成22年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|--------------|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------|
| 資産の部 | | | |
| 現金預け金 | 127,998 | 145,877 | 151,438 |
| コールローン及び買入手形 | 21,319 | 21,601 | 76,086 |
| 買入金銭債権 | 24,905 | 13,002 | 19,374 |
| 特定取引資産 | 48,486 | 49,558 | 36,970 |
| 金銭の信託 | 1,285 | 751 | 1,180 |
| 有価証券 | 1, 7, 14 | 1, 7, 14 1,576,978 | 1, 7, 14 |
| 貸出金 | 2, 3, 4, 5, 6, 8 4,290,668 | 2, 3, 4, 5, 6, 8 4,340,333 | 2, 3, 4, 5, 6, 8 4,354,076 |
| 外国為替 | 6, 7 3,457 | 6, 7 3,848 | 6, 7 3,524 |
| その他資産 | ₇ 48,691 | ₇ 46,172 | 7 43,842 |
| 有形固定資産 | 9, 10 85,775 | 9, 10 84,935 | 9, 10, 11 85,506 |
| 無形固定資産 | 9,066 | 8,284 | 8,631 |
| 繰延税金資産 | 46,628 | 34,828 | 42,879 |
| 支払承諾見返 | 41,238 | 33,719 | 44,190 |
| 貸倒引当金 | 38,810 | 42,882 | 39,213 |
| 投資損失引当金 | 475 | - | - |
| 資産の部合計 | 6,132,264 | 6,317,009 | 6,365,855 |
| 負債の部 | - | | |
| 預金 | 5,199,731 | ₇ 5,331,242 | ₇ 5,438,458 |
| 譲渡性預金 | 185,270 | 193,218 | 161,427 |
| コールマネー及び売渡手形 | 14,884 | ₇ 46,705 | 6,762 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 65,428 | 47,507 | 88,564 |
| 特定取引負債 | 45,357 | 46,832 | 33,899 |
| 借用金 | 92,870 | 7, 12 159,268 | 7, 12 102,823 |
| 外国為替 | 89 | 87 | 300 |
| 社債 | 145,000 | 95,000 | 125,000 |
| 信託勘定借 | 196 | 114 | 166 |
| その他負債 | 28,753 | 30,253 | 40,802 |
| 役員賞与引当金 | - | - | 41 |
| 退職給付引当金 | 90 | 92 | 91 |
| 役員退職慰労引当金 | 819 | 6 | 920 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 922 | 978 | 978 |
| ポイント引当金 | 180 | 176 | 108 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 9 18,400 | 9 18,380 | 9 18,400 |
| 支払承諾 | 41,238 | 33,719 | 44,190 |
| 負債の部合計 | 5,839,233 | 6,003,586 | 6,062,936 |

四半期報告書

| | 前中間連結会計期間 (平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (平成22年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|--------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------------------|
| 純資産の部 | | · | |
| 資本金 | 54,573 | 54,573 | 54,573 |
| 資本剰余金 | 30,635 | 30,635 | 30,635 |
| 利益剰余金 | 163,089 | 173,154 | 167,559 |
| 自己株式 | 3,038 | 3,243 | 3,182 |
| 株主資本合計 | 245,260 | 255,120 | 249,586 |
| その他有価証券評価差額金 | 4,793 | 6,436 | 865 |
| 繰延ヘッジ損益 | 1,550 | 2,250 | 1,646 |
| 土地再評価差額金 | 9 23,941 | 9 23,912 | 9 23,941 |
| 為替換算調整勘定 | 0 | 0 | 0 |
| 評価・換算差額等合計 | 17,597 | 28,098 | 23,160 |
| 新株予約権 | - | 31 | - |
| 少数株主持分 | 30,172 | 30,172 | 30,172 |
| 純資産の部合計 | 293,030 | 313,423 | 302,919 |
| 負債及び純資産の部合計 | 6,132,264 | 6,317,009 | 6,365,855 |

(2)【中間連結損益計算書】

| | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|---------------------|--|--|--|
| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| 経常収益 | 67,609 | 72,394 | 138,744 |
| 資金運用収益 | 49,929 | 47,637 | 98,136 |
| (うち貸出金利息) | 40,752 | 37,711 | 79,698 |
| (うち有価証券利息配当金) | 8,519 | 9,348 | 17,154 |
| 信託報酬 | 81 | 86 | 179 |
| 役務取引等収益 | 11,385 | 12,186 | 24,131 |
| 特定取引収益 | 230 | 406 | 581 |
| その他業務収益 | 5,457 | 11,281 | 11,754 |
| その他経常収益 | 524 | 795 | 3,961 |
| 経常費用 | 58,956 | 59,889 | 119,524 |
| 資金調達費用 | 8,757 | 6,720 | 17,148 |
| (うち預金利息) | 5,593 | 4,005 | 10,386 |
| 役務取引等費用 | 4,760 | 4,520 | 9,642 |
| その他業務費用 | 2,954 | 6,577 | 9,905 |
| 営業経費 | 31,247 | 30,319 | 61,767 |
| その他経常費用 | 11,236 | 11,751 | 21,060 |
| 経常利益 | 8,653 | 12,504 | 19,220 |
| 特別利益 | 19 | 3 | 24 |
| 固定資産処分益 | - | 0 | - |
| 償却債権取立益 | 19 | 3 | 24 |
| 特別損失 | 197 | 126 | 285 |
| 固定資産処分損 | 126 | 67 | 206 |
| 減損損失 | 41 | - | 48 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | - | 58 | - |
| その他の特別損失 | 29 | - | 31 |
| 税金等調整前中間純利益 | 8,475 | 12,381 | 18,959 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,359 | 215 | 6,475 |
| 法人税等調整額 | 571 | 4,577 | 446 |
| 法人税等合計 | 2,931 | 4,793 | 6,922 |
| 少数株主損益調整前中間純利益 | | 7,588 | , |
| 少数株主利益 | 478 | 478 | 957 |
| 中間純利益 | 5,065 | 7,110 | 11,079 |
| | | | 7,11 |

(単位:百万円)

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度の 連結株主資本等 前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 変動計算書 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) (自 平成21年4月1日 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 至 平成21年9月30日) 株主資本 資本金 前期末残高 54,573 54,573 54,573 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高 54,573 54,573 54,573 資本剰余金 前期末残高 30,635 30,635 30,635 当中間期変動額 0 自己株式の処分 0 当中間期変動額合計 当中間期末残高 30,635 30,635 30,635 利益剰余金 前期末残高 160,187 167,559 160,187 当中間期変動額 剰余金の配当 2.163 1.544 3,707 中間純利益 5,065 7.110 11,079 自己株式の処分 0 0 0 土地再評価差額金の取崩 0 28 当中間期変動額合計 2,902 5,594 7,371 当中間期末残高 163,089 173,154 167,559 自己株式 前期末残高 3,015 3,182 3,015 当中間期変動額 202 自己株式の取得 26 63 自己株式の処分 3 2 35 当中間期変動額合計 22 60 167 3,243 当中間期末残高 3,038 3,182 株主資本合計 前期末残高 242,381 249,586 242,381 当中間期変動額 剰余金の配当 2,163 1,544 3,707 中間純利益 5,065 7,110 11,079 自己株式の取得 26 63 202 3 2 35 自己株式の処分 0 28 0 土地再評価差額金の取崩 当中間期変動額合計 2,879 5,534 7,204 当中間期末残高 245,260 255,120 249,586

| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|-----------------------|--|--|---|
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | 27,897 | 865 | 27,897 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 23,103 | 5,570 | 28,762 |
| 当中間期変動額合計 | 23,103 | 5,570 | 28,76 |
| 当中間期末残高 | 4,793 | 6,436 | 86 |
| 繰延へッジ損益 | | | |
| 前期末残高 | 1,654 | 1,646 | 1,65 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 103 | 603 | |
| 当中間期変動額合計 | 103 | 603 | |
| 当中間期末残高 | 1,550 | 2,250 | 1,64 |
| 土地再評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | 23,941 | 23,941 | 23,94 |
| 当中間期変動額 | 25,711 | 23,711 | 23,7 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 0 | 28 | |
| 当中間期変動額合計 | 0 | 28 | |
| 当中間期末残高 | 23,941 | 23,912 | 23,94 |
| 為替換算調整勘定 | | | |
| 前期末残高 | 0 | 0 | |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 0 | 0 | |
| 当中間期変動額合計 | 0 | 0 | |
| 当中間期末残高 | 0 | 0 | |
| 評価・換算差額等合計 | | <u> </u> | |
| 前期末残高 | 5,610 | 23,160 | 5,61 |
| 当中間期変動額 | 3,010 | 23,100 | 3,01 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 23,207 | 4,938 | 28,77 |
| 当中間期変動額合計 | 23,207 | 4,938 | 28,77 |
| 当中間期末残高 | 17,597 | 28,098 | 23,16 |
| 新株予約権 新株予約権 | 17,397 | 20,090 | 25,10 |
| 前期末残高 | | | |
| 当中間期変動額 | • | - | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | _ | 31 | |
| • • • | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | 31 | · |
| 当中間期末残高 | - | 31 | |
| 少数株主持分 | 20.152 | 20.172 | 20.45 |
| 前期末残高 | 30,172 | 30,172 | 30,17 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 当中間期変動額合計 | | - | 20.45 |
| 当中間期末残高 | 30,172 | 30,172 | 30,17 |

四半期報告書

| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|-----------------------|--|--|---|
| 純資産合計 | | | |
| 前期末残高 | 266,943 | 302,919 | 266,943 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | 2,163 | 1,544 | 3,707 |
| 中間純利益 | 5,065 | 7,110 | 11,079 |
| 自己株式の取得 | 26 | 63 | 202 |
| 自己株式の処分 | 3 | 2 | 35 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 0 | 28 | 0 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 23,207 | 4,969 | 28,770 |
| 当中間期变動額合計 | 26,086 | 10,504 | 35,975 |
| 当中間期末残高 | 293,030 | 313,423 | 302,919 |
| | | | |

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

| | 쓸다메녹산스티바메 | V 라메뉴사스티베메 | 前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー |
|-------------------------|--|--|--------------------------------------|
| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税金等調整前中間純利益 | 8,475 | 12,381 | 18,959 |
| 減価償却費 | 2,373 | 2,468 | 4,904 |
| 減損損失 | 41 | - | 48 |
| 持分法による投資損益(は益) | 109 | 8 | 219 |
| 貸倒引当金の増減() | 5,128 | 3,669 | 4,725 |
| 投資損失引当金の増減額(は減少) | 475 | - | - |
| 役員賞与引当金の増減額(は減少) | 32 | 41 | 8 |
| 退職給付引当金の増減額(は減少) | 0 | 1 | 1 |
| 役員退職慰労引当金の増減額(は減少) | 32 | 913 | 68 |
| 睡眠預金払戻損失引当金の増減() | | - | 55 |
| ポイント引当金の増減額(は減少) | 85 | 68 | 12 |
| 資金運用収益 | 49,929 | 47,637 | 98,136 |
| 資金調達費用 | 8,757 | 6,720 | 17,148 |
| 有価証券関係損益() | 545 | 1,016 | 2,952 |
| 金銭の信託の運用損益(は運用益) | 6 | 5 | 12 |
| 固定資産処分損益(は益) | 126 | 67 | 206 |
| 特定取引資産の純増()減 | 16,320 | 12,588 | 4,804 |
| 特定取引負債の純増減() | 16,442 | 12,932 | 4,984 |
| 貸出金の純増()減 | 136,639 | 13,742 | 73,231 |
| 預金の純増減() | 63,095 | 107,216 | 175,631 |
| 譲渡性預金の純増減() | 35,245 | 31,791 | 11,402 |
| 借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()) | 52,573 | 56,445 | 42,621 |
| 預け金(日銀預け金を除く)の純増()減 | 1,466 | 1,067 | 1,498 |
| コールローン等の純増()減 | 3,027 | 60,857 | 46,208 |
| コールマネー等の純増減() | 52,128 | 39,942 | 60,250 |
| 債券貸借取引受入担保金の純増減() | 17,870 | 41,056 | 41,006 |
| 外国為替(資産)の純増()減 | 342 | 323 | 275 |
| 外国為替(負債)の純増減() | 149 | 213 | 61 |
| 普通社債発行及び償還による増減() | - | - | 20,000 |
| 資金運用による収入 | 50,925 | 49,245 | 99,646 |
| 資金調達による支出 | 8,875 | 6,543 | 17,210 |
| その他 | 4,992 | 5,817 | 4,054 |
| 小計 | 38,360 | 81,689 | 161,970 |
| 法人税等の支払額 | 6,095 | 4,014 | 8,418 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 32,265 | 77,674 | 153,551 |
| | | | |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|-------------------------------|--|--|---|
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 有価証券の取得による支出 | 1,068,608 | 1,221,283 | 2,006,526 |
| 有価証券の売却による収入 | 997,646 | 1,146,620 | 1,799,044 |
| 有価証券の償還による収入 | 50,369 | 25,703 | 93,091 |
| 金銭の信託の増加による支出 | 42 | 6 | 31 |
| 金銭の信託の減少による収入 | 2 | 440 | 109 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 1,703 | 506 | 2,776 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 1,195 | 1,015 | 2,137 |
| 有形固定資産の売却による収入 | - | 21 | 27 |
| 無形固定資産の売却による収入 | 0 | - | 1 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 23,531 | 50,025 | 119,197 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収 入 | 10,000 | - | 10,000 |
| 劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支 出 | 12,000 | 30,000 | 12,000 |
| 配当金の支払額 | 2,161 | 1,543 | 3,705 |
| 少数株主への配当金の支払額 | 478 | 478 | 957 |
| 自己株式の取得による支出 | 26 | 26 | 154 |
| 自己株式の売却による収入 | 3 | 2 | 8 |
| リース債務の返済による支出 | 51 | 47 | 99 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 4,715 | 32,093 | 6,907 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 18 | 48 | 24 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 3,999 | 4,493 | 27,471 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 122,527 | 149,998 | 122,527 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | 126,526 | 145,505 | 149,998 |

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 | 前連結会計年度 |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 1. 連結の範囲に関す | 至 平成21年9月30日) (1) 連結子会社 6社 | 至 平成22年9月30日) (1) 連結子会社 6社 | ´至 平成22年3月31日) (1) 連結子会社 6社 |
| る事項 | ひろぎんビジネスサポー | | |
| の手具 | しらどんとうもスッパ | | |
| | ひろぎんモーゲージサー | | |
| | ビス(株) | | |
| | しまなみ債権回収㈱ | | |
| | ひろぎんウェルスマネジ | 同左 | 同左 |
| | メント(株) | | |
| | Hiroshima Finance | | |
| | (Cayman) Limited | | |
| | Hiroshima Preferred | | |
| | Capital Cayman | | |
| | Limited | | |
| | (2) 非連結子会社 | (2) 非連結子会社 | (2) 非連結子会社 |
| | 該当ありません。 | 同左 | 同左 |
| 2. 持分法の適用に関 | (1) 持分法適用の非連結子 | (1) 持分法適用の非連結子 | (1) 持分法適用の非連結子 |
| する事項 | 会社 | 会社 | 会社 |
| | 該当ありません。 | 同左 | 同左 |
| | (2) 持分法適用の関連会社 | (2) 持分法適用の関連会社 | (2) 持分法適用の関連会社 |
| | 6社 | 5 社 | 6社 |
| | ひろぎんウツミ屋証券㈱ | ひろぎんウツミ屋証券㈱ | ひろぎんウツミ屋証券㈱ |
| | ひろぎん保証㈱ ひろぎんリース㈱ | ひろぎん保証㈱ ひろぎんリース㈱ | ひろぎん保証㈱ ひろぎんリース㈱ |
| | ひろさんりース(M) ひろぎんオートリース(株) | ひろぎんオートリース(株) | ひろぎんオートリース(株) |
| | ひろぎんカードサービス | ひろぎんカードサービス | ひろぎんカードサービス |
| | (株) | (株) | (株) |
| | | Wil | ひろしまジンザイサポ |
| | ート(株) | | ート(株) |
| | | なお、ひろしまジンザイ | |
| | | サポート(株)は、当行が保 | |
| | | 有する同社全株式の売却 | |
| | | により持分法適用の関連 | |
| | | 会社に該当しないことに | |
| | | なったことから、当中間 | |
| | | 連結会計期間より持分法 | |
| | | 適用の範囲から除外して | |
| | | おります。 | |
| | (3) 持分法非適用の非連結 | (3) 持分法非適用の非連結 | (3) 持分法非適用の非連結 |
| | 子会社 | 子会社 | 子会社 |
| | 該当ありません。 | 同左 | 同左 |
| | (4) 持分法非適用の関連会 | (4) 持分法非適用の関連会 | (4) 持分法非適用の関連会 |
| | 社 | 社 | 社 |
| | 該当ありません。 | 同左 | 同左 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|-------------|--|---|---|
| 3. 連結子会社の(中 | 連結子会社の中間決算日 | (1) 連結子会社の中間決算 | 連結子会社の決算日は次 |
| 間)決算日等に関 | は次のとおりであります。 | 日は次のとおりでありま | のとおりであります。 |
| する事項 | 9月末日 6社 | す。 | 3月末日 5社 |
| | | 9月末日 5社 | 1月24日 1社 |
| | | 7月24日 1社 | なお、Hiroshima |
| | | (2) 7月24日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。 | Prefe-rred Capital Cayman Lim-itedについては、当連結会計年度より決算日を1月24日に変更しておりますが、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|-------------|--|--|--|
| 4. 会計処理基準に関 | (1) 特定取引資産・負債の | (1) 特定取引資産・負債の | (1) 特定取引資産・負債の |
| する事項 | 評価基準及び収益・費用 | 評価基準及び収益・費用 | 評価基準及び収益・費用 |
| | の計上基準 | の計上基準 | の計上基準 |
| | 金利、通貨の価格、金融商 | | 金利、通貨の価格、金融商 |
| | 品市場における相場その | | 品市場における相場その |
| | 他の指標に係る短期的な | | 他の指標に係る短期的な |
| | 変動、市場間の格差等を | | 変動、市場間の格差等を |
| | 利用して利益を得る等の | | 利用して利益を得る等の |
| | 目的(以下「特定取引目 | | 目的(以下「特定取引目 |
| | 的」という。)の取引につ | | 的」という。)の取引につ |
| | いては、取引の約定時点 | | いては、取引の約定時点 |
| | を基準とし、中間連結貸 | | を基準とし、連結貸借対 |
| | 借対照表上「特定取引資 | | 照表上「特定取引資産」 |
| | 産」及び「特定取引負 | | 及び「特定取引負債」に |
| | 債」に計上するととも に、当該取引からの損益 | | 計上するとともに、当該 取引からの損益を連結損 |
| | を中間連結損益計算書上 | | 益計算書上「特定取引収 |
| | 「特定取引収益」及び | | 益」及び「特定取引費 |
| | 「特定取引費用」に計上 | | 用」に計上しておりま |
| | しております。 | | す。 |
| | 特定取引資産及び特定取 | | ープ。 特定取引資産及び特定取 |
| | 引負債の評価は、有価証 | | 引負債の評価は、有価証 |
| | 券及び金銭債権等につい | 同左 | 券及び金銭債権等につい |
| | ては中間連結決算日の時 | | ては連結決算日の時価に |
| | 価により、スワップ・先 | | より、スワップ・先物・ |
| | 物・オプション取引等の | | オプション取引等の派生 |
| | 派生商品については中間 | | 商品については連結決算 |
| | 連結決算日において決済 | | 日において決済したもの |
| | したものとみなした額に | | とみなした額により行っ |
| | より行っております。 | | ております。 |
| | また、特定取引収益及び | | また、特定取引収益及び |
| | 特定取引費用の損益計上 | | 特定取引費用の損益計上 |
| | は、当中間連結会計期間 | | は、当連結会計年度中の |
| | 中の受払利息等に、有価 | | 受払利息等に、有価証券、 |
| | 証券、金銭債権等につい | | 金銭債権等については前 |
| | ては前連結会計年度末と | | 連結会計年度末と当連結 |
| | 当中間連結会計期間末に | | 会計年度末における評価 |
| | おける評価損益の増減額 | | 損益の増減額を、派生商 |
| | を、派生商品については | | 品については前連結会計 |
| | 前連結会計年度末と当中 | | 年度末と当連結会計年度 |
| | 間連結会計期間末における るみなし決済からの損益 | | 末におけるみなし決済か らの損益相当額の増減額 |
| | るみなし決済からの損益 相当額の増減額を加えて | | らの損益相ヨ額の増減額 を加えております。 |
| | 相当額の増減額を加えて おります。 | | で加んしのリみり。 |
| | 0.70 y, | | |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| (2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 | (2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 | (2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 |
| (イ)有価証券の評価は、 | (イ)有価証券の評価は、 | (イ)有価証券の評価は、 |
| 満期保有目的の債券につ | 満期保有目的の債券につ | 満期保有目的の債券につ |
| いては移動平均法による | いては移動平均法による | いては移動平均法による |
| 償却原価法(定額法)、持 | 償却原価法(定額法)、持 | 償却原価法(定額法)、持 |
| 分法非適用の関連会社株 | 分法非適用の関連会社株 | 分法非適用の関連会社株 |
| 式については移動平均法 | 式については移動平均法 | 式については移動平均法 |
| による原価法、その他有 | による原価法、その他有 | による原価法、その他有 |
| 価証券のうち時価のある | 価証券のうち時価のある | 価証券のうち時価のある |
| ものについては、中間連 | ものについては、中間連 | ものについては、連結決 |
| 結決算日の市場価格等に | 結決算日の市場価格等に | 算日の市場価格等に基づ |
| 基づく時価法(売却原価 | 基づく時価法(売却原価 | く時価法(売却原価は主 |
| は主として移動平均法に | は主として移動平均法に | として移動平均法により |
| より算定)、時価のないも | より算定)、時価を把握す | 算定)、時価を把握するこ |
| のについては、移動平均 | ることが極めて困難と認 | とが極めて困難と認めら |
| 法による原価法又は償却 | められるものについて | れるものについては移動 |
| 原価法により行っており | は、移動平均法による原 | 平均法による原価法によ |
| ます。なお、その他有価証 | 価法により行っておりま | り行っております。なお、 |
| 券の評価差額について | す。なお、その他有価証券 | その他有価証券の評価差 |
| は、全部純資産直入法に | の評価差額については、 | 額については、全部純資 |
| より処理しております。 | 全部純資産直入法により | 産直入法により処理して |
| | 処理しております。 | おります。 |
| (口)金銭の信託において | (口)金銭の信託において | (口)金銭の信託において |
| 信託財産を構成している | 信託財産を構成している | 信託財産を構成している |
| 有価証券の評価は、運用 | 有価証券の評価は、運用 | 有価証券の評価は、運用 |
| 目的の金銭の信託につい | 目的の金銭の信託につい | 目的の金銭の信託につい |
| ては時価法、運用目的以 | ては時価法、運用目的以 | ては時価法、運用目的以 |
| 外の金銭の信託について | 外の金銭の信託について | 外の金銭の信託について |
| は、上記(イ)と同じ方 | は、上記(イ)と同じ方 | は、上記(イ)と同じ方 |
| 法により行っておりま | 法により行っておりま | 法により行っておりま |
| す 。 | す 。 | す 。 |
| (3) デリバティブ取引の評 | (3) デリバティブ取引の評 | (3) デリバティブ取引の評 |
| 価基準及び評価方法 | 価基準及び評価方法 | 価基準及び評価方法 |
| デリバティブ取引(特定 | | |
| 取引目的の取引を除く) | 同左 | 同左 |
| の評価は、時価法により 行っております。 | | |
| (4) 減価償却の方法 | (4) 減価償却の方法 | (4) 減価償却の方法 |
| 有形固定資産(リース資 | 有形固定資産(リース資 | 有形固定資産(リース |
| 産を除く) | 産を除く) | 資産を除く) |
| 当行の有形固定資産は、 | E CIN () | 当行の有形固定資産 |
| 定率法を採用し、年間減 | | は、定率法を採用してお |
| 価償却費見積額を期間に | | ります。なお、主な耐用年 |
| より按分し計上しており | | 数は次のとおりでありま |
| ます。また、主な耐用年数 | | す。 |
| は次のとおりでありま | | 建物 : 22年~50年 |
| す。 | 同左 | その他:3年~20年 |
| 建物 : 22年~50年 | 1 3-1 | 連結子会社の有形固定資 |
| その他 : 3年~20年 | | 産については、資産の見 |
| 連結子会社の有形固定資 | | 積耐用年数に基づき、主 |
| 産については、資産の見 | | として定率法により償却 |
| 種にりいては、質性の光 積耐用年数に基づき、主 | | しております。 |
| | | 5 (0) 5 (5) |
| └ として定率法により償却 ♪ | | |
| として定率法により償却 しております。 | | |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| (自 平成21年4月1日 | (自 平成22年4月1日 | (自 平成21年4月1日 |
| 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年 9 月30日) | 至 平成22年 3 月31日) |
| 無形固定資産(リース資 | 無形固定資産(リース資 | 無形固定資産(リース資 |
| 産を除く) | 産を除く) | 産を除く) |
| 無形固定資産は、定額法 | | |
| により償却しておりま | | |
| す。なお、自社利用のソフ | | |
| トウエアについては、当 | | |
| 行及び連結子会社で定め | 同左 | 同左 |
| る利用可能期間(主とし | 132 | 132 |
| て 5 年・10年) に基づい | | |
| 1 | | |
| て償却しております。 | | |
| リース資産 | リース資産 | リース資産 |
| 所有権移転外ファイナン | | |
| ス・リース取引に係る | | |
| 「有形固定資産」中の | | |
| リース資産は、リース期 | | |
| 間を耐用年数とした定額 | | |
| 法によっております。な | | |
| お、残存価額については、 | 同左 | 同左 |
| | 132 | 132 |
| リース契約上に残価保証 | | |
| の取決めがあるものは当 | | |
| 該残価保証額とし、それ | | |
| 以外のものは零としてお | | |
| ります。 | | |
| (5) 貸倒引当金の計上基準 | (5) 貸倒引当金の計上基準 | (5) 貸倒引当金の計上基準 |
| 当行の貸倒引当金は、予 | 当行の貸倒引当金は、予 | 当行の貸倒引当金は、予 |
| め定めている償却・引当 | め定めている償却・引当 | め定めている償却・引当 |
| 基準に則り、次のとおり | 基準に則り、次のとおり | 基準に則り、次のとおり |
| 1 | | |
| 計上しております。 | 計上しております。 | 計上しております。 |
| 破産、特別清算等法的に | 破産、特別清算等法的に | 破産、特別清算等法的に |
| 経営破綻の事実が発生し | 経営破綻の事実が発生し | 経営破綻の事実が発生し |
| ている債務者(以下「破 | ている債務者(以下「破 | ている債務者(以下「破 |
| 綻先」という。)に係る債 | 綻先」という。)に係る債 | 綻先」という。)に係る債 |
| 権及びそれと同等の状況 | 権及びそれと同等の状況 | 権及びそれと同等の状況 |
| にある債務者(以下「実 | にある債務者(以下「実 | にある債務者(以下「実 |
| 質破綻先」という。)に係 | 質破綻先」という。)に係 | 質破綻先」という。)に係 |
| る債権については、以下 | る債権については、以下 | る債権については、以下 |
| のなお書きに記載されて | のなお書きに記載されて | のなお書きに記載されて |
| いる直接減額後の帳簿価 | いる直接減額後の帳簿価 | いる直接減額後の帳簿価 |
| 額から、担保の処分可能 | 額から、担保の処分可能 | 額から、担保の処分可能 |
| | | |
| 見込額及び保証による回 | 見込額及び保証による回 | 見込額及び保証による回 |
| 収可能見込額を控除し、 | 収可能見込額を控除し、 | 収可能見込額を控除し、 |
| その残額を計上しており | その残額を計上しており | その残額を計上しており |
| ます。 | ます。 | ます。 |
| また、現在は経営破綻の | また、現在は経営破綻の | また、現在は経営破綻の |
| 状況にないが、今後経営 | 状況にないが、今後経営 | 状況にないが、今後経営 |
| 破綻に陥る可能性が大き | 破綻に陥る可能性が大き | 破綻に陥る可能性が大き |
| いと認められる債務者に | いと認められる債務者 | いと認められる債務者に |
| 係る債権については、債 | (以下「破綻懸念先」と | 係る債権については、債 |
| 権額から、担保の処分可 | いう。)に係る債権につ | 権額から、担保の処分可 |
| | - | |
| 能見込額及び保証による | いては、債権額から、担保 | 能見込額及び保証による |
| 回収可能見込額を控除 | の処分可能見込額及び保 | 回収可能見込額を控除 |
| し、その残額のうち、債務 | 証による回収可能見込額 | し、その残額のうち、債務 |
| 者の支払能力を総合的に | を控除し、その残額のう | 者の支払能力を総合的に |
| 判断し必要と認める額を | ち、債務者の支払能力を | 判断し必要と認める額を |
| 計上しております。 | 総合的に判断し必要と認 | 計上しております。 |
| | める額を計上しておりま | |
| | す。 | |
| | ا ع ، | |

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

「注記事項(中間連結貸 借対照表関係) 4 」の貸 出条件緩和債権等を有す る債務者で与信額が一定 額以上の大口債務者のう ち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合 理的に見積もることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 貸出条件緩和実施前の約 定利率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法 (キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てて おります.

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の 自己査定基準に基づき、 営業関連部署が資産査定 を実施し、当該部署か 強立した資産監査部署が 査定結果を監査してお り、その査定結果に基づ いて上記の引当を行って おります。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・は、 使先に対する担保・は、 情権等については、 を保証による回収が呼価が と認められる額を控見を と記められる額を控見 と記数を取立不能見直接 としており、その金額は 49,029百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた賃倒懸念債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

「注記事項(中間連結貸 借対照表関係) 4 」の貸 出条件緩和債権等を有す る債務者で与信額が一定 額以上の大口債務者のう ち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合 理的に見積もることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 貸出条件緩和実施前の約 定利率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法 (キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てて おります.

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の 自己査定基準に基づき、 営業関連部署が資産査定 を実施し、当該部署を 独立した資産監査部署が 査定結果を監査してお り、その査定結果に基づ いて上記の引当を行って おります。

なお、破綻先及び実質破 綻先に対する担保・保証 付債権等については、 権額から担保の評価額 び保証による回収が呼吸 と認められる額を控見 と認められる額を見見 を を しており、 その金 額 39,971百万円であり す。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

「注記事項(中間連結貸 借対照表関係) 4 」の貸 出条件緩和債権等を有す る債務者で与信額が一定 額以上の大口債務者のう ち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合 理的に見積もることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 貸出条件緩和実施前の約 定利率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法 (キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てて おります。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の 自己査定基準に基づき、 営業関連部署が資産査定 を実施し、当該部署から 独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その査定結果に基づ いて上記の引当を行って おります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

| 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|--|--|---|
| (6) 投資損失引当金の計上 基準 当行の投資損失引当金 は、投資に対する損失に 備えるため、有価証券の 発行会社の財政状態等を 勘案して必要と認められ る額を計上しておりま す。 | | |
| | | (7) 役員賞与引当金の計上 基準 役員賞与引当金は、役員 への賞与の支払いに備え るため、役員に対する賞 与の支給見込額のうち、 当連結会計年度に帰属す る額を計上しておりま す。 |
| (8) 退職給付引当金の計上 基準 退職給付引当金は、従る は、従るは、従る は、従る は、従る はの退連結合 はない はない はない はない はない はない はない はない はない はない | (8) 退職給付引当金の計上 基準 同左 | (8) 退職給付引当金の計上 基準 退職給付引当金は、従業 員の退連結結合計付信権度 時間では 時間では を りる。 は は は は は は は は は は る は る り る り る り る り |
| その発生年度において 全額費用処理 数理計算上の差異: 各連結会でである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をである。 をできる。 とでき。 とできる。 とできる。 とできる。 とできる。 とできる。 とできる。 とできる。 とできる。 とできる。 とでき。 とできる。 とできる。 とできる。 とでき。 とでき。 とでき。 とでき。 とでき。 とでを、 とでを、 とでを、 とでをと。 とでを、 とでをと。 とでを、 とでを、 とでを、 とでを、 とでを、 とでを、 とでを、 とでを、 | | 各 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ |

| 前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 (自 平成22年4月1日 (自 平成21年4月2 至 平成21年9月30日) 至 平成22年9月30日) 至 平成22年3月3 (9)役員退職慰労引当金の (9)役員退職慰労引当金の (9)役員退職慰労引 計上基準 計上基準 計上基準 役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員退職慰 役員退職慰労引当 | 1日 1日) |
|--|------------|
| 室 平成21年9月30日)室 平成22年9月30日)室 平成22年3月3(9) 役員退職慰労引当金の(9) 役員退職慰労引当金の(9) 役員退職慰労引計上基準計上基準計上基準 | 1日) |
| (9) 役員退職慰労引当金の (9) 役員退職慰労引当金の (9) 役員退職慰労引 計上基準 計上基準 計上基準 計上基準 | |
| 計上基準計上基準計上基準 | |
| | 当金の |
| │ | |
| | í金は、 |
| 役員への退職慰労金の支 労引当金は、役員への退 役員への退職慰労 | 金の支 |
| 払いに備えるため、役員 職慰労金の支払いに備え 払いに備えるため | |
| に対する退職慰労金の支しるため、役員に対する退しに対する退職慰労 | |
| | |
| 給見積額のうち、当中間 職慰労金の支給見積額の 給見積額のうち、 | |
| 連結会計期間末までに発しうち、当中間連結会計期と会計年度末までに | |
| 生していると認められる 間末までに発生している ていると認められ | る額を |
| │ | |
| ております。 | |
| (10) 睡眠預金払戻損失引 (10) 睡眠預金払戻損失引 (10) 睡眠預金払戻 | 温生引 |
| 当金の計上基準 当金の計上基準 当金の計上基準 | |
| | |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | |
| は、負債計上を中止した | |
| 預金について、預金者か | |
| らの払戻請求に備えるたりにはいいます。同左には、同左には、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ | |
| め、将来の払戻請求に応 | |
| じて発生する損失を見積 | |
| り必要と認められる額を | |
| 計上しております。 | |
| (11) ポイント引当金の計 (11) ポイント引当金の計 (11) ポイント引当金 | > |
| 「「「」がインドが日並の前 (「」がインドが日並の前 (「」がインドが日立 上基準 | セリョー |
| | |
| ポイント引当金は、クレポイント引当金 | |
| ジットカード利用促進を レジットカード利 | |
| │ 目的とするポイント制度 │ を目的とするポイ | |
| に基づき、クレジット | ジット |
| │ カード会員に付与したポ │ 同左 │ カード会員に付与 | したポ |
| イントの使用により発生 | り発生 |
| する費用負担に備えるた | えるた |
| め、当中間連結会計期間 め、当連結会計年 | |
| 末における将来使用見込 | |
| 額を計上しております。 | |
| (12) 外貨建資産・負債の (12) 外貨建資産・負債の (12) 外貨建資産・ | |
| | 貝頂の |
| 換算基準 換算基準 換算基準 | <u>-</u> - |
| 当行の外貨建資産・負債当行の外貨建資産 | |
| は、中間連結決算日の為 | |
| 替相場による円換算額を場合による円換算額を | を付し |
| 付しております。 ております。 ております。 | |
| 連結子会社の外貨建資産 同左 連結子会社の外貨 | 建資産 |
| ・負債については、それ | |
| ぞれの中間決算日等の為 | |
| 替相場により換算しております。場により換算しております。 | |
| ります。 | U) -) & |
| | on Im → |
| | 心 注 力 |
| 法法法 | |
| 当行及び国内連結子会社 | |
| の所有権移転外ファイナ | |
| ンス・リース取引のう | |
| ち、リース取引開始日が | |
| 平成20年4月1日前に開 同左 同左 同左 | |
| 始する連結会計年度に属 | |
| するものについては、通 | |
| 常の賃貸借取引に準じた | |
| 会計処理によっておりま | |
| 芸計処理によりでありよ す。 | |
| У ₀ | |

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

- (14) 重要なヘッジ会計の 方法
- (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債か ら生じる金利リスクに対 するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金 融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象とな る借用金・貸出金等と ヘッジ手段である金利ス ワップ取引等を一定の (残存)期間毎にグルー ピングのうえ特定し評価 しております。

また、当中間連結会計期 間末の中間連結貸借対照 表に計上している繰延 ヘッジ損益のうち、「銀 行業における金融商品会 計基準適用に関する当面 の会計上及び監査上の取 扱い」(日本公認会計士 協会業種別監査委員会報 告第15号)を適用して実 施しておりました多数の 貸出金・借用金等から生 じる金利リスクをデリバ ティブ取引を用いて総体 で管理する従来の「マク ロヘッジ」に基づく繰延 ヘッジ損益は、「マクロ ヘッジ」で指定したそれ ぞれのヘッジ手段の残存 期間・想定元本金額に応 じ平成15年度から1~7 年間にわたって、資金調 達費用又は資金運用収益 として期間配分しており ます。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は55百万円(税効果額控除前)であります。

- 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
- (14) 重要なヘッジ会計の 方法
- (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債か ら生じる金利リスクに対 するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金 融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象とな る借用金・貸出金等と ヘッジ手段である金利ス ワップ取引等を一定の (残存)期間毎にグルー ピングのうえ特定し評価 しております。
- 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
- (14) 重要なヘッジ会計の 方法

(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債か ら生じる金利リスクに対 するヘッジ会計の方法 は、「銀行業における金 融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会 報告第24号)に規定する 繰延ヘッジによっており ます。ヘッジ有効性評価 の方法については、相場 変動を相殺するヘッジに ついて、ヘッジ対象とな る借用金・貸出金等と ヘッジ手段である金利ス ワップ取引等を一定の (残存)期間毎にグルーピ ングのうえ特定し評価し ております。

また、当連結会計年度末 の連結貸借対照表に計上 している繰延ヘッジ損益 のうち、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用 に関する当面の会計上及 び監査上の取扱い」(日 本公認会計士協会業種別 監查委員会報告第15号) を適用して実施しており ました多数の貸出金・借 用金等から生じる金利リ スクをデリバティブ取引 を用いて総体で管理する 従来の「マクロヘッジ」 に基づく繰延ヘッジ損益 は、「マクロヘッジ」で 指定したそれぞれのヘッ ジ手段の残存期間・想定 元本金額に応じ平成15年 度から1~7年間にわ たって、資金調達費用又 は資金運用収益として期 間配分しております。

| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|----------------------|--|--|--|
| | (ロ)為替変動リスク・ヘッ | (ロ)為替変動リスク・ヘッ | (ロ)為替変動リスク・ヘッ |
| | ジ | ジ | ジ |
| | 当行の外貨建金融資産・ | | |
| | 負債から生じる為替変動 | | |
| | リスクに対するヘッジ会 | | |
| | 計の方法は、「銀行業に | | |
| | おける外貨建取引等の会 | | |
| | 計処理に関する会計上及 | | |
| | び監査上の取扱い」(日 本公認会計士協会業種別 | | |
| | 本公認云訂工協云来程別 監査委員会報告第25号) | | |
| | に規定する繰延ヘッジに | | |
| | よっております。ヘッジ | | |
| | 有効性評価の方法につい | | |
| | ては、外貨建金銭債権債 | | |
| | 務等の為替変動リスクを | | |
| | 減殺する目的で行う通貨 | 同左 | 同左 |
| | スワップ取引及び為替ス | | |
| | ワップ取引等をヘッジ手 | | |
| | 段とし、ヘッジ対象であ | | |
| | る外貨建金銭債権債務等 | | |
| | に見合うヘッジ手段の外 貨ポジション相当額が存 | | |
| | 貝がタグラブ相当顔が存 在することを確認するこ | | |
| | とによりヘッジの有効性 | | |
| | を評価しております。 | | |
| | なお、一部の資産・負債 | | |
| | については、繰延ヘッジ、 | | |
| | あるいは金利スワップの | | |
| | 特例処理を行っておりま | | |
| | す。 | | |
| | | (15)中間連結キャッシュ・ | |
| | | フロー計算書における資 | |
| | | 金の範囲 中間連結キャッシュ・フ | |
| | | ロー計算書における資金 | |
| | | の範囲は、中間連結貸借 | |
| | | 対照表上の「現金預け | |
| | | 金」のうち現金及び日本 | |
| | | 銀行への預け金でありま す。 | |
| | (16)消費税等の会計処理 | (16)消費税等の会計処理 | (16)消費税等の会計処理 |
| | 当行及び国内連結子会社 | | |
| | の消費税及び地方消費税 | 同左 | 同左 |
| | の会計処理は、税抜方式 | | , |
| □ (由即\\=\++ | によっております。 | | 海体ナキッシー フロ |
| 5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算 | 中間連結キャッシュ・フ ロー計算書における資金 | | 連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範 |
| 書における資金の | の範囲は、中間連結貸借 | | 囲は、連結貸借対照表上 |
| 範囲 | 対照表上の「現金預け | | の「現金預け金」のうち |
| | 金」のうち現金及び日本 | | 現金及び日本銀行への預 |
| | 銀行への預け金でありま | | け金であります。 |
| | す。 | | |

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

| 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|--|--|---|
| | | (金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品 に関する会計基準」(企業会計基準 第10号平成20年3月10日)および 「金融商品の時価等の開示に関する 適用指針」(企業会計基準適用指針 第19号平成20年3月10日)を適用し ております。 これにより、従来の方法に比べ、 「買入金銭債権」は1,125百万円減 少、「繰延税金資産」は461百万円増 加、「その他有価証券評価差額金」 は664百万円減少しております。 |
| | (持分法に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「持分法に関する会計基準」(企業会計基準」(企工公会計基準」(企工公会計基準)をできる。 可持分法適用関連会社のの実別ができる。 に関する会計をできる。 に関する会計をできる。 に関する当のの実別ができる。 に関連に関連に関連に関連に関連によるの影響に関連に関連に関連に関連に関連に関連に関連に関連に関連に関連に関連に関連に関連に | |

【表示方法の変更】

| 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) |
|--|--|
| | (中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準 第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の 用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正 する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数 株主損益調整前中間純利益」を表示しております。 |

【追加情報】

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|---------------|---------------|---|
| (自 平成21年4月1日 | (自 平成22年4月1日 | (自 平成21年4月1日 |
| 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) |
| | | (賃貸等不動産関係) 当連結会計年度末から「賃貸等 不動産の時価等の開示に関する会 計基準」(企業会計基準第20号平 成20年11月28日)及び「賃貸等不 動産の時価等の開示に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準 適用指針第23号平成20年11月28 日)を適用しております。 なお、賃貸等不動産の総額に重要 性が乏しいため注記を省略してお ります。 |

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間 (平成21年9月30日)

- 1 有価証券には、関連会社の株式 13,590百万円を含んでおりま す。
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,428百万円、延滞債権額は 89,331百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本関は 利息の支払の遅延が相当期間 続していることその他の事由に より元本又は利息の取立てとし 弁済の見込みがないものと 未収利息を計上しなかったと 金(貸倒償却を行った部上人 金」という。)のうち、法外 6(昭和40年政令第97号)ま でに規定する事由が生じている 出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞 債権額は5,843百万円でありま す。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 元本又は利息の支払が、約定支 払日の翌日から3月以上遅延し ている貸出金で破綻先債権及び 延滞債権に該当しないものであ
- 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債 権額は13,299百万円でありま す。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債 務者の経営再建又は支援を図る ことを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務者に 有利となる取決めを行った貸出 金で破綻先債権、延滞債権及び 3ヵ月以上延滞債権に該当しな いものであります。
- 5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 113,902百万円であります。
- なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

当中間連結会計期間 (平成22年9月30日)

- 1 有価証券には、関連会社の株式 13,604百万円を含んでおりま す。
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,402百万円、延滞債権額は 76,880百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間は 続していることその他の取立てとれり元本又は利息の取立てとり元本又は利息の取立てとり元本又は利息の取立てとり 弁済の見込みがないものとしば 未収利息を計上しなか部上人 金」という。)のうち、法人号 (以下「未収利息不計上人税) 金」という。)のうち、法人税 第96条第1項第3号のイからままでに規定する事由が生じている に規定する事由が生じている貸 出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞 債権額は3,467百万円でありま す
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 元本又は利息の支払が、約定支 払日の翌日から3月以上遅延し ている貸出金で破綻先債権及び 延滞債権に該当しないものであ ります。
- 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,855百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債 務者の経営再建又は支援を図る ことを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務者に 有利となる取決めを行った貸出 金で破綻先債権、延滞債権及び 3ヵ月以上延滞債権に該当しな いものであります。
- 5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 105,606百万円であります。
- なお、上記2から5に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額 であります。

前連結会計年度 (平成22年3月31日)

- 1 有価証券には、関連会社の株式 13,667百万円を含んでおりま す.
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,394百万円、延滞債権額は 79,729百万円であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞 債権額は4,580百万円でありま す
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 元本又は利息の支払が、約定支 払日の翌日から3月以上遅延し ている貸出金で破綻先債権及び 延滞債権に該当しないものであ
- 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,028百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債 務者の経営再建又は支援を図る ことを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務者に 有利となる取決めを行った貸出 金で破綻先債権、延滞債権及び 3ヵ月以上延滞債権に該当しな いものであります。
- 5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 107,732百万円であります。
- なお、上記2から5に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額 であります。

前中間連結会計期間 (平成21年9月30日)

- 6 手形割引は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に関する 会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき 金融取引として処理しておりき す。これにより受け入れた商却 す。これにより受け入れた商業 手形及び買入外国為替は、売却 又は(再)担保という方法で自由 に処分できる権利を有しており ますが、その額面金額は28,567 百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 296,868百万円 その他 資産 1,857百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,019百万円 債券貸借 取引受入 65,428百万円 担保金

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券134,114百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 2,992百万円であります。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、41百万円であります。

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規を受けた場合に、契約上の限度が金された条件について違反が金を貸付けることを約する契約に係る正とを約するで変約に係る正とを約するであります。これらの契約に係る百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任まのが1,308,888百万円あります。

当中間連結会計期間 (平成22年9月30日)

- 6 手形割引は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に関する 会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき 金融取引として処理しておりき す。これにより受け入れた商売 す。これにより受け入れた商売 下及び買入外国為替は、売自 に処分できる権利を有しており ますが、その額面金額は25,661 百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 364,514百万円 その他 資産 19百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,261百万円 コールマ 20,000百万円 ネー 6券貸借

取引受入 47,507百万円 担保金

借用金 69,000百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 163,983百万円を差し入れてお ります。

- また、その他資産のうち保証金は2,797百万円であります。
- なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、8百万円であります。
- 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契申は、顧客からの融資実行の申規とで表別に、契約上規を受けた場合に、契約上規ない限り、一定の限度額まで資資であります。これらの契約に係る百分で表別であります。このうち原契約に無条件で取消可能なものが1,324,592百万円あります。

前連結会計年度 (平成22年3月31日)

- 6 手形割引は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に関する 会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき 金融取引として処理しておりき す。これにより受け入れた商却 す。これにより受け入れた商却 又は(再)担保という方法で自由 に処分できる権利を有しており ますが、その額面金額は30,520 百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 303,029百万円 その他 資産 19百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,007百万円 債券貸借 取引受入 88,564百万円 担保金

借用金 11,200百万円 上記のほか、為替決済等の取引の 担保あるいは先物取引証拠金等 の代用として、有価証券131,472 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 2,842百万円であります。

- なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、4百万円であります。
- 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申見出を受けた場合に、契約上規では、一定の限度額まで資付けることを約する契約に係る可以ます。これらの契約に係る百円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意のが1,298,142百万円あります。のが1,298,142百万円あります。

前中間連結会計期間 (平成21年9月30日)

なお、これらの契約の多くは、融 資実行されずに終了するもので あるため、融資未実行残高その ものが必ずしも当行の将来の キャッシュ・フローに影響を与 えるものではありません。これ らの契約の多くには、金融情勢 の変化、債権の保全及びその他 相当の事由があるときは、当行 が実行申し込みを受けた融資の 拒絶又は契約極度額の減額をす ることができる旨の条項が付け られております。また、契約時に おいて必要に応じて不動産・有 価証券等の担保を徴求するほ か、契約後も定期的に(半年毎 に)予め定めている行内手続に 基づき顧客の業況等を把握し、 必要に応じて契約の見直し、与 信保全上の措置等を講じており ます。

9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再 評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めした方法により算定めした方法により算定的な動を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を 行った事業用の土地の当中間連 結会計期間末における時価の合 計額と当該事業用の土地の再評 価後の帳簿価額の合計額との差 額

28,039百万円

当中間連結会計期間 (平成22年9月30日)

なお、これらの契約の多くは、融 資実行されずに終了するもので あるため、融資未実行残高その ものが必ずしも当行の将来の キャッシュ・フローに影響を与 えるものではありません。これ らの契約の多くには、金融情勢 の変化、債権の保全及びその他 相当の事由があるときは、当行 が実行申し込みを受けた融資の 拒絶又は契約極度額の減額をす ることができる旨の条項が付け られております。また、契約時に おいて必要に応じて不動産・有 価証券等の担保を徴求するほ か、契約後も定期的に(半年毎 に)予め定めている行内手続に 基づき顧客の業況等を把握し、 必要に応じて契約の見直し、与 信保全上の措置等を講じており ます。

9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再 評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定めて公表ので基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を 行った事業用の土地の当中間連 結会計期間末における時価の合 計額と当該事業用の土地の再評 価後の帳簿価額の合計額との差 額

28,673百万円

前連結会計年度 (平成22年3月31日)

なお、これらの契約の多くは、融 資実行されずに終了するもので あるため、融資未実行残高その ものが必ずしも当行の将来の キャッシュ・フローに影響を与 えるものではありません。これ らの契約の多くには、金融情勢 の変化、債権の保全及びその他 相当の事由があるときは、当行 が実行申し込みを受けた融資の 拒絶又は契約極度額の減額をす ることができる旨の条項が付け られております。また、契約時に おいて必要に応じて不動産・有 価証券等の担保を徴求するほ か、契約後も定期的に(半年毎 に)予め定めている行内手続に 基づき顧客の業況等を把握し、 必要に応じて契約の見直し、与 信保全上の措置等を講じており ます。

9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再 評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めした方法により算定めした方法により算定的なるをでする。

同法律第10条に定める再評価を 行った事業用の土地の当連結会 計年度末における時価の合計額 と当該事業用の土地の再評価後 の帳簿価額の合計額との差額

28,673百万円

| ** * | \/ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ _ | ** \ + \ + \ + \ + \ + \ + \ + \ + \ + \ |
|-------------------|---|--|
| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
| (平成21年 9 月30日) | (平成22年 9 月30日) | (平成22年3月31日) |
| 10 有形固定資産の減価償却累計 | 10 有形固定資産の減価償却累計 | 10 有形固定資産の減価償却累計 |
| 額 | 額 | 額 |
| 39,403百万円 | 41,072百万円 | 40,241百万円 |
| | | 11 有形固定資産の圧縮記帳額 |
| | | 12,725百万円 |
| | | (当連結会計年度圧縮記帳額 |
| | | 百万円) |
| 12 借用金には、他の債務よりも債 | 12 借用金には、他の債務よりも債 | 12 借用金には、他の債務よりも債 |
| 務の履行が後順位である旨の特 | 務の履行が後順位である旨の特 | 務の履行が後順位である旨の特 |
| 約が付された劣後特約付借入金 | 約が付された劣後特約付借入金 | 約が付された劣後特約付借入金 |
| 67,000百万円が含まれておりま | 67,000百万円が含まれておりま | 67,000百万円が含まれておりま |
| す 。 | す 。 | す 。 |
| 13 社債には、劣後特約付社債 | 13 社債には、劣後特約付社債 | 13 社債には、劣後特約付社債 |
| 65,000百万円が含まれておりま | 35,000百万円が含まれておりま | 65,000百万円が含まれておりま |
| す 。 | す 。 | す 。 |
| 14 有価証券中の社債のうち、有価 | 14 有価証券中の社債のうち、有価 | 14 有価証券中の社債のうち、有価 |
| 証券の私募(金融商品取引法第 | 証券の私募(金融商品取引法第 | 証券の私募(金融商品取引法第 |
| 2条第3項)による社債に対す | 2条第3項)による社債に対す | 2条第3項)による社債に対す |
| る保証債務の額は44,392百万円 | る保証債務の額は45,040百万円 | る保証債務の額は45,931百万円 |
| であります。 | であります。 | であります。 |

(中間連結損益計算書関係)

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|------------------|---|---------------------------------|
| (自 平成21年4月1日 | (自 平成22年4月1日 | (自 平成21年4月1日 |
| 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) |
| 1 その他経常費用には、貸出金償 | 1 その他経常費用には、貸倒引当 | 1 その他経常費用には、貸倒引当 |
| 却6,222百万円及び貸倒引当金 | 金繰入額5,134百万円、株式等売 | 金繰入額6,128百万円、貸出金償 |
| 繰入額2,639百万円を含んでお | 却損2,979百万円、株式等償却 | 却7,910百万円及び株式等売却 |
| ります。 | 2,076百万円、貸出金償却847百 | 損4,371百万円を含んでおりま |
| 1) x 9; | 2,076日ガロ、負出金頂却647日 万円及び貸出債権売却等による 損失159百万円を含んでおります。 | 損4,3/1日月日を召 <i>ル</i> とのりま す。 |



(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | | | | | (半四・11本) |
|-------|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|----------|
| | 前連結会計年度末 株式数 | 当中間連結会計 期間増加株式数 | 当中間連結会計 期間減少株式数 | 当中間連結会計 期間末株式数 | 摘要 |
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 625,266 | | | 625,266 | |
| 合 計 | 625,266 | | | 625,266 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 7,311 | 67 | 7 | 7,370 | |
| 合 計 | 7,311 | 67 | 7 | 7,370 | |

増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

2.配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1 株当たりの金額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------------|-------|-----------------|------------------|-----------------|----------------|
| 平成21年 6 月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,163 | 3.5 | 平成21年 3 月31日 | 平成21年 6月29日 |

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1 株当たりの 金額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------------|-------|------------------|-----------------|-----------------|
| 平成21年11月13日 取締役会 | 普通株式 | 1,544 | 利益剰余金 | 2.5 | 平成21年 9 月30日 | 平成21年 12月10日 |

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | | | | | <u> </u> |
|-------|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|----------|
| | 前連結会計年度末 株式数 | 当中間連結会計 期間増加株式数 | 当中間連結会計 期間減少株式数 | 当中間連結会計 期間末株式数 | 摘要 |
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 625,266 | | | 625,266 | |
| 合 計 | 625,266 | | | 625,266 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 7,767 | 169 | 6 | 7,930 | |
| 合 計 | 7,767 | 169 | 6 | 7,930 | |

増加は単元未満株式の買取69千株及び持分法適用の関連会社による当行株式の取得100千株によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求6千株によるものであります。

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 新株予約権 の内訳 | 新株予約権 | 新株予 | 約権の目的と | 7(株) | 当中間連結 | | | | |
|-----------------|----------------|---------------------------------|-----------|------|-------|-------------|-------|-------|--|
| | 重 の目的 となる株式 | の目的 なる株式 前連結会計 [| 当中間連結会計期間 | | 当中間連結 | 会計期間末 残高 | 摘要 | | |
| | | | の種類 | 年度末 | 増加 | 減少 | 会計期間末 | (百万円) | |
| 当往 | 行 | ストック・ オプション としての 新株予約権 | | | | | | 31 | |
| 合言 | 計 | | | | | | | 31 | |

3.配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1 株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 平成22年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,544 | 2.5 | 平成22年 3 月31日 | 平成22年 6 月30日 |

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1 株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------------|-------|------------------|----------------|-----------------|
| 平成22年11月12日 取締役会 | 普通株式 | 1,543 | 利益剰余金 | 2.5 | 平成22年 9月30日 | 平成22年 12月10日 |

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 前連結会計年度末 | 当連結会計年度 | 当連結会計年度 | 当連結会計年度末 | <u> </u> |
|-------|----------|------------------|--------------------|----------|----------|
| | 株式数 | 当度福安計平及 増加株式数 | 国建超去前年度 減少株式数 | 株式数 | 摘要 |
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 625,266 | | | 625,266 | |
| 合 計 | 625,266 | | | 625,266 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 7,311 | 552 | 95 | 7,767 | |
| 合 計 | 7,311 | 552 | 95 | 7,767 | |

増加は単元未満株式の買取416千株及び持分法適用の関連会社による当行株式の取得136千株によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求22千株及び持分法適用の関連会社による当行株式の売却73千株によるものであります。

2.配当に関する事項

(1)当連結会計年度中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------------|-------|-----------------|-----------------|--------------|--------------|
| 平成21年 6 月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,163 | 3.5 | 平成21年3月31日 | 平成21年 6 月29日 |
| 平成21年11月13日 取締役会 | 普通株式 | 1,544 | 2.5 | 平成21年 9 月30日 | 平成21年12月10日 |

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|--------------|--------------|
| 平成22年 6 月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,544 | 利益剰余金 | 2.5 | 平成22年 3 月31日 | 平成22年 6 月30日 |

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| | 前中間連結会計期間 | | 当中間連結 | | 前連結会計年度 | | |
|--------------|-----------------|--------------|--------------|-------------------|-----------------|------------------|--|
| (自 平成21年4月1日 | | (自 平成22年 | ₹4月1日 | (自 平成21年4月1日 | | | |
| | 至 平成21年 | 9月30日) | 至 平成22年 | ₹9月30日) | 至 平成22年3月31日) | | |
| | 1 現金及び現金 | :同等物の中間期 | 1 現金及び現金 | 金同等物の中間期 | 1 現金及び現金同等物の期末残 | | |
| | 末残高と中間選 | 連結貸借対照表に | 末残高と中間 | 連結貸借対照表に | 高と連結貸借 | 対照表に掲記され | |
| | 掲記されている | る科目の金額との | 掲記されてい | る科目の金額との | ている科目の金額との関係 | | |
| | 関係 | | 関係 | | (平成22年3月31日 | ∃) | |
| | (平成21年9月30日 | ∃) | (平成22年 9 月30 | 日) | 現金預け金 | 151,438百万円 | |
| | 現金預け金 | 127,998百万円 | 現金預け金 | 145,877百万円 | 勘定 | 101,400Д/Л | |
| | 勘定 | 121,990日7111 | 勘定 | 143,011 🖽 /) [] | 外貨預け金 | 1,000百万円 | |
| | 外貨預け金 | 1,000百万円 | その他預け金 | 372百万円 | その他預け金 | 439百万円 | |
| | その他預け金 | 471百万円 | 現金及び | 145,505百万円 | 現金及び | 440 000 = | |
| | 現金及び 126,526百万円 | | 現金同等物 | ————— | 現金同等物 | 149,998百万円 | |
| | 現金同等物 | | | | | | |
| | | | | | | | |



(リース取引関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | | |
|--|--|--|--|--|
| 1. ファイナンス・リース取引 | 1. ファイナンス・リース取引 | 1. ファイナンス・リース取引 | | |
| (1) 所有権移転外ファイナンス・ | (1) 所有権移転外ファイナンス・ | (1) 所有権移転外ファイナンス・ | | |
| リース取引 | リース取引 | リース取引 | | |
| リース資産の内容 | リース資産の内容 | リース資産の内容 | | |
| (ア)有形固定資産 | (ア)有形固定資産 | (ア)有形固定資産 | | |
| 主として、事務機器であります。 | 同左 | 同左 | | |
| (イ)無形固定資産 | (イ)無形固定資産 | (イ)無形固定資産 | | |
| ソフトウエアであります。 | 同左 | 同左 | | |
| リース資産の減価償却の方法 | リース資産の減価償却の方法 | リース資産の減価償却の方法 | | |
| 中間連結財務諸表作成のための | | | | |
| 基本となる重要な事項「4. | | | | |
| 会計処理基準に関する事項」 | 同左 | 同左 | | |
| の「(4)減価償却の方法」に | | | | |
| 記載のとおりであります。 | | | | |
| (2) 通常の賃貸借取引に係る方法 | (2) 通常の賃貸借取引に係る方法 | (2) 通常の賃貸借取引に係る方法 | | |
| に準じて会計処理を行っている | に準じて会計処理を行っている | に準じて会計処理を行っている | | |
| 所有権移転外ファイナンス・ | 所有権移転外ファイナンス・ | 所有権移転外ファイナンス・ | | |
| リース取引 | リース取引 | リース取引 | | |
| ・リース物件の取得価額相当額、減 | ・リース物件の取得価額相当額、減 | ・リース物件の取得価額相当額、減 | | |
| 価償却累計額相当額、減損損失 | 価償却累計額相当額、減損損失 | 価償却累計額相当額、減損損失 | | |
| 累計額相当額及び中間連結会計 | 累計額相当額及び中間連結会計 | 累計額相当額及び年度末残高相 | | |
| 期間末残高相当額 | 期間末残高相当額 | 当額 | | |
| 有形 無形 固定 固定 合計 | 有形 無形 固定 合計 | 有形 無形 固定 固定 合計 | | |
| 資産 資産 (百万円) (百万円) (百万円) | 資産 資産 (百万円) (百万円) (百万円) | 資産 資産 (百万円) (百万円) (百万円) | | |
| 取得価額 相当額 54 9 64 | 取得価額 相当額 30 9 39 | 取得価額 相当額 30 9 39 | | |
| 減価償却 累計額 38 7 45 相当額 | 減価償却 緊計額 19 8 28 相当額 | 減価償却 累計額 17 8 25 相当額 | | |
| 減損損失 累計額 相当額 | 減損損失 累計額 相当額 | 減損損失 累計額 相当額 | | |
| 中間連結 16 2 18 残高相当額 | 中間連結 10 0 10 残高相当額 | ——— —— ——— ——— 年度末 残高相当額 13 1 14 | | |
| ・未経過リース料中間連結会計期 | ・未経過リース料中間連結会計期 | ・未経過リース料年度末残高相当 | | |
| 間末残高相当額 | 間末残高相当額 | 額 | | |
| 1年内 1年超 合計 | 1年内 1年超 合計 | 1年内 1年超 合計 | | |
| (百万円) (百万円) (百万円) 8 11 19 | (百万円) (百万円) (百万円) 5 6 11 | (百万円) (百万円) (百万円) 6 8 15 | | |
| ・リース資産減損勘定の中間連結 | ・リース資産減損勘定の中間連結 | ・リース資産減損勘定年度末残高 | | |
| 会計期間末残高 | 会計期間末残高 | 百万円 | | |
| 百万円 | 百万円 | | | |
| | 1 1//// | | | |

| 支払リース料 6百万円 リース資産減損 百万円 勘定の取崩額 | 支払リース料 4百万円 リース資産減損 百万円 勘定の取崩額 | 支払リース料 11百万円 リース資産減損 百万円 勘定取崩額 | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|--|
| 減価償却費 5百万円 | 減価償却費 3百万円 相当額 | 減価償却費 10百万円 相当額 | | |
| 支払利息相当額 0百万円 | 支払利息相当額 0百万円 | 支払利息相当額 0百万円 | | |
| 減損損失 百万円 | 減損損失 百万円 | 減損損失 百万円 | | |
| ・減価償却費相当額の算定方法 | ・減価償却費相当額の算定方法 | ・減価償却費相当額の算定方法 | | |
| リース期間を耐用年数とし、残存 | | 5 | | |
| 価額を零とする定額法によって | 同左 | 同左 | | |
| おります。 | | 利息担当類の答字さけ | | |
| ・利息相当額の算定方法 | ・利息相当額の算定方法 | ・利息相当額の算定方法 | | |
| リース料総額とリース物件の取 | | リース料総額とリース物件の取 | | |
| 得価額相当額との差額を利息相 | <u> </u> | 得価額相当額との差額を利息相 | | |
| 当額とし、各中間連結会計期間 | 同左 | 当額とし、各連結会計年度への | | |
| への配分方法については、利息 | | 配分方法については、利息法に | | |
| 法によっております。 | | よっております。 | | |
| 2. オペレーティング・リース取引 | 2.オペレーティング・リース取引 | 2. オペレーティング・リース取引 | | |
| ・オペレーティング・リース取引 | ・オペレーティング・リース取引 | ・オペレーティング・リース取引 | | |
| のうち解約不能のものに係る未 | のうち解約不能のものに係る未 | のうち解約不能のものに係る未 | | |
| 経過リース料 | 経過リース料 | 経過リース料 | | |
| 1年内 1年超 合計 | 1年内 1年超 合計 | 1年内 1年超 合計 | | |
| (百万円) (百万円) (百万円) | (百万円) (百万円) (百万円) | (百万円) (百万円) (百万円) | | |

(金融商品関係)

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

| | 中間連結貸借対 照表計上額 | 時 価 | 差 額 | | |
|---------------------|------------------|-----------|--------|--|--|
| <u>資 産</u> | | | | | |
| (1) 現金預け金 | 145,877 | 145,877 | | | |
| (2) コールローン及び買入手形 | 21,601 | 21,601 | | | |
| (3) 買入金銭債権 | 13,002 | 13,002 | | | |
| (4) 特定取引資産 (* 2) | | | | | |
| 売買目的有価証券 | 881 | 881 | | | |
| (5) 金銭の信託 | 751 | 752 | 1 | | |
| (6) 有価証券 | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | | |
| その他有価証券 | 1,556,857 | 1,556,857 | | | |
| (7) 貸出金 | 4,340,333 | | | | |
| 貸倒引当金 (* 1) | 41,226 | | | | |
| | 4,299,106 | 4,397,413 | 98,306 | | |
| 資産計 | 6,038,078 | 6,136,386 | 98,307 | | |
| 負債 | | | | | |
| (1) 預金 | 5,331,242 | 5,337,510 | 6,268 | | |
| (2) 譲渡性預金 | 193,218 | 193,278 | 59 | | |
| (3) コールマネー及び売渡手形 | 46,705 | 46,705 | | | |
| (4) 債券貸借取引受入担保金 | 47,507 | 47,507 | | | |
| (5) 借用金 | 159,268 | 163,645 | 4,377 | | |
| (6) 社債 | 95,000 | 98,770 | 3,770 | | |
| 負債計 | 5,872,943 | 5,887,418 | 14,475 | | |
| デリバティブ取引 (* 1)(* 3) | | | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 1,355 | 1,355 | | | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (3,368) | (3,368) | | | |
| デリバティブ取引計 | (2,012) | (2,012) | | | |

^(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、デリバティブ取引に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

^(* 2) 特定取引資産には、デリバティブ取引は含めておりません。

^(*3)特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につ いては、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金についても、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、優先劣後等のように質的に分割されており保有者が複数であるような信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。それ以外のものについては、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

金銭の信託のうち、外部格付を有するものは、元利金の合計額を期間ごとの外部格付別平均利回りで割り引いて時価を算定しております。それ以外のものについては、信託財産構成物が満期のない預け金から構成されており、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は10,257百万円増加、「繰延税金資産」は4,205百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は6,051百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、第三者から提供を受けておりますが、国債の利回り等から 見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定され ており、国債の利回り及び金利スワプションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出商品の種類、貸出金利の種類、一定の期間及び内部格付に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定(*)しております。

(*)金利スワップ等の特例処理の対象とされた長期貸出金の時価については、金利スワップ等の時価((デリバティブ 取引関係)参照)を当該長期貸出金の時価に加算して算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金商品の種類、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金については、調達の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「<u>資産</u>(6)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

| 区分 | 中間連結貸借対照表計上額 |
|-----------------------|--------------|
| 非上場株式 (* 1) (* 2) | 20,120 |
| クレジット・デフォルト・スワップ(* 3) | |
| 合計 | 20,120 |

- (* 1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。
- (*3)一部のクレジット・デフォルト・スワップについては、市場価格がなく、かつ、合理的に算定された価額の入手も極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1.金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当行及び当行グループ(以下、「当行」という。)は、ローン事業及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うために、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行業における預金調達に加えて、社債による資金調達等も行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

また、当行では有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、貸出先の信用状態の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び取引先との間の良好な関係を構築又は維持するために保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、取引先の金融ニーズに基づく為替予約や通貨スワップ等、及びALMの一環として行う金利スワップ等があります。このうちALMの一環として行う金利スワップ等は、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

このほか、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で金利スワップを行い、ヘッジ 手段に係る損益を繰り延べる方法(繰延ヘッジ)を適用しております。また、金利スワップ取引をヘッ ジ手段として、ヘッジ対象である長期貸出金に金利スワップの特例処理を行っているものがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の信用状態の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消失し、損失を被るリスクのことであります。

当行では、個別与信管理の運営にあたって、審査体制を充実・強化し、企業の信用力の適切な把握に努めております。また、貸出案件の採り上げにあたっては、取締役会が定めた「与信基本原則規程」に基づき、慎重な検討を行うとともに、営業店が採り上げる主要な貸出案件については、営業部門とは独立した審査部門が、厳正な審査を行っております。

また、貸出金の信用リスクを客観的に把握するため、当行では信用格付制度を導入し、取引先の信用力格差を財務データ等に基づき12段階に細分化して、その変化を継続的に把握しております。

さらに、信用格付制度の運営と並行して、毎期行う資産の自己査定により、貸出等の資産内容の健全性 を厳しくチェックしております。

市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことであります。

当行では、ALMの充実・強化を図ることによって金利をはじめとする市場リスクをコントロールし、収益の安定化を図っております。

また、市場リスクの管理を厳格に実施するため、リスク量の限度額等を設定するとともに、ヘッジ方針や資産価値が減少した場合の報告・協議ルール等を定め、市場の動きに迅速かつ適切に対応し、収益の安定化を図る体制を構築しております。限度額等の遵守状況は、ポジション額、リスク量、損益状況等の主要な計数とともに日次で管理しております。

さらに、トレーディング勘定(有価証券及びオフバランス取引において、短期的な売買差益やお客さまの依頼に基づく取次等を目的とした取引)については、バンキング勘定(預貸金取引及び投資有価証券取引とそれに関連する取引)との性格の違いから、特別な管理を行っております。自己ポジションによるディーリングについては、ポジション枠やロスカット等に関する厳格なルールの下で、限定的なポジションでの運営に努めているほか、対顧客取引については、原則として銀行間市場でフルカバーをとることにより、スクエアポジションでの運営を実施しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく 高い金利での資金調達を余儀なくされること等により損失を被るリスクのことであります。

当行では、綿密な資金計画に基づくポジション管理により、資金調達可能額に対して常に余裕を持った資金繰り運営を行っております。また、厳格な資金繰り運営を行うために、毎期、市場調達額が過大とならないように一定の制限を設けるとともに、資金繰り状況に応じた対応を定めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、「連結貸借対照表計上額」の重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価 を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、次表に含めておりません((注 2)参照)。

(単位・百万円)

| | | | (<u>甲位:白力円</u>) |
|---------------------|----------------|-----------------------------------|-------------------|
| | 連結貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
| <u>資産</u> | | | |
| (1) 現金預け金 | 151,438 | 151,438 | |
| (2) コールローン及び買入手形 | 76,086 | 76,086 | |
| (3) 買入金銭債権 | 19,374 | 19,374 | |
| (4) 特定取引資産 (* 2) | | | |
| 売買目的有価証券 | 1,107 | 1,107 | |
| (5) 金銭の信託 | 1,180 | 1,184 | 4 |
| (6) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | |
| その他有価証券 | 1,516,999 | 1,516,999 | |
| (7) 貸出金 | 4,354,076 | | |
| 貸倒引当金 (* 1) | 38,071 | | |
| | 4,316,004 | 4,344,423 | 28,418 |
| 資産計 | 6,082,192 | 6,110,615 | 28,423 |
| <u>負債</u> | | | |
| (1) 預金 | 5,438,458 | 5,446,487 | 8,029 |
| (2) 譲渡性預金 | 161,427 | 161,515 | 87 |
| (3) コールマネー及び売渡手形 | 6,762 | 6,762 | |
| (4) 債券貸借取引受入担保金 | 88,564 | 88,564 | |
| (5) 借用金 | 102,823 | 105,069 | 2,246 |
| (6) 社債 | 125,000 | 127,670 | 2,670 |
| 負債計 | 5,923,036 | 5,936,070 | 13,033 |
| デリバティブ取引 (* 1)(* 3) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 1,697 | 1,697 | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (2,506) | (2,506) | |
| デリバティブ取引計 | (809) | (809) | |
| | | · · · · · · · · · · · · · · · · · | |

^(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、デリバティブに対する貸 倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

^(* 2) 特定取引資産には、デリバティブ取引は含めておりません。

^(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につ いては、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金についても、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、優先劣後等のように質的に分割されており保有者が複数であるような信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。それ以外のものについては、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

金銭の信託のうち、外部格付を有するものは、元利金の合計額を期間ごとの外部格付別平均利回りで割り引いて時価を算定しております。それ以外のものについては、信託財産構成物が満期のない預け金から構成されており、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は11,854百万円増加、「繰延税金資産」は4,860百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は6,994百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、第三者から提供を受けておりますが、国債の利回り等から 見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定され ており、国債の利回り及び金利スワプションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出商品の種類、貸出金利の種類、一定の期間及び内部格付に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定(*)しております。

(*)金利スワップ等の特例処理の対象とされた長期貸出金の時価については、金利スワップ等の時価((デリバティブ取引関係)参照)を当該長期貸出金の時価に加算して算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳 簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金商品の種類、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金については、調達の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「<u>資産</u>(6)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|-----------------------|------------|
| 非上場株式 (* 1)(* 2) | 20,367 |
| クレジット・デフォルト・スワップ(* 3) | |
| 合計 | 20,367 |

- (* 1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 当連結会計年度において、非上場株式について49百万円減損処理を行っております。
- (*3)一部のクレジット・デフォルト・スワップについては、市場価格がなく、かつ、合理的に算定された価額の入手も極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | | | | | (+ | |
|-----------------------|---------|---------------|---------------|---------------|---|-----------|
| | 1 年以内 | 1 年超 3 年以内 | 3 年超 5 年以内 | 5 年超 7 年以内 | 7 年超 10年以内 | 10年超 |
| 預け金 | 76,262 | | | | | |
| コールローン 及び買入手形 | 76,086 | | | | | |
| 買入金銭債権 | 2,808 | 4,045 | 7,789 | 1,646 | | 4,211 |
| 金銭の信託 | 1,034 | | | | | |
| 有価証券 | 27,253 | 106,514 | 180,767 | 281,808 | 619,885 | 140,876 |
| 満期保有目的の債券 | | | | | | |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | 27,253 | 106,514 | 180,767 | 281,808 | 619,885 | 140,876 |
| うち国債 | 2,500 | 4,500 | 117,000 | 194,850 | 527,000 | 48,000 |
| 地方債 | 2,457 | 6,041 | 8,265 | 38,667 | 49,448 | |
| 社債 | 11,246 | 39,136 | 22,306 | 5,703 | 8,000 | 5,509 |
| その他 | 11,049 | 56,836 | 33,195 | 42,587 | 35,437 | 87,367 |
| 貸出金 (*) | 449,111 | 608,092 | 574,313 | 309,110 | 415,031 | 1,302,583 |
| 合計 | 632,556 | 718,651 | 762,870 | 592,565 | 1,034,917 | 1,447,671 |

^(*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない85,123百万円、期間 の定めのないもの610,710百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

| | | | | | | (+ |
|------------------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|
| | 1 年以内 | 1 年超 3 年以内 | 3 年超 5 年以内 | 5 年超 7 年以内 | 7 年超 10年以内 | 10年超 |
| 預金 (*) | 4,825,483 | 394,165 | 215,800 | 1,759 | 1,249 | |
| 譲渡性預金 | 161,262 | 165 | | | | |
| コールマネー 及び売渡手形 | 6,762 | | | | | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 88,564 | | | | | |
| 借用金 | 14,980 | 5,697 | 3,546 | 19,421 | 46,182 | 12,995 |
| 社債 | 30,000 | | 40,000 | 15,000 | 30,000 | 10,000 |
| 合計 | 5,127,054 | 400,027 | 259,346 | 36,180 | 77,431 | 22,995 |

前へ 次へ

(有価証券関係)

前中間連結会計期間

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当ありません。
- 1.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日) 満期保有目的の債券で時価のあるものについては、該当ありません。
- 2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日)

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借 対照表計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) |
|-----|---------------|---------------------------|---------------|
| 株式 | 97,865 | 99,532 | 1,667 |
| 債券 | 1,005,144 | 1,018,763 | 13,619 |
| 国債 | 831,758 | 844,543 | 12,784 |
| 地方債 | 82,772 | 84,096 | 1,324 |
| 社債 | 90,613 | 90,124 | 489 |
| その他 | 306,465 | 283,007 | 23,458 |
| 合計 | 1,409,475 | 1,401,303 | 8,171 |

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、203百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する「合理的な基準」については、当中間連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は13,826百万円増加、「繰延税金資産」は5,668百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は8,157百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、第三者から提供を受けておりますが、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定されており、国債の利回り及び金利スワプションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3.時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日)

| | 金額(百万円) |
|-----------|---------|
| 満期保有目的の債券 | |
| その他有価証券 | 40,831 |
| 非上場株式 | 6,686 |
| 事業債 | 450 |
| 譲渡性預け金 | 11,290 |
| 買入金銭債権 | 22,405 |

当中間連結会計期間

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。
- 1.満期保有目的の債券(平成22年9月30日) 満期保有目的の債券については、該当ありません。

2. その他有価証券(平成22年9月30日)

| | 種類 | 中間連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------|-----|---------------------------|---------------|-------------|
| | 株式 | 44,466 | 33,495 | 10,970 |
| | 債券 | 1,217,893 | 1,184,523 | 33,369 |
| 中間連結貸借対照表計 | 国債 | 991,340 | 964,418 | 26,922 |
| 上額が取得原価を超え | 地方債 | 131,880 | 127,426 | 4,453 |
| るもの | 社債 | 94,672 | 92,678 | 1,993 |
| | その他 | 139,890 | 135,665 | 4,225 |
| | 小計 | 1,402,250 | 1,353,685 | 48,565 |
| | 株式 | 34,955 | 51,771 | 16,816 |
| | 債券 | 16,578 | 16,872 | 294 |
| 中間連結貸借対照表計 | 国債 | | | |
| 上額が取得原価を超え | 地方債 | | | |
| ないもの | 社債 | 16,578 | 16,872 | 294 |
| | その他 | 123,405 | 143,975 | 20,569 |
| | 小計 | 174,940 | 212,619 | 37,679 |
| 合 | 計 | 1,577,190 | 1,566,304 | 10,885 |

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に 比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについて は、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損 失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2,767百万円(うち、株式2,071百万円、債券696百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

前連結会計年度

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。
- 1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日)

| | 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円) | |
|----------|------------------------------|--|
| 売買目的有価証券 | 6 | |

- 2.満期保有目的の債券(平成22年3月31日) 満期保有目的の債券については、該当ありません。
- 3. その他有価証券(平成22年3月31日)

| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------|-----|-------------------------|---------------|-------------|
| | 株式 | 57,691 | 38,368 | 19,323 |
| | 債券 | 780,776 | 767,825 | 12,951 |
| │ │連結貸借対照表計上額 | 国債 | 629,286 | 618,507 | 10,779 |
| が取得原価を超えるも | 地方債 | 87,850 | 86,514 | 1,335 |
| 0 | 社債 | 63,639 | 62,803 | 836 |
| | その他 | 120,055 | 116,806 | 3,248 |
| | 小計 | 958,523 | 922,999 | 35,523 |
| | 株式 | 40,295 | 52,152 | 11,856 |
| | 債券 | 337,459 | 338,744 | 1,285 |
| │ │連結貸借対照表計上額 | 国債 | 287,958 | 288,739 | 781 |
| が取得原価を超えない | 地方債 | 20,255 | 20,342 | 86 |
| もの | 社債 | 29,245 | 29,661 | 416 |
| | その他 | 208,258 | 229,200 | 20,942 |
| | 小計 | 586,012 | 620,096 | 34,083 |
| 合 | 合計 | | 1,543,096 | 1,439 |

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券については、該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

| | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|-----|-----------|--------------|--------------|
| 株式 | 12,316 | 950 | 2,159 |
| 債券 | 1,624,860 | 7,904 | 1,974 |
| 国債 | 1,508,759 | 6,952 | 1,956 |
| 地方債 | 72,336 | 842 | |
| 社債 | 43,764 | 109 | 18 |
| その他 | 159,198 | 1,403 | 6,691 |
| 合計 | 1,796,375 | 10,258 | 10,825 |

6.保有目的を変更した有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 保有目的を変更した有価証券については、該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2,329百万円(うち、株式147百万円、債券192百万円、買入金銭債権1,989百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間

1.満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日)

| | 中間連結貸借対照表 | 時価 | 差額 |
|--------------|-----------|-------|-------|
| | 計上額(百万円) | (百万円) | (百万円) |
| 満期保有目的の金銭の信託 | 1,129 | 1,129 | |

⁽注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (平成21年9月30日)

| | 取得原価 | 中間連結貸借対照表 | 評価差額 | |
|-----------|-------|-----------|-------|--|
| | (百万円) | 計上額(百万円) | (百万円) | |
| その他の金銭の信託 | 156 | 156 | | |

⁽注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

当中間連結会計期間

1.満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日)

| | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) | うち時価が中間連結貸借対 照表計上額 超えるもの (百万円) | うち時価が中 間連結計上額を 照表計上の (百万円) |
|--------------|-----------------------|-------------|-------------|---|-------------------------------------|
| 満期保有目的の金銭の信託 | 595 | 596 | 1 | 1 | |

- (注) 1.時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
 - 2.「うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
 - 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (平成22年9月30日)

| | 中間連結貸借対照表 計上額(百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額(百万円) | うち 付別 連結 | うち中間連結 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの (百万円) |
|-----------|-----------------------|---------------|---------|----------|---|
| その他の金銭の信託 | 156 | 156 | | | |

- (注) 1.中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上した ものであります。
 - 2.「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

前連結会計年度

- 1. 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日) 運用目的の金銭の信託については、該当ありません。
- 2.満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日)

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) | うち時価が連 結貸借対照表 計上額を超え るもの (百万円) | うち時価が連 結貨額を超え かいもの (百万円) | |
|--------------|------------------|-------------|-------------|--|-----------------------------------|--|
| 満期保有目的の金銭の信託 | 1,034 | 1,038 | 4 | 4 | | |

- (注)1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
 - 2. 「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。
 - 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日)

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) | うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円) | うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円) |
|-----------|------------------|---------------|-------------|--|---|
| その他の金銭の信託 | 146 | 146 | | | |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

前へ 次へ

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|---|---------|
| 評価差額 | 8,171 |
| その他有価証券 | 8,171 |
| その他の金銭の信託 | |
| (+)繰延税金資産 | 1,826 |
| ()繰延税金負債 | 1,529 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 4,815 |
| ()少数株主持分相当額 | |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | 22 |
| その他有価証券評価差額金 | 4,793 |

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|---|---------|
| 評価差額 | 10,885 |
| その他有価証券 | 10,885 |
| その他の金銭の信託 | |
| (+)繰延税金資産 | 1,170 |
| ()繰延税金負債 | 3,286 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 6,428 |
| ()少数株主持分相当額 | |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | 8 |
| その他有価証券評価差額金 | 6,436 |

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|---|---------|
| 評価差額 | 1,439 |
| その他有価証券 | 1,439 |
| その他の金銭の信託 | |
| (+)繰延税金資産 | 1,560 |
| ()繰延税金負債 | 976 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 854 |
| ()少数株主持分相当額 | |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | 10 |
| その他有価証券評価差額金 | 865 |

<u>前へ</u> 次へ

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 金融商品取引所 | 金利先物 | | | |
| | 金利オプション | | | |
| | 金利先渡契約 | | | |
| 店頭 | 金利スワップ | 334,707 | 1,074 | 1,074 |
| | 金利オプション | | | |
| | その他 | 251,191 | 0 | 727 |
| É | 計 | | 1,074 | 1,802 |

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別 監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|------|---------|-----------|---------|-----------|
| 金融商品 | 通貨先物 | | | |
| 取引所 | 通貨オプション | | | |
| 店頭 | 通貨スワップ | 2,455,158 | 7,664 | 7,664 |
| | 為替予約 | 23,478 | 52 | 52 |
| | 通貨オプション | 33,993 | 0 | 48 |
| | その他 | | | |
| É | 計 | | 7,716 | 7,764 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

- (3) 株式関連取引(平成21年9月30日) 株式関連取引については、該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成21年9月30日) 債券関連取引については、該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成21年9月30日) 商品関連取引については、該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|----|---------------------------|-----------|---------|-----------|
| 店頭 | クレジット・ デフォルト・ オプション | 2,844 | 884 | 884 |
| | その他 | 12,000 | 247 | 247 |
| É | 計 | | 636 | 636 |

⁽注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当中間連結会計期間

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち 1 年超のもの (百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|----------------|-----------|-----------|-----------------------------|---------|-----------|
| | 金利先物 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| 金融商品 | 買建 | | | | |
| 向 品 取引所 | 金利オプション | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 金利先渡契約 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 金利スワップ | | | | |
| | 受取固定・支払変動 | 148,762 | 115,660 | 5,172 | 5,172 |
| | 受取変動・支払固定 | 148,624 | 115,647 | 4,297 | 4,297 |
| 店 頭 | 受取変動・支払変動 | 12,306 | 11,906 | 124 | 124 |
| | 金利オプション | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | その他 | | | | |
| | 売建 | 153,023 | 400 | 280 | 408 |
| | 買建 | 152,963 | 400 | 280 | 248 |
| | 合計 | | | 999 | 1,656 |

⁽注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち 1 年超のもの (百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|-----------|---------|-----------|-----------------------------|---------|-----------|
| | 通貨先物 | | (11111) | | |
| | 売建 | | | | |
| 金 融商 品 | 買建 | | | | |
| 商品 取引所 | 通貨オプション | | | | |
| 7231771 | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 通貨スワップ | 2,342,654 | 2,043,140 | 845 | 7,662 |
| | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | 10,797 | 2,870 | 566 | 566 |
| | 買建 | 9,208 | 2,870 | 447 | 447 |
| 店 頭 | 通貨オプション | | | | |
| 泊 骐 | 売建 | 20,527 | 3,017 | 1,388 | 430 |
| | 買建 | 20,527 | 3,017 | 1,388 | 1,170 |
| | その他 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 合計 | | | 964 | 8,521 |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

- (3) 株式関連取引(平成22年9月30日) 株式関連取引につきましては、該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成22年9月30日) 債券関連取引につきましては、該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成22年9月30日) 商品関連取引につきましては、該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日)

| (0) 5 5 5 1 5 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | | | | | |
|---|--|-----------|-----------------------------|---------|-----------|
| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち 1 年超のもの (百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
| 店頭 | クレジット・デフォル ト・オプション 売建 買建 その他 売建 買建 | 235 | | 5 | 5 |
| | 合計 | | | 5 | 5 |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

へッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日)

| ヘッジ会計 の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1 年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) |
|--------------|-----------|---------------------|---------------|-----------------------------|-------------|
| 原則的処理 方法 | 金利スワップ | 貸出金、その他有 価証券(債券) | | | |
| | 受取変動・支払固定 | | 62,095 | 62,095 | 3,437 |
| 金利スワッ | 金利スワップ | 貸出金 | | | |
| プの特例処 理 | 受取変動・支払固定 | | 183,991 | 181,491 | |
| 7 | 受取変動・支払変動 | | 4,994 | 4,994 | (注)3 |
| | その他 | 貸出金 | | | |
| | 買建 | | 1,000 | 1,000 | |
| | 合計 | | | | 3,437 |

- (注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24条)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日)

| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | |
|--------------|---------------------------------------|---------|---------------|-----------------------------|-------------|
| ヘッジ会計 の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1 年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) |
| 原則的処理 方法 | 為替予約 | 外貨建の貸出金 | 10,980 | | 69 |
| | 合計 | | | | 69 |

- (注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25条)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引(平成22年9月30日) 株式関連取引につきましては、該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成22年9月30日) 債券関連取引につきましては、該当ありません。

前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち 1年超(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|---------|-----------|-----------|---------------------|---------|-----------|
| | 金利先物 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| 金融商品 | 買建 | | | | |
| 取引所 | 金利オプション | | | | |
| 7231771 | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 金利先渡契約 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 金利スワップ | | | | |
| | 受取固定・支払変動 | 164,498 | 112,704 | 3,992 | 3,992 |
| | 受取変動・支払固定 | 164,316 | 112,682 | 3,137 | 3,137 |
| 店 頭 | 受取変動・支払変動 | 12,733 | 12,533 | 141 | 141 |
| | 金利オプション | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | その他 | | | | |
| | 売建 | 129,300 | 700 | 387 | 366 |
| | 買建 | 129,239 | 700 | 387 | 354 |
| | 合計 | | | 996 | 1,718 |

⁽注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち 1年超(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|----------|---------|-----------|---------------------|---------|-----------|
| | 通貨先物 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| 金融商品 | 買建 | | | | |
| 取引所 | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 通貨スワップ | 2,544,584 | 2,237,570 | 967 | 7,772 |
| | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | 28,132 | 468 | 429 | 429 |
| | 買建 | 27,540 | 459 | 484 | 484 |
| 店頭 | 通貨オプション | | | | |
| 山山 | 売建 | 18,455 | 1,395 | 534 | 93 |
| | 買建 | 18,455 | 1,395 | 534 | 409 |
| | その他 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 買建 | | | | |
| | 合計 | | | 1,022 | 8,330 |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

- (3) 株式関連取引(平成22年3月31日) 株式関連取引につきましては、該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成22年3月31日) 債券関連取引につきましては、該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成22年3月31日) 商品関連取引につきましては、該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 契約額等のうち 1年超(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|----|-----------------------------|-----------|---------------------|---------|-----------|
| | クレジット・デフォル ト・オプション 売建 | | | | |
| 店頭 | 買建 | 396 | 190 | 9 | 9 |
| | その他売建 | 12,000 | | 30 | 30 |
| | 買建 | | | | |
| | 合計 | | | 21 | 21 |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日)

| ヘッジ会計 の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超(百万円) | 時価 (百万円) |
|--------------|-----------|---------------------|---------------|---------------------|-------------|
| 原則的処理 方法 | 金利スワップ | 貸出金、その他有 価証券(債券) | | | |
| | 受取変動・支払固定 | | 60,964 | 60,964 | 2,381 |
| 金利スワッ | 金利スワップ | 貸出金 | | | |
| プの特例処 理 | 受取変動・支払固定 | | 156,402 | 153,652 | |
| ' | 受取変動・支払変動 | | 4,994 | 4,994 | (注)3 |
| | その他 | 貸出金 | | | |
| | 買建 | | 1,000 | 1,000 | |
| | 合計 | | | | 2,381 |

- (注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24条)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日)

| ヘッジ会計 の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超(百万円) | 時価 (百万円) |
|--------------|------|---------|---------------|---------------------|-------------|
| 原則的処理 方法 | 為替予約 | 外貨建の貸出金 | 6,318 | | 125 |
| | 合計 | | | | 125 |

- (注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25条)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引(平成22年3月31日) 株式関連取引につきましては、該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成22年3月31日) 債券関連取引につきましては、該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) ストック・オプション等については、該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1.ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名 営業経費 31百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

| | 平成22年ストック・オプション |
|---------------------------|-------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行取締役 12名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1) | 普通株式 383,200株 |
| 付与日 | 平成22年 7 月28日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めていない。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間は定めていない。 |
| 権利行使期間 | 平成22年7月29日 ~ 平成52年7月28日 |
| 権利行使価格(注2) | 1円 |
| 付与日における公正な評価単価(注2) | 326円 |

- (注)1.株式数に換算して記載しております。
 - 2.1株当たりに換算して記載しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) ストック・オプション等については、該当ありません。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間(平成22年9月30日)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度末残高(注) 有形固定資産の取得に伴う増加額

百万円

209百万円

その他増減額(は減少)

2百万円

当中間連結会計期間末残高

211百万円

(注) 当中間連結会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び 「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用して いるため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当中間連結会計期間の期首における残高を記載してお ります。

前へ

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

連結会社は銀行業以外の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

連結会社は銀行業以外の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

| | 金額(百万円) | |
|--------------------------|---------|--|
| 国際業務経常収益 | 6,234 | |
| 連結経常収益 | 67,609 | |
| 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%) | 9.2 | |

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。
 - 2. 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)であります。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

| | 金額(百万円) |
|--------------------------|---------|
| 国際業務経常収益 | 12,360 |
| 連結経常収益 | 138,744 |
| 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%) | 8.9 |

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。
 - 2. 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘 定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)であります。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1.サービスごとの情報

 (単位:百万円)

 貸出業務
 有価証券 投資業務
 役務取引 業務
 その他
 合計

 外部顧客に対する 経常収益
 37,711
 20,080
 12,186
 2,416
 72,394

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2.地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、 記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|-------------------------------|---|--|--|--|
| 1 株当たり純資産額 | 円 | 425.40 | 458.77 | 441.69 |
| 1株当たり中間(当期)純利 益金額 | 円 | 8.19 | 11.51 | 17.93 |
| 潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益金額 | 円 | | 11.51 | |

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| (注) 1. 1 休日だり記負産額の昇足工の基礎は、人のとむりとのりより。 | | | | |
|---|-----|----------------|----------------|--------------|
| | | 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
| | | (平成21年 9 月30日) | (平成22年 9 月30日) | (平成22年3月31日) |
| 1株当たり純資産額 | | | | |
| 純資産の部の合計額 | 百万円 | 293,030 | 313,423 | 302,919 |
| 純資産の部の合計額から控 除する金額 | 百万円 | 30,172 | 30,204 | 30,172 |
| うち新株予約権 | 百万円 | | 31 | |
| うち少数株主持分 | 百万円 | 30,172 | 30,172 | 30,172 |
| 普通株式に係る中間期末(期 末)の純資産額 | 百万円 | 262,857 | 283,219 | 272,746 |
| 1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末(期 末)の普通株式の数 | 千株 | 617,895 | 617,335 | 617,498 |

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|---|----------|--|--|--|
| 1株当たり中間(当期)純利益金 | 額 | • | | |
| 中間(当期)純利益 | 百万円 | 5,065 | 7,110 | 11,079 |
| 普通株主に 帰属しない金額 | 百万円 | | | |
| 普通株式に係る 中間(当期)純利益 | 百万円 | 5,065 | 7,110 | 11,079 |
| 普通株式の(中間) 期中平均株式数 | 千株 | 617,931 | 617,378 | 617,829 |
| | | | | |
| 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額 | 5 | | | |
| 中間(当期)純利益調整額 | 百万円 | | | |
| 普通株式増加数 | 千株 | | 27 | |
| うち新株予約権 | 千株 | | 27 | |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利 益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 | | | | |

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

| | 前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日) | 当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年 9 月30日) |
|-----------------|---|---|
| 経常収益 | 34,103 | 36,991 |
| 資金運用収益 | 24,561 | 23,464 |
| (うち貸出金利息) | 20,278 | 18,766 |
| (うち有価証券利息配当金) | 3,905 | 4,415 |
| 信託報酬 | 49 | 46 |
| 役務取引等収益 | 5,750 | 6,110 |
| 特定取引収益 | 158 | 279 |
| その他業務収益 | 3,347 | 7,005 |
| その他経常収益 | 235 | 84 |
| 経常費用 | 30,950 | 32,722 |
| 資金調達費用 | 4,300 | 3,283 |
| (うち預金利息) | 2,727 | 1,952 |
| 役務取引等費用 | 2,508 | 2,373 |
| その他業務費用 | 1,517 | 5,790 |
| 営業経費 | 15,365 | 14,833 |
| その他経常費用 | 1 7,258 | ¹ 6,441 |
| 経常利益 | 3,152 | 4,268 |
| 特別利益 | 14 | 3 |
| 特別損失 | 148 | 55 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 3,018 | 4,216 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,534 | 548 |
| 法人税等調整額 | 354 | 2,335 |
| 法人税等合計 | 1,179 | 1,787 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | | 2,428 |
| 少数株主利益 | 239 | 239 |
| 四半期純利益 | 1,599 | 2,189 |

| 前第 2 四半期連結会計期間 | 当第 2 四半期連結会計期間 |
|--|---|
| (自 平成21年 7 月 1 日 | (自 平成22年 7 月 1 日 |
| 至 平成21年 9 月30日) | 至 平成22年 9 月30日) |
| 1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,865百万円及び貸出金償却677百万円を含んでおります。 | 1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,173百万円、株式等償却1,151百万円、株式等売却損886百万円、貸出金償却847百万円及び貸出債権売却等による損失91百万円を含んでおります。 |

3【中間財務諸表】 (1)【中間貸借対照表】

| | 前中間会計期間 (平成21年9月30日) | 当中間会計期間 (平成22年 9 月30日) | 前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|
| 資産の部 | | | |
| 現金預け金 | 127,998 | 145,877 | 151,438 |
| コールローン | 21,319 | 21,601 | 76,086 |
| 買入金銭債権 | 24,905 | 13,002 | 19,374 |
| 特定取引資産 | 48,486 | 49,558 | 36,970 |
| 金銭の信託 | 1,285 | 751 | 1,180 |
| 有価証券 | 1, 7, 14 | 1, 7, 14 1,577,328 | 1, 7, 14 1,537,660 |
| 貸出金 | 2, 3, 4, 5, 6, 8 4,290,668 | 2, 3, 4, 5, 6, 8 4,340,333 | 2, 3, 4, 5, 6, 8 4,354,076 |
| 外国為替 | 6, 7 3,457 | 6, 7 3,848 | 6, 7 3,524 |
| その他資産 | 47,624 | 7 45,400 | 7 43,173 |
| 有形固定資産 | 9, 10 85,762 | 9, 10 84,924 | 9, 10, 11 85,494 |
| 無形固定資産 | 9,050 | 8,268 | 8,615 |
| 繰延税金資産 | 46,535 | 34,728 | 42,781 |
| 支払承諾見返 | 71,238 | 43,719 | 74,190 |
| 貸倒引当金 | 38,787 | 42,839 | 39,169 |
| 投資損失引当金 | 475 | - | - |
| 資産の部合計 | 6,161,469 | 6,326,503 | 6,395,397 |
| 負債の部 | | | |
| 預金 | 5,200,767 | ₇ 5,332,896 | ₇ 5,440,059 |
| 譲渡性預金 | 185,435 | 193,383 | 161,582 |
| コールマネー | 14,884 | ₇ 46,705 | 6,762 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 65,428 | 7 47,507 | 88,564 |
| 特定取引負債 | 45,357 | 46,832 | 33,899 |
| 借用金 | 153,570 | 7, 12 199,968 | 7, 12 163,523 |
| 外国為替 | 89 | 87 | 300 |
| 社債 | 115,000 | 13 85,000 | 95,000 |
| 信託勘定借 | 196 | 114 | 166 |
| その他負債 | 28,714 | 30,206 | 40,779 |
| 未払法人税等 | 2,452 | 432 | 4,222 |
| リース債務 | 1,338 | 1,259 | 1,307 |
| 資産除去債務 | - | 211 | - |
| その他の負債 | 24,923 | 28,302 | 35,249 |
| 役員賞与引当金 | | - | 41 |
| 役員退職慰労引当金 歴昭35余七 京提生引出会 | 815 | - 079 | 915 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 ポイント引当金 | 922 180 | 978 176 | 978 108 |
| ハインド 引 当 並 再評価に係る繰延税金負債 | 18 400 | 18 380 | 18 400 |
| 支払承諾 | 71 238 | 43 719 | 74 190 |
| 負債の部合計 | 5,901,001 | 14 | 14 |
| 只使ひ마다리 | 5,901,001 | 6,045,959 | 6,125,273 |

四半期報告書

| | 前中間会計期間 (平成21年9月30日) | 当中間会計期間 (平成22年9月30日) | 前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------------------|
| 純資産の部 | | | |
| 資本金 | 54,573 | 54,573 | 54,573 |
| 資本剰余金 | 30,634 | 30,634 | 30,634 |
| 資本準備金 | 30,634 | 30,634 | 30,634 |
| 利益剰余金 | 160,700 | 170,375 | 164,904 |
| 利益準備金 | 40,153 | 40,153 | 40,153 |
| その他利益剰余金 | 120,547 | 130,222 | 124,751 |
| 別途積立金 | 113,604 | 121,604 | 113,604 |
| 繰越利益剰余金 | 6,943 | 8,618 | 11,147 |
| 自己株式 | 3,016 | 3,162 | 3,138 |
| 株主資本合計 | 242,892 | 252,422 | 246,974 |
| その他有価証券評価差額金 | 4,815 | 6,428 | 854 |
| 繰延へッジ損益 | 1,550 | 2,250 | 1,646 |
| 土地再評価差額金 | 9 23,941 | 9 23,912 | 9 23,941 |
| 評価・換算差額等合計 | 17,575 | 28,090 | 23,150 |
| 新株予約権 | - | 31 | - |
| 純資産の部合計 | 260,468 | 280,544 | 270,124 |
| 負債及び純資産の部合計 | 6,161,469 | 6,326,503 | 6,395,397 |

(2)【中間損益計算書】

| | 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|---------------|--|--|--|
| 経常収益 | 66,977 | 72,010 | 137,245 |
| 資金運用収益 | 49,931 | 47,639 | 98,138 |
| (うち貸出金利息) | 40,752 | 37,711 | 79,698 |
| (うち有価証券利息配当金) | 8,521 | 9,350 | 17,156 |
| 信託報酬 | 81 | 86 | 179 |
| 役務取引等収益 | 10,860 | 11,784 | 22,849 |
| 特定取引収益 | 230 | 406 | 581 |
| その他業務収益 | 5,457 | 11,281 | 11,754 |
| その他経常収益 | 414 | 811 | 3,741 |
| 経常費用 | 59,130 | 60,204 | 119,682 |
| 資金調達費用 | 9,270 | 7,215 | 18,174 |
| (うち預金利息) | 5,593 | 4,006 | 10,386 |
| 役務取引等費用 | 4,430 | 4,419 | 8,867 |
| その他業務費用 | 2,954 | 6,577 | 9,905 |
| 営業経費 | 1 31,247 | 30,243 | 61,748 |
| その他経常費用 | ₂ 11,227 | 2 11,747 | 20,987 |
| 経常利益 | 7,846 | 11,806 | 17,562 |
| 特別利益 | 19 | 3 | 24 |
| 特別損失 | 197 | 126 | 285 |
| 税引前中間純利益 | 7,668 | 11,683 | 17,300 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,274 | 116 | 6,277 |
| 法人税等調整額 | 567 | 4,579 | 447 |
| 法人税等合計 | 2,842 | 4,696 | 6,724 |
| 中間純利益 | 4,826 | 6,987 | 10,575 |

(単位:百万円)

(3)【中間株主資本等変動計算書】

土地再評価差額金の取崩

当中間期変動額合計

当中間期末残高

前事業年度の 前中間会計期間 当中間会計期間 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 (自 平成22年4月1日 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) 至 平成22年9月30日) 至 平成22年3月31日) 株主資本 資本金 54,573 54,573 54,573 前期末残高 当中間期変動額 当中間期変動額合計 54,573 54,573 当中間期末残高 54,573 資本剰余金 資本準備金 前期末残高 30,634 30,634 30,634 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高 30,634 30,634 30,634 資本剰余金合計 前期末残高 30,634 30,634 30,634 当中間期変動額 当中間期変動額合計 当中間期末残高 30,634 30,634 30,634 利益剰余金 利益準備金 前期末残高 40,153 40,153 40,153 当中間期変動額 当中間期変動額合計 40,153 40,153 40,153 当中間期末残高 その他利益剰余金 別途積立金 前期末残高 109,604 113,604 109,604 当中間期変動額 別途積立金の積立 4,000 8,000 4,000 当中間期変動額合計 4,000 8,000 4,000 当中間期末残高 113,604 113,604 121,604 繰越利益剰余金 前期末残高 8,280 11,147 8,280 当中間期変動額 剰余金の配当 2,163 1,544 3,707 別途積立金の積立 4,000 8,000 4,000 中間純利益 4,826 6,987 10,575 自己株式の処分 0 0 0 土地再評価差額金の取崩 0 28 0 当中間期変動額合計 2,867 1,336 2,528 当中間期末残高 6,943 8,618 11,147 利益剰余金合計 前期末残高 158,037 164,904 158.037 当中間期変動額 剰余金の配当 2,163 1,544 3,707 別途積立金の積立 中間純利益 10,575 4,826 6,987 自己株式の処分 0 0 0

0

2,663

160,700

28

5,471

170,375

0

6,867

164,904

| | 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|-----------------------|--|--|---|
| 自己株式 | | | |
| 前期末残高 | 2,993 | 3,138 | 2,993 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 自己株式の取得 | 26 | 26 | 154 |
| 自己株式の処分 | 3 | 2 | 9 |
| 当中間期変動額合計 | 22 | 23 | 145 |
| 当中間期末残高 | 3,016 | 3,162 | 3,138 |
| 株主資本合計 | | | |
| 前期末残高 | 240,252 | 246,974 | 240,252 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | 2,163 | 1,544 | 3,707 |
| 中間純利益 | 4,826 | 6,987 | 10,575 |
| 自己株式の取得 | 26 | 26 | 154 |
| 自己株式の処分 | 3 | 2 | 8 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 0 | 28 | 0 |
| 当中間期変動額合計 | 2,640 | 5,448 | 6,721 |
| 当中間期末残高 | 242,892 | 252,422 | 246,974 |
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | 27,902 | 854 | 27,902 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 23,087 | 5,573 | 28,757 |
| 当中間期変動額合計 | 23,087 | 5,573 | 28,757 |
| 当中間期末残高 | 4,815 | 6,428 | 854 |
| 繰延へッジ損益 | · . | · | |
| 前期末残高 | 1,654 | 1,646 | 1,654 |
| 当中間期変動額 | ,,,, | , | ,,,,, |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 103 | 603 | 8 |
| 当中間期変動額合計 | 103 | 603 | 8 |
| 当中間期末残高 | 1,550 | 2,250 | 1,646 |
| 土地再評価差額金 | | 2,250 | 1,010 |
| 前期末残高 | 23,941 | 23,941 | 23,941 |
| 当中間期変動額 | 23,741 | 23,741 | 23,741 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 0 | 28 | 0 |
| 当中間期変動額合計 | 0 | 28 | 0 |
| 当中間期未残高 | 23,941 | 23,912 | 23,941 |
| 評価・換算差額等合計 | 23,741 | 23,912 | 23,941 |
| 前期末残高 | 5 615 | 22 150 | 5 615 |
| 当中間期変動額 | 5,615 | 23,150 | 5,615 |
| | 23,191 | 4,940 | 28,765 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | | 4,940 | |
| 当中間期変動額合計 | 23,191 | | 28,765 |
| 当中間期末残高 | 17,575 | 28,090 | 23,150 |
| 新株予約権 | | | |
| 前期末残高 | - | - | - |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | - | 31 | - |
| 当中間期変動額合計 | <u>-</u> | 31 | - |
| 当中間期末残高 | - | 31 | - |

四半期報告書

| | | | (|
|-----------------------|--|--|---|
| | 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| 純資産合計 | | | |
| 前期末残高 | 234,636 | 270,124 | 234,636 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | 2,163 | 1,544 | 3,707 |
| 中間純利益 | 4,826 | 6,987 | 10,575 |
| 自己株式の取得 | 26 | 26 | 154 |
| 自己株式の処分 | 3 | 2 | 8 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 0 | 28 | 0 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 23,191 | 4,972 | 28,765 |
| 当中間期変動額合計 | 25,831 | 10,420 | 35,487 |
| 当中間期末残高 | 260,468 | 280,544 | 270,124 |

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

| | 前中間会計期間 | 当中間会計期間 | 前事業年度 |
|-------------------------------|---|---|---|
| | (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 | 全社の大学学院の大学学院の大学学院の大学学院の大学学院の大学学院の大学学院の大学院の大 | 至 平成22年 9 月30日) 同左 | 全人の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の |
| 2. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1)有価証券の評価は、満て個証券の評価は、満て関係の評価は、満て関係の語のでは、満て関係を受ける。 (質別のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個 | (1) 保育の (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | (1)有領の語彙の語彙の語彙の語彙の語彙の語彙の語彙の語彙の語彙の語彙を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を |

| | | V/ 00 A 1 100 | ***** |
|-------------------|--|--|--|
| | 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| | (2)金銭の信託において信 | (2)金銭の信託において信 | (2)金銭の信託において信 |
| | 託財産を構成している有価 | 託財産を構成している有価 | 託財産を構成している有価 |
| | 証券の評価は、運用目的の | 証券の評価は、運用目的の | 証券の評価は、運用目的の |
| | 金銭の信託については時価 | 金銭の信託については時価 | 金銭の信託については時価 |
| | 法、運用目的以外の金銭の | | 法、運用目的以外の金銭の |
| | 信託については、上記(1)と | 法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(1)と | 信託については、上記(1)と |
| | 同じ方法により行っており | 同じ方法により行っており | 同じ方法により行っており |
| | ます。 | ます。 | ます。 |
| 3. デリバティブ取引 | デリバティブ取引(特定取 | A 9 , | A 9 , |
| の評価基準及び評 | 引目的の取引を除く)の評 | | |
| | | 同左 | 同左 |
| 価方法 | 価は、時価法により行って | | |
| | おります。 | | |
| 4. 固定資産の減価償 | (1) 有形固定資産(リース | (1) 有形固定資産(リース | (1) 有形固定資産(リース |
| 却の方法 | 資産を除く) | 資産を除く) | 資産を除く) |
| | 有形固定資産は、定率法 | | 有形固定資産は、定率 |
| | を採用し、年間減価償却 | | 法を採用しております。 |
| | 費見積額を期間により按 | | なお、主な耐用年数は次 |
| | 分し計上しております。 | | のとおりであります。 |
| | また、主な耐用年数は次 | 同左 | 建物 : 22~50年 |
| | のとおりであります。 | | その他:3~20年 |
| | 建物 : 22~50年 | | |
| | その他:3~20年 | | |
| | (2) 無形固定資産(リース | (2) 無形固定資産(リース | (2) 無形固定資産(リース |
| | 資産を除く) | 資産を除く) | 資産を除く) |
| | 無形固定資産は、定額法 | | |
| | により償却しておりま | | |
| | す。なお、自社利用のソフ | | |
| | トウエアについては、行 | 同左 | 同左 |
| | 内における利用可能期間 | | |
| | (主として5年・10年) | | |
| | に基づいて償却しており | | |
| | ます。 | | |
| | (3) リース資産 | (3) リース資産 | (3) リース資産 |
| | 所有権移転外ファイナン | | |
| | ス・リース取引に係る | | |
| | 「有形固定資産」中の | | |
| | リース資産は、リース期 | | |
| | 間を耐用年数とした定額 | | |
| | 法によっております。な | | |
| | お、残存価額については、 | 同左 | 同左 |
| | リース契約上に残価保証 | | |
| | の取決めがあるものは当 | | |
| | 該残価保証額とし、それ | | |
| | 以外のものは零としてお | | |
| | ります。 | | |
| 5. 繰延資産の処理方 | 社債発行費及び株式交付 | | |
| 法 | 費は、支出時に全額費用と | 同左 | 同左 |
| /5 | して処理しております。 | 1-3, | 1-3,7- |
| I | | | 1 |

| | (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) |
|---------------|-------------------------------|
| コツタッサ L甘油 | (4) 伶伽コ业人 |

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定め ている償却・引当基準に 則り、次のとおり計上し ております。

前中間会計期間

「注記事項(中間貸借 対照表関係) 4 」の貸出 条件緩和債権等を有する 債務者で与信額が一定額 以上の大口債務者のう ち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合 理的に見積もることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 貸出条件緩和実施前の約 定利率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法 (キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てて おります。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(1) 貸倒引当金

,貸倒引当金は、予め定め ている償却・引当基準に 則り、次のとおり計上し ております。

破産、特別清算等法的清算等法的事実が発了の事実が発す。)に等の事者()に係の事実が発する。)に等のよう。)に等のよう。)によびでは、といった。)には、といった。)には、といった。)には、というは、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というには、といいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいは、といいいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいいは、と

「注記事項(中間貸借 対照表関係) 4 」の貸出 条件緩和債権等を有する 債務者で与信額が一定額 以上の大口債務者のう ち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合 理的に見積もることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 貸出条件緩和実施前の約 定利率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法 (キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てて おります。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(1) 貸倒引当金

,貸倒引当金は、予め定め ている償却・引当基準に 則り、次のとおり計上し ております。

「注記事項(中間貸借 対照表関係) 4 」の貸出 条件緩和債権等を有する 債務者で与信額が一定額 以上の大口債務者のう ち、債権の元本の回収及 び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合 理的に見積もることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 貸出条件緩和実施前の約 定利率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法 (キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てて おります。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

| 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 | 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 | 前事業年度 (自 平成21年4月1日 |
|---|--|--|
| (目 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) すべての債権は、資産の 自己査定基準に基づき、 営業関連部署が資産査定 を実施し、当該部署部 を独立した資産監査 か査定結果を監査しま り、その査定結果に基づいて上記の引当を行って おります。 なお、破綻先及び実質破 | (目 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) すべての債権は、資産の 自己査定基準に基立査 営業関連部署が資産査 を実施し、当該産畜の 強立した資産監査の 査定結果を監査しま り、その査定結果に基づ いて上記の引当を行って おります。 なお、破綻先及び実質破 | (目 平成27年4月1日 至 平成22年3月31日) すべての債権は、資産の 自己査定基準に基づき、 営業関連部署が資産査定 を実施し、当該部署から 独立した資産監査の 査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行って おります。 なお、破綻先及び実質破 |
| 総先に対する担保・保証付債権等については、債権等については、領権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は49,029百万円であります。 | 総先に対する担保・保証 付債権等については、債 権額から担保の評価額及 び保証による回収が可能 と認められる額を控決し た残額を取立不能見込額 として債権額から直接額 をしており、その金額は 39,971百万円であります。 | 総成の に対する担保・保証 付債権等については、債 権額から担保の評価額及 び保証による回収が可能 と認められる額を控除し た残額を取立不能見込額 として債権額から直接減 額しており、その金額は 48,512百万円でありま す。 |
| (2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資 に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社 の財政状態等を勘案して 必要と認められる額を計 上しております。 | | |
| | | (3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員 への賞与の支払いに備え るため、役員に対する賞 与の支給見込額のうち、 当事業年度に帰属する額 を計上しております。 |
| (4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業 員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付額に基立 資産の見込額に基づさい できた、当年といるといる。 当年しているとおりられる額を計上しております。また、過去勤務債務の び数理計算上の差異の費 用処理方法は以下のとお | (4) 退職給付引当金 | (4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業 員の退職給付に備えるた め、当事業年度末におけ る退職給付債務及び年金 資産の見込額に基づき、 必要額を計上しておりま す。また、過去勤務債務及 び数理方法は以下のとお りであります。 過去勤務債務: |
| りであります。 過去勤務債務: その発生年度において 全額費用処理 数理計算上の差異: 各発生年度の従業員の 平均残存勤務期間内 の一定の年数(14年) によるした額を、 ぞれ発生の翌事業年 度から費用処理 | 同左 | その発生年度において 全額費用処理 数理計算上の差異: 各発生年度の従業員の 平均残存勤務期間内 の一定の年数(14年) による定額法により 按分した額をそれぞ れ発生の翌事 から費用処理 |

| | 前中間会計期間 | 当中間会計期間 | 前事業年度 |
|--|-------------------|--------------------------|----------------------------|
| | | | |
| | 至 平成21年4月1日 | 至 平成22年4月1日 | 至 平成22年3月31日) |
| | 포 17%=: 1 3/100급/ | <u> </u> | (会計方針の変更) |
| | | | 当事業年度末から「「退 |
| | | | 職給付に係る会計基準」 |
| | | | の一部改正(その3)」 |
| | | | (企業会計基準第19号平 |
| | | | 成20年7月31日)を適用 |
| | | | しております。 |
| | | | なお、従来の方法による |
| | | | |
| | | | 割引率と同一の割引率を使用することとなったた |
| | | | 使用することとなったた め、当事業年度の財務諸 |
| | | | |
| | | | 表に与える影響はありま |
| | /=\ /0 B\B\\\\ | | せん。 |
| | (5) 役員退職慰労引当金 | | (5) 役員退職慰労引当金 |
| | 役員退職慰労引当金 | | 役員退職慰労引当金 |
| | は、役員への退職慰労金 | | は、役員への退職慰労金 |
| | の支払いに備えるため、 | | の支払いに備えるため、 |
| | 役員に対する退職慰労金 | | 役員に対する退職慰労金 |
| | の支給見積額のうち、当 | | の支給見積額のうち、当 |
| | 中間会計期間末までに発 | | 事業年度末までに発生し |
| | 生していると認められる | | ていると認められる額を |
| | 額を計上しております。 | () -T-0-T A (-1-1-1) | 計上しております。 |
| | (6) 睡眠預金払戻損失引当 | (6) 睡眠預金払戻損失引当 | (6) 睡眠預金払戻損失引当 |
| | 金 | 金 | 金 |
| | 睡眠預金払戻損失引当 | | |
| | 金は、負債計上を中止し | | |
| | た預金について、預金者 | <u> </u> | <u> </u> |
| | からの払戻請求に備える | 同左 | 同左 |
| | ため、将来の払戻請求に | | |
| | 応じて発生する損失を見 | | |
| | 積り必要と認められる額 | | |
| | を計上しております。 | | |
| | (7) ポイント引当金 | (7) ポイント引当金 | (7) ポイント引当金 |
| | ポイント引当金は、ク | | ポイント引当金は、ク |
| | レジットカード利用促進 | | レジットカード利用促進 |
| | を目的とするポイント制 | | を目的とするポイント制 |
| | 度に基づき、クレジット | | 度に基づき、クレジット |
| | カード会員に付与したポ | 同左 | カード会員に付与したポー |
| | イントの使用により発生 | | イントの使用により発生 |
| | する費用負担に備えるた | | する費用負担に備えるた |
| | め、当中間会計期間末に | | め、当事業年度末におけ |
| | おける将来使用見込額を | | る将来使用見込額を計上 |
| _ LI (1/2 - + 1/2 - + | 計上しております。 | | しております。 |
| 7. 外貨建資産及び負 | 外貨建資産・負債は、中間 | | 外貨建資産・負債は、決算 |
| 債の本邦通貨への ************************************ | 決算日の為替相場による円 | 同左 | 日の為替相場による円換算 |
| 換算基準 | 換算額を付しております。 | | 額を付しております。 |
| 8. リース取引の処理 | 所有権移転外ファイナン | | |
| 方法 | ス・リース取引のうち、 | | |
| | リース取引開始日が平成20 | | |
| | 年4月1日前に開始する事 | | ₌ |
| | 業年度に属するものについ | 同左 | 同左 |
| | ては、通常の賃貸借取引に | | |
| | 準じた会計処理によってお | | |
| | ります。 | | |

| | ** ** OD ** 1 #F000 | \/ \ \ \ \ \ \ + | **** |
|-------------|---------------------|-----------------------------|-----------------|
| | 前中間会計期間 | 当中間会計期間 | 前事業年度 |
| | (自 平成21年4月1日 | (自 平成22年4月1日 | (自 平成21年4月1日 |
| | 至 平成21年 9 月30日) | 至 平成22年 9 月30日) | 至 平成22年 3 月31日) |
| 9. ヘッジ会計の方法 | (イ)金利リスク・ヘッジ | (イ)金利リスク・ヘッジ | (イ)金利リスク・ヘッジ |
| | 金融資産・負債から生じ | 金融資産・負債から生じ | 金融資産・負債から生じ |
| | る金利リスクに対する | る金利リスクに対する | る金利リスクに対する |
| | ヘッジ会計の方法は、 | ヘッジ会計の方法は、 | ヘッジ会計の方法は、 |
| | 「銀行業における金融商 | 「銀行業における金融商 | 「銀行業における金融商 |
| | 品会計基準適用に関する | 品会計基準適用に関する | 品会計基準適用に関する |
| | 会計上及び監査上の取扱 | I | |
| | | 会計上及び監査上の取扱 | 会計上及び監査上の取扱 |
| | い」(日本公認会計士協 | い」(日本公認会計士協 | い」(日本公認会計士協 |
| | 会業種別監査委員会報告 | 会業種別監査委員会報告 | 会業種別監査委員会報告 |
| | 第24号)に規定する繰延 | 第24号)に規定する繰延 | 第24号)に規定する繰延 |
| | ヘッジによっておりま | ヘッジによっておりま | ヘッジによっておりま |
| | す。ヘッジ有効性評価の | す。ヘッジ有効性評価の | す。ヘッジ有効性評価の |
| | 方法については、相場変 | 方法については、相場変 | 方法については、相場変 |
| | 動を相殺するヘッジにつ | 動を相殺するヘッジにつ | 動を相殺するヘッジにつ |
| | | | |
| | いて、ヘッジ対象となる | いて、ヘッジ対象となる | いて、ヘッジ対象となる |
| | 借用金・貸出金等とヘッ | 借用金・貸出金等とヘッ | 借用金・貸出金等とヘッ |
| | ジ手段である金利スワッ | ジ手段である金利スワッ | ジ手段である金利スワッ |
| | プ取引等を一定の(残存) | プ取引等を一定の(残存) | プ取引等を一定の(残存) |
| | 期間毎にグルーピングの | 期間毎にグルーピングの | 期間毎にグルーピングの |
| | うえ特定し評価しており | うえ特定し評価しており | うえ特定し評価しており |
| | ます。 | ます。 | ます。 |
| | また、当中間会計期間末 | | また、当事業年度末の貸 |
| | の中間貸借対照表に計上 | | 借対照表に計上している |
| | している繰延ヘッジ損益 | | |
| | | | 繰延ヘッジ損益のうち、 |
| | のうち、「銀行業におけ | | 「銀行業における金融商 |
| | る金融商品会計基準適用 | | 品会計基準適用に関する |
| | に関する当面の会計上及 | | 当面の会計上及び監査上 |
| | び監査上の取扱い」(日 | | の取扱い」(日本公認会 |
| | 本公認会計士協会業種別 | | 計士協会業種別監査委員 |
| | 監査委員会報告第15号) | | 会報告第15号)を適用し |
| | を適用して実施しており | | て実施しておりました多 |
| | ました多数の貸出金・借 | | 数の貸出金・借用金等か |
| | 用金等から生じる金利リ | | ら生じる金利リスクをデ |
| | | | |
| | スクをデリバティブ取引 | | リバティブ取引を用いて |
| | を用いて総体で管理する | | 総体で管理する従来の |
| | 従来の「マクロヘッジ」 | | 「マクロヘッジ」に基づ |
| | に基づく繰延ヘッジ損益 | | │ く繰延へッジ損益は、 |
| | は、「マクロヘッジ」で | | 「マクロヘッジ」で指定 |
| | 指定したそれぞれのヘッ | | したそれぞれのヘッジ手 |
| | ジ手段の残存期間・想定 | | 段の残存期間・想定元本 |
| | 元本金額に応じ平成15年 | | 金額に応じ平成15年度か |
| | 度から1~7年間にわ | | ら1~7年間にわたっ |
| | たって、資金調達費用又 | | て、資金調達費用又は資 |
| | | | |
| | は資金運用収益として期 | | 金運用収益として期間配 |
| | 間配分しております。 | | 分しております。 |
| | なお、当中間会計期間末 | | |
| | における「マクロヘッ | | |
| | ジ」に基づく繰延ヘッジ | | |
| | 損失は55百万円(税効果 | | |
| | 額控除前)であります。 | | |
| | | I | l |
| | | | |

| | ** ** DD * *! #BBB | V/ DD A HDDC | **** | |
|--------------|--|-------------------------------|---------------------------------------|--|
| | 前中間会計期間 | 当中間会計期間 | 前事業年度 (自 平成21年4月1日 | |
| | (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 至 平成21年4月1日 | |
| | <u>エール(21年 9月30日)</u> (ロ)為替変動リスク・ヘッ | (ロ)為替変動リスク・ヘッ | (ロ)為替変動リスク・ヘッ | |
| | (ロ)何目を動り入り でくり | (ロ) | (ロ) | |
| | | | | |
| | 外貨建金融資産・負債か | | | |
| | ら生じる為替変動リスク | | | |
| | に対するヘッジ会計の方 | | | |
| | 法は、「銀行業における | | | |
| | 外貨建取引等の会計処理 | | | |
| | に関する会計上及び監査 | | | |
| | 上の取扱い」(日本公認 | | | |
| | 会計士協会業種別監査委 | | | |
| | 員会報告第25号)に規定 | | | |
| | する繰延ヘッジによって | | | |
| | おります。ヘッジ有効性 | | | |
| | 評価の方法については、 | | | |
| | 外貨建金銭債権債務等の | | | |
| | 為替変動リスクを減殺す | | | |
| | る目的で行う通貨スワッ | 同左 | 同左 | |
| | プ取引及び為替スワップ | | | |
| | 取引等をヘッジ手段と | | | |
| | し、ヘッジ対象である外 | | | |
| | 貨建金銭債権債務等に見 | | | |
| | 合うヘッジ手段の外貨ポ | | | |
| | ジション相当額が存在す | | | |
| | ることを確認することに | | | |
| | よりヘッジの有効性を評 | | | |
| | 価しております。 | | | |
| | なお、一部の資産・負債 | | | |
| | については、繰延ヘッジ | | | |
| | あるいは金利スワップの | | | |
| | 特例処理を行っておりま | | | |
| | | | | |
| 40、半世代の人制加 | す。 ** # ** T -** !! ナ `** # ** | | ンホ キ エマ ユ ー ジエル ーー ンホ キ エネ | |
| 10. 消費税等の会計処 | 消費税及び地方消費税 | | 消費税及び地方消費税 | |
| 理 | (以下、消費税等という。) | | (以下、消費税等という。) | |
| | の会計処理は、税抜方式に | | の会計処理は、税抜方式に | |
| | よっております。ただし、有 | 同左 | よっております。ただし、有 | |
| | 形固定資産に係る控除対象 | | 形固定資産に係る控除対象 | |
| | 外消費税等は当中間会計期 | | 外消費税等は当事業年度の | |
| | 間の費用に計上しておりま | | 費用に計上しております。 | |
| | す。 | | | |

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

| 前中間会計期間 | 当中間会計期間 | 前事業年度 |
|---------------|--------------------|----------------------|
| (自 平成21年4月1日 | (自 平成22年4月1日 | (自 平成21年4月1日 |
| 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) |
| | | (金融商品に関する会計基準) |
| | | 当事業年度末から「金融商品に関 |
| | | する会計基準」(企業会計基準第 |
| | | 10号平成20年 3 月10日)を適用し |
| | | ております。 |
| | | これにより、従来の方法に比べ、 |
| | | 「買入金銭債権」は1,125百万円 |
| | | 減少、「繰延税金資産」は461百万 |
| | | 円増加、「その他有価証券評価差 |
| | | 額金」は664百万円減少しており |
| | | ます。 |
| | (資産除去債務に関する会計基準) | |
| | 当中間会計期間から「資産除去債 | |
| | 務に関する会計基準」(企業会計 | |
| | 基準第18号平成20年3月31日)及 | |
| | び「資産除去債務に関する会計基 | |
| | 準の適用指針」(企業会計基準適 | |
| | 用指針第21号平成20年3月31日) | |
| | を適用しております。 | |
| | これにより、経常利益は12百万円 | |
| | 減少し、税引前中間純利益は70百 | |
| | 万円減少しております。また、当会 | |
| | 計基準等の適用開始による資産除 | |
| | | |
| | 去債務の変動額は209百万円であ | |
| | ります。 | |

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、 昨今の市場環境を踏まえた検討の 結果、引続き市場価格を時価とみ なせない状態にあると判断し、 中間期末においては、合理的にに 定表計上額としております。 により、市場価格をもって中間貸借対 により、市場価格をもって中間貸借対 により、市場価格をもって中間貸 付加、「場延税金資産」は5,668百万円 加、「その他有価証券評しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、第三者から提供を受けておりますが、国債の利回りにから見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより第定されており、国債の利回りび金利スワプションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、 昨今の市場環境を踏まえた検討の 結果、引続き市場価格を時価とみ なせない状態にあると判断し、当 中間期末においては、合理的に でされた価額をもって中間貸借対 照表計上額としております。 により、市場価格をもって中間貸借対 により、市場価格をもって中間貸出 で、「有価証券」は10,257百万円 増加、「繰延税金資産」は4,205百万円減少、「その他有価証券評価 差額金」は6,051百万円増加して おります。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、第三者から提供を受けておりますが、国債の利回りにから見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことによりり定されており、国債の利回りび金利スワプションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(その他有価証券に係る時価の算定 方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、 昨今の市場環境を踏まえた検討の 結果、引続き市場価格を時価し、引続き市場価格を時価し、引続き市場価格を時価し、 事業年度末においては、合理時対に 算定された価額をもって貸借された のは、市場価格をもって貸借された は11,854百万円増加に で繰延税金資産」は4,860百万円 減少、「その他有価証券評価差り ます。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、第三者から提供を受けておりますが、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定されており、国債の利回り及び金利スワプションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間 (平成21年9月30日)

- 1 関係会社の株式総額 13,961百 万円
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,428百万円、延滞債権額は 89,331百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間は続していることその他の事立との地の事文は利息の取立ては利息の取立ないものを計算の見込みがないものとはで利息を計上しなかから大収利息を計上しなか部上人付貨倒償却を行った、法97号の行令(昭和40年政令第97号の法第1項第3号のイから本までに規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞 債権額は5,843百万円でありま す
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 元本又は利息の支払が、約定支 払日の翌日から3月以上遅延し ている貸出金で破綻先債権及び 延滞債権に該当しないものであ ります。
- 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,299百万円であります.
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 113,902百万円であります。
- なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

当中間会計期間 (平成22年9月30日)

- 1 関係会社の株式総額 13,954 百万円
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,402百万円、延滞債権額は 76,880百万円であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞 債権額は3,467百万円でありま
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 元本又は利息の支払が、約定支 払日の翌日から3月以上遅延し ている貸出金で破綻先債権及び 延滞債権に該当しないものであ ります。
- 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債 権額は19,855百万円でありま す。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債 務者の経営再建又は支援を図る ことを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務者に 有利となる取決めを行った貸出 金で破綻先債権、延滞債権及び 3ヵ月以上延滞債権に該当しな いものであります。
- 5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 105,606百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前事業年度 (平成22年3月31日)

- 1 関係会社の株式総額 13,961百 万円
- 2 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,394百万円、延滞債権額は 79,729百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間 続していることその他の取立てとり元本又は利息の取立てとり元本又は利息の取立てと 弁済の見込みがないものとは 大収利息を計上しなかか部上人 (貸倒償却を行った計上人 会」という。)のうち、法外号) 統行令(昭和40年政令第97号) がらに掲げる事由又は同項第4号 に規定する事由が生じている貸 出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞 債権額は4,580百万円でありま す
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 元本又は利息の支払が、約定支 払日の翌日から3月以上遅延し ている貸出金で破綻先債権及び 延滞債権に該当しないものであ ります。
- 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債 権額は18,028百万円でありま す
- なお、貸出条件緩和債権とは、債 務者の経営再建又は支援を図る ことを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶 予、債権放棄その他の債務者に 有利となる取決めを行った貸出 金で破綻先債権、延滞債権及び 3ヵ月以上延滞債権に該当しな いものであります。
- 5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 107,732百万円であります。
- なお、上記2から5に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額 であります。

前中間会計期間 (平成21年 9 月30日)

- 6 手形割引は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に関する 会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別 査委員会報告第24号)に基づ 金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業 手形及び買入外国為替は、売却 又は(再)担保という方法で自由 に処分できる権利を有しており ますが、その額面金額は28,567 百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 296,868百万円 その他 資産 1,857百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,019百万円 債券貸借 取引受入 65,428百万円 担保金

上記のほか、為替決済等の取引の 担保あるいは先物取引証拠金等 の代用として、有価証券134,114 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 2,969百万円であります。

- なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、41百万円であります。
- 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契申は、顧客からの融資実行の規定を受けた場合に、契約上規にでいて違反が金をでいることを約する契約に係る正とを約する支援のであります。これらの契約に係る正の方であります。このうちにはであります。このうちに対してあります。このうちに対してあります。のが1,308,888百万円あります。のが1,308,888百万円あります。

当中間会計期間 (平成22年9月30日)

- 6 手形割引は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に関する 会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監 査委員会報告第24号)に基づき 金融取引として処理しておりま す。これにより受け入れた商業 手形及び買入外国為替は、売却 又は(再)担保という方法で自由 に処分できる権利を有しており ますが、その額面金額は25,661 百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 364,514百万円 その他 資産 19百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,261百万円 コールマ 20,000百万円 ネー 債券貸借

取引受入 47,507百万円担保金

借用金 69,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の 担保あるいは先物取引証拠金等 の代用として、有価証券 163,983百万円を差し入れてお ります。

また、その他資産のうち保証金は2,774百万円であります。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、8百万円であります。

8 当座貸越契約及び貸付金に係るよりを受けた場合に、ションの融資実行の申規では、顧客からの融資実行の上規を受けた場合に、契約した条件について違し、変にのではないでは、一定の限度額まで資金を向けることを約する契約に係る関係をあります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,362,542百万円であります。このうちにはないが1,324,592百万円あります。のが1,324,592百万円あります。

前事業年度 (平成22年3月31日)

- 6 手形割引は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に関する 会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別 査委員会報告第24号)に基づ 金融取引として処理しております。これにより受け入れた商 手形及び買入外国為替は、売自 に処分できる権利を有しており ますが、その額面金額は30,520 百万円であります。
- 7 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

有価証券 303,029百万円 その他 資産 19百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,007百万円 債券貸借 取引受入 88,564百万円 担保金

借用金 11,200百万円 上記のほか、為替決済等の取引の 担保あるいは先物取引証拠金等 の代用として、有価証券131,472 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は2,819百万円であります。なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引金額は、4百万円であります。

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の規定を受けた場合に、契約上規なを受けた場合に、契約上規なるで、要約上のでの限度額まで資力であります。これらの契約に係る可以表す。これらの契約に係る可以表す。これらの表別であります。これらのものでは、1,337,905百円期間が1年以内のもの又は任なのが1,298,142百万円あります。

前中間会計期間 (平成21年9月30日)

なお、これらの契約の多くは、融 資実行されずに終了するもので あるため、融資未実行残高その ものが必ずしも当行の将来の キャッシュ・フローに影響を与 えるものではありません。これ らの契約の多くには、金融情勢 の変化、債権の保全及びその他 相当の事由があるときは、当行 が実行申し込みを受けた融資の 拒絶又は契約極度額の減額をす ることができる旨の条項が付け られております。また、契約時に おいて必要に応じて不動産・有 価証券等の担保を徴求するほ か、契約後も定期的に(半年毎 に)予め定めている行内手続に 基づき顧客の業況等を把握し、 必要に応じて契約の見直し、与 信保全上の措置等を講じており ます。

9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再 評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎とるとめに国税庁長官が定めてした方法により算定めてした方法により合理的な過略を行って算出

同法律第10条に定める再評価を 行った事業用の土地の当中間会 計期間末における時価の合計額 と当該事業用の土地の再評価後 の帳簿価額の合計額との差額

28,039百万円

当中間会計期間 (平成22年9月30日)

なお、これらの契約の多くは、融 資実行されずに終了するもので あるため、融資未実行残高その ものが必ずしも当行の将来の キャッシュ・フローに影響を与 えるものではありません。これ らの契約の多くには、金融情勢 の変化、債権の保全及びその他 相当の事由があるときは、当行 が実行申し込みを受けた融資の 拒絶又は契約極度額の減額をす ることができる旨の条項が付け られております。また、契約時に おいて必要に応じて不動産・有 価証券等の担保を徴求するほ か、契約後も定期的に(半年毎 に)予め定めている行内手続に 基づき顧客の業況等を把握し、 必要に応じて契約の見直し、与 信保全上の措置等を講じており ます。

9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る級延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再 評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎とるといる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めした方法により算定めした方法により育定的で重額に基づいて、合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を 行った事業用の土地の当中間会 計期間末における時価の合計額 と当該事業用の土地の再評価後 の帳簿価額の合計額との差額

28,673百万円

前事業年度 (平成22年3月31日)

なお、これらの契約の多くは、融 資実行されずに終了するもので あるため、融資未実行残高その ものが必ずしも当行の将来の キャッシュ・フローに影響を与 えるものではありません。これ らの契約の多くには、金融情勢 の変化、債権の保全及びその他 相当の事由があるときは、当行 が実行申し込みを受けた融資の 拒絶又は契約極度額の減額をす ることができる旨の条項が付け られております。また、契約時に おいて必要に応じて不動産・有 価証券等の担保を徴求するほ か、契約後も定期的に(半年毎 に)予め定めている行内手続に 基づき顧客の業況等を把握し、 必要に応じて契約の見直し、与 信保全上の措置等を講じており ます。

9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再 評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎とるといる上地の価額を算定するでありた方法により算定めした方法により合理的なるをので算出

同法律第10条に定める再評価を 行った事業用の土地の当事業年 度末における時価の合計額と当 該事業用の土地の再評価後の帳 簿価額の合計額との差額

28,673百万円

| 公市租仓计和租 水中租仓计和租 劳事 <u>米</u> 在在 | | | | | | |
|---------------------------------------|------------------------|-------------------------------|--|--|--|--|
| 前中間会計期間 | 当中間会計期間 | 前事業年度 | | | | |
| (平成21年 9 月30日) | (平成22年 9 月30日) | (平成22年3月31日) | | | | |
| 10 有形固定資産 | 10 有形固定資産 | 10 有形固定資産 | | | | |
| の減価償却累 39,389百万円 計額 | の減価償却累 41,057百万円 計額 | の減価償却累 40,226百万円 計額 | | | | |
| | | 11 有形固定資産 の圧縮記帳額 12,725百万円 | | | | |
| | | (当事業年度 圧縮記帳額 百万円) | | | | |
| 12 借用金には、他の債務よりも債 | 12 借用金には、他の債務よりも債 | 12 借入金には、他の債務よりも債 | | | | |
| 務の履行が後順位である旨の特 | 務の履行が後順位である旨の特 | 務の履行が後順位である旨の特 | | | | |
| 約が付された劣後特約付借入金 | 約が付された劣後特約付借入金 | 約が付された劣後特約付借入金 | | | | |
| 127,700百万円が含まれており | 107,700百万円が含まれており | 127,700百万円が含まれており | | | | |
| ます。 | ます。 | ます。 | | | | |
| 13 社債には、劣後特約付社債 | 13 社債には、劣後特約付社債 | 13 社債には、劣後特約付社債 | | | | |
| 35,000百万円が含まれておりま | 25,000百万円が含まれておりま | 35,000百万円が含まれておりま | | | | |
| す 。 | す 。 | す 。 | | | | |
| 14 有価証券中の社債のうち、有価 | 14 有価証券中の社債のうち、有価 | 14 有価証券中の社債のうち、有価 | | | | |
| 証券の私募(金融商品取引法第 | 証券の私募(金融商品取引法第 | 証券の私募(金融商品取引法第 | | | | |
| 2条第3項)による社債に対す | 2条第3項)による社債に対す | 2条第3項)による社債に対す | | | | |
| る当行の保証債務の額は44,392 | る当行の保証債務の額は | る当行の保証債務の額は45,931 | | | | |
| 百万円であります。 | 45,040百万円であります。 | 百万円であります。 | | | | |

(中間損益計算書関係)

| 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 | 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 | 前事業年度 (自 平成21年4月1日 |
|---------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) |
| 1 減価償却実施額は下記のとお | 1 減価償却実施額は下記のとお | |
| りであります。 | りであります。 | |
| 有形固定資產 1,060百万円 | 有形固定資産 1,140百万円 | |
| 無形固定資產 1,309百万円 | 無形固定資産 1,324百万円 | |
| 2 その他経常費用には、貸出金償 | 2 その他経常費用には、貸倒引当 | 2 その他経常費用には、貸出金償 |
| 却6,222百万円及び貸倒引当金 | 金繰入額5,132百万円、株式等売 | 却7,910百万円、貸倒引当金繰入 |
| 繰入額2,630百万円を含んでお | 却損2,979百万円、株式等償却 | 額6,097百万円、株式等売却損 |
| ります。 | 2,076百万円、貸出金償却847百 | 4,371百万円、睡眠預金払戻損失 |
| | 万円及び貸出債権売却等による | 引当金繰入による損失978百万 |
| | 損失159百万円を含んでおりま | 円及び貸出債権売却等による損 |
| | す。 | 失616百万円を含んでおります。 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | | | | | + |
|------|---------------|------------------|------------------|-----------------|--------------|
| | 前事業年度末 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間 末株式数 | 摘要 |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 7,257 | 67 | 7 | 7,316 | |
| 合 計 | 7,257 | 67 | 7 | 7,316 | |

増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間 末株式数 | 摘要 |
|------|---------------|------------------|------------------|-----------------|----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 7,651 | 69 | 6 | 7,713 | |
| 合 計 | 7,651 | 69 | 6 | 7,713 | |

増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 | 摘要 |
|------|---------------|----------------|----------------|---------------|----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 7,257 | 416 | 22 | 7,651 | |
| 合 計 | 7,257 | 416 | 22 | 7,651 | |

増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。



(リース取引関係)

| ** ** BB * * 1 #BBB | \\ _ | ************************************** | | |
|--|-------------------|---|--|--|
| 前中間会計期間 | 当中間会計期間 | 前事業年度 | | |
| (自 平成21年4月1日 | (自 平成22年4月1日 | (自 平成21年4月1日 | | |
| 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) | | |
| 1. ファイナンス・リース取引 | 1.ファイナンス・リース取引 | 1. ファイナンス・リース取引 | | |
| (1) 所有権移転外ファイナンス・ | (1) 所有権移転外ファイナンス・ | (1) 所有権移転外ファイナンス・ | | |
| リース取引 | リース取引 | リース取引 | | |
| リース資産の内容 | リース資産の内容 | リース資産の内容 | | |
| | | | | |
| (ア)有形固定資産 | (ア)有形固定資産 | (ア)有形固定資産 | | |
| 主として、事務機器であり | □ <i>+</i> | 同左 | | |
| ます。 | 同左 | 四年 | | |
| (イ)無形固定資産 | (イ)無形固定資産 | (イ)無形固定資産 | | |
| ソフトウエアであります。 | 同左 | 同左 | | |
| | | | | |
| リース資産の減価償却の方法 | リース資産の減価償却の方法 | リース資産の減価償却の方法 | | |
| 中間財務諸表作成のための基 | | | | |
| 本となる重要な事項「4.固定 | 同左 | 同左 | | |
| 資産の減価償却の方法」に記 | | | | |
| 載のとおりであります。 | | | | |
| | (の) 落労の任代世四コードラナン | (2) 落労の任代世四コークマナナ | | |
| (2) 通常の賃貸借取引に係る方法 | (2) 通常の賃貸借取引に係る方法 | (2) 通常の賃貸借取引に係る方法 | | |
| に準じて会計処理を行ってい | に準じて会計処理を行ってい | に準じて会計処理を行ってい | | |
| る所有権移転外ファイナンス | る所有権移転外ファイナンス | る所有権移転外ファイナンス | | |
| ・リース取引 | ・リース取引 | ・リース取引 | | |
| ・リース物件の取得価額相当額、減 | ・リース物件の取得価額相当額、減 | ・リース物件の取得価額相当額、減 | | |
| | | | | |
| 価償却累計額相当額、減損損失 | 価償却累計額相当額、減損損失 | 価償却累計額相当額、減損損失 | | |
| 累計額相当額及び中間会計期間 | 累計額相当額及び中間会計期間 | 累計額相当額及び期末残高相当 | | |
| 末残高相当額 | 末残高相当額 | 額 | | |
| 有形 無形 | 有形 無形 | 有形 無形 | | |
| 有形 無形 固定 固定 合計 | り | 有形 無形 固定 固定 合計 | | |
| 資產 資産 (百万円) | 資產 資產 (百万円) | 資産 資産 (百万円) | | |
| (百万円) (百万円) | (百万円) (百万円) | (百万円) (百万円) | | |
| 取得価額 20 20 | 取得価額 | 取得価額 5 5 | | |
| 相当額 30 30 | 相当額 5 5 | 取存機器 5 5 5 | | |
| \- \(\tau \) \(\tau | -1 /T M -10 | N-1 (T M4 + D | | |
| 減価償却 累計額 25 25 | 減価償却 累計額 2 2 | 減価償却 | | |
| 相当額 | 相当額 | 相当額 | | |
| 減損損失 | 減損損失 | 減損損失 | | |
| 累計額 | 累計額 | 累計額 | | |
| 相当額 | 相当額 | 相当額 | | |
| 中間会計 | 中間会計 | 期末残高 | | |
| 期間末 5 5 5 残高相当額 | 期間末 3 3 残高相当額 | 相当額 3 3 | | |
| /XIO1113 BX | /XIQ14 = RX | | | |
| + 12712 LL = 1211 + 121 | ᆂᄱᇃᆚᅠᆿᄳᆂᄜᅀᅼᄪᄜᆂ | ᆂᇩᇃᆸᅠᆿᄳᄪᆂᅷᆕᄪᄽᅘ | | |
| ・未経過リース料中間会計期間末 | ・未経過リース料中間会計期間末 | ・未経過リース料期末残高相当額 | | |
| 残高相当額 | 残高相当額 | 1年内 1年超 合計 | | |
| 1年内 1年超 合計 | 1年内 1年超 合計 | (百万円) (百万円) (百万円) | | |
| (百万円) (百万円) (百万円) | (百万円) (百万円) (百万円) | 0 3 3 | | |
| 1 3 5 | 0 2 3 | | | |
| ・リース資産減損勘定の中間会計 | ・リース資産減損勘定の中間会計 | ・リース資産減損勘定の期末残高 | | |
| 期間末残高 | 期間末残高 | 百万円 | | |
| | | | | |
| 百万円 | 百万円 | | | |
| ・支払リース料、リース資産減損勘 | ・支払リース料、リース資産減損勘 | ・支払リース料、リース資産減損勘 | | |
| 定の取崩額、減価償却費相当額、 | 定の取崩額、減価償却費相当額、 | 定の取崩額、減価償却費相当額、 | | |
| 支払利息相当額及び減損損失 | 支払利息相当額及び減損損失 | 支払利息相当額及び減損損失 | | |
| 支払リース料 3百万円 | 支払リース料 0百万円 | 支払リース料 4百万円 | | |
| | | | | |
| リース資産減損 百万円 | リース資産減損 百万円 | リース資産減損 百万円 | | |
| 一 一 | 勘正の以朋領 | - 一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | |
| 減価償却費 2百万円 | 減価償却費 0百万円 | 減価償却費 3百万円 | | |
| | 作马贺 | 相当額 | | |
| 支払利息相当額 0百万円 | 支払利息相当額 0百万円 | 支払利息相当額 0百万円 | | |
| 減損損失 百万円 | 減損損失 百万円 | 減損損失 百万円 | | |
| ・減価償却費相当額の算定方法 | ・減価償却費相当額の算定方法 | ・減価償却費相当額の算定方法 | | |
| | | パルリスの見付当役の昇化力な | | |
| リース期間を耐用年数とし、残存 | <u> </u> | <u> </u> | | |
| 価額を零とする定額法によって | 同左 | 同左 | | |
| おります。 | | | | |
| • | | | | |

| 前中間会計期間 | 当中間会計期間 | 前事業年度 | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|--|--|
| (自 平成21年4月1日 | (自 平成22年4月1日 | (自 平成21年4月1日 | | |
| 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) | | |
| ・利息相当額の算定方法 | ・利息相当額の算定方法 | ・利息相当額の算定方法 | | |
| リース料総額とリース物件の取 | | リース料総額とリース物件の取 | | |
| 得価額相当額との差額を利息相 | | 得価額相当額との差額を利息相 | | |
| 当額とし、各中間会計期間への | 同左 | 当額とし、各期への配分方法に | | |
| 配分方法については、利息法に | | ついては、利息法によっており | | |
| よっております。 | | ます。 | | |
| 2. オペレーティング・リース取引 | 2. オペレーティング・リース取引 | 2. オペレーティング・リース取引 | | |
| ・オペレーティング・リース取引 | ・オペレーティング・リース取引 | ・オペレーティング・リース取引 | | |
| のうち解約不能のものに係る未 | のうち解約不能のものに係る未 | のうち解約不能のものに係る未 | | |
| 経過リース料 | 経過リース料 | 経過リース料 | | |
| 1年内 1年超 合計 | 1年内 1年超 合計 | 1年内 1年超 合計 | | |
| (百万円) (百万円) (百万円) | (百万円) (百万円) (百万円) | (百万円) (百万円) (百万円) | | |
| | | | | |

(有価証券関係)

前中間会計期間(平成21年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、該当ありません。

当中間会計期間(平成22年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|------------------|-------------|-------------|
| 子会社株式 | | | |
| 関連会社株式 | | | |
| 合計 | | | |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

| | 中間貸借対照表計上額(百万円) |
|--------|-----------------|
| 子会社株式 | 1,309 |
| 関連会社株式 | 12,645 |
| 合計 | 13,954 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

前事業年度(平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------|-------------------|-------------|-------------|
| 子会社株式 | | | |
| 関連会社株式 | | | |
| 合計 | | | |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | |
|--------|-------------------|--|
| 子会社株式 | 1,309 | |
| 関連会社株式 | 12,652 | |
| 合計 | 13,961 | |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、 「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(平成22年9月30日)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高(注)209百万円有形固定資産の取得に伴う増加額百万円その他増減額(は減少)2百万円当中間会計期間末残高211百万円

(注) 当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(重要な後発事象) 該当ありません。

4 【その他】

中間配当

平成22年11月12日開催の取締役会において、第100期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額

1,543百万円

1株当たりの中間配当金

2 円50銭

信託財産残高表

| 資産 | | | | | | | |
|--------|-------------------------|--------|---------------------------|--------|-------------------------|--------|--|
| 科目 | 前中間会計期間 (平成21年9月30日) | | 当中間会計期間 (平成22年 9 月30日) | | 前事業年度 (平成22年 3 月31日) | | |
| 771 | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) | |
| 信託受益権 | 50,168 | 97.86 | 38,661 | 97.43 | 41,767 | 97.50 | |
| 有形固定資産 | 903 | 1.76 | 903 | 2.28 | 903 | 2.11 | |
| 銀行勘定貸 | 196 | 0.38 | 114 | 0.29 | 166 | 0.39 | |
| 現金預け金 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | |
| 合計 | 51,268 | 100.00 | 39,679 | 100.00 | 42,837 | 100.00 | |

| 負債 | | | | | | | |
|----------------|-------------------------|--------|-------------------------|--------|-------------------------|--------|--|
| 科目 | 前中間会計期間 (平成21年9月30日) | | 当中間会計期間 (平成22年9月30日) | | 前事業年度 (平成22年 3 月31日) | | |
| ↑ ↑ | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) | |
| 金銭信託 | 50,266 | 98.05 | 38,681 | 97.48 | 41,833 | 97.66 | |
| 包括信託 | 1,001 | 1.95 | 998 | 2.52 | 1,003 | 2.34 | |
| 合計 | 51,268 | 100.00 | 39,679 | 100.00 | 42,837 | 100.00 | |

⁽注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間 百万円、当中間会計期間 百万円、前事業年度 百万円

² 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度の取扱残高はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

平成21年11月13日

株式会社広島銀行 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 小 松 原 浩 平

指定社員 公認会計士 髙 山 裕 三 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 築 地 新 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社広島銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社広島銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成22年11月12日

株式会社広島銀行 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 小 松 原 浩 平 業務執行社員

指定有限責任計員 業務執行社員

公認会計士 髙 山 裕 三

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 河 合 聡 一 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に 掲げられている株式会社広島銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結 会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借 対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書につい て中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から 中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法 人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なう ような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等 を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結 果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表 の作成基準に準拠して、株式会社広島銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日を もって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッ シュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会 社)が別途保管しております。

² 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成21年11月13日

株式会社広島銀行 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 小 松 原 浩 平

指定社員 業務執行社員 公認会計士 髙 山 裕 三

指定社員 業務執行社員 公認会計士 築 地 新 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社広島銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第99期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社広島銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成22年11月12日

株式会社広島銀行 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 小 松 原 浩 平

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 髙 山 裕 三

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 河 合 聡 一 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社広島銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第100期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社広島銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

² 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。